

[付 錄]
參 考 論 文

主要国FTAにおける原産地の証明手続 及び検証手続の最近の傾向

香川里子

[前編]

I. はじめに

最近の我が国の自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)¹⁾の交渉状況(資料①)、加速化する世界の発効済みFTA件数²⁾を鑑みると、FTAの全盛期が到来しつつあるといつても言い過ぎではないと思われる。世界貿易機関(WTO:World Trade Organization)協定上の例外として利用してきたFTAが、貿易の中心となる時代が到来するのかもしれない。

WTO協定においては、WTO加盟国からの輸入品に対し同じ関税率を適用することが原則であるが、その例外として、大きく言えば、途上国に対して特別に低い税率を適用する一般特恵(GSP:Generalized System of Preference)税率と、FTAに基づくFTA特恵税率は、特定の国のみに対し低い関税率を適用することが認められている。

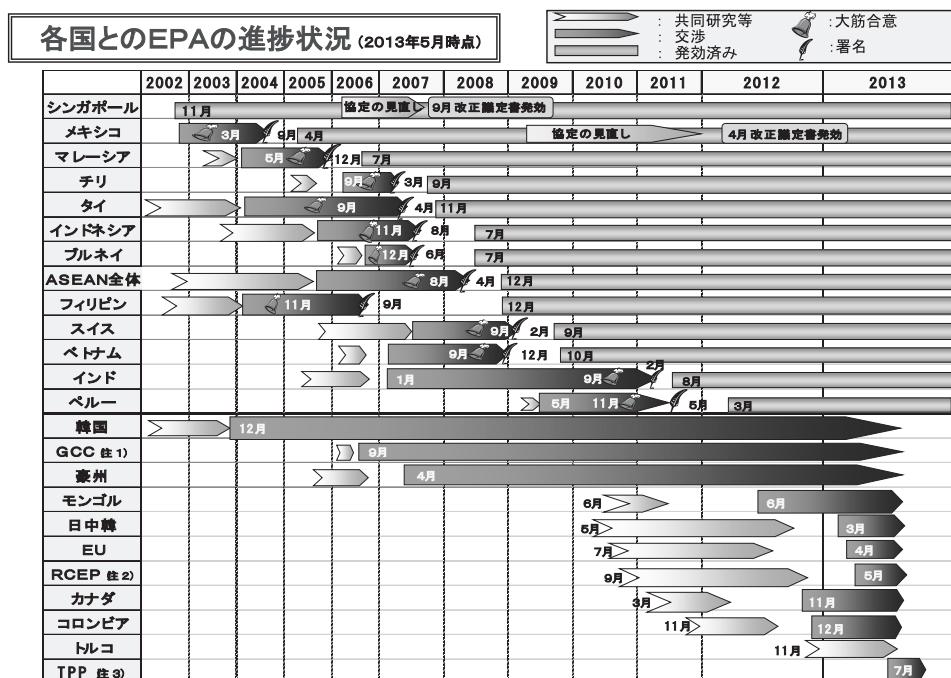
その低い関税率を特別に適用できる国の原産品であるか否か、を決めるのが原産地規則(Rules of Origin)であり、原産品であることを輸入国税関に証明する手続(証明手続)やその原産品であるという証明を事後に証拠資料などにより確認する手続(検証手続)が原産地手続(Origin Procedure)である。ちなみに原産品とは、その国の工場で作った、とか、その国の人を作った、とかでは足りず、FTAに規定する原産地規則を満たすことが必要であることは、ご承知の通りである。

FTAの数が増えれば、FTA特恵税率を適用できる貿易も増加するが、原産品であることを証明しない限りこの恩恵は受けることができない。原産地規則や原産地手続がFTAの障害であるような意見も聞くが、特定の国に特別に低い関税率を適用する以上、線引きは必要であり、特別な恩恵を付与するというFTAの性質上必要不可欠なものである。

FTAに係る原産地規則や原産地手続については、国際的に統一された標準がなく³⁾、FTA相手国との交渉次第であることから、FTA毎に異なっているのが現状である。しかしながら、原産地手続については、米国やEUを始めとするFTA主要国は、発効したFTAの実施を通じ初期のFTAで採用した原産地手続の長所や短所がある程度明確になったことから、それを見直した上で制度を変更している。その結果、いくつかの原産地手続へ集約される傾向にあることから、本稿においては、原産地手続について、各国の制度を比較しつつ、各国の最新の傾向を分析したい。

原産地手続における証明手続と検証手続は、輸出国と輸入国をまたぐ国境を越えた手続であ

資料① 我が国におけるEPA/FTAの交渉状況



(注1)GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クエート、サウジアラビア、バーレーン

(注2)RCEP(東アジア地域包括的経済連携) ASEAN+3(ASEAN10か国+日中韓)とASEAN+6(ASEAN10か国+日中韓豪NZ印)が、ASEAN側の提案でRCEPと呼称を改めたもの。

(注3)TPP(環太平洋パートナーシップ協定) 2006年に効果したP4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国(シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイ)に加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8カ国で2010年3月から交渉が開始され、現在はマレーシア、カナダ及びメキシコを加えた11カ国が交渉に参加している。

り、締約国が同意し協定に規定して初めて実施可能となることから、FTAにおける原産地手続の二本柱とされている。FTAの数が増加し、また自己証明が主流となり証明手続が簡素化されている中で、原産品であるか否かの確認のためには、従来重要視されていた証明手続ではなく検証手続の重要性が高まっている。証明手続と検証手続の標準的な組み合わせはあるものの、どのような組み合わせを採用するかは最終的には各国の好みや交渉次第である。従って本稿においては、両者を別々に説明することとした。

II. FTAの原産地手続の類型

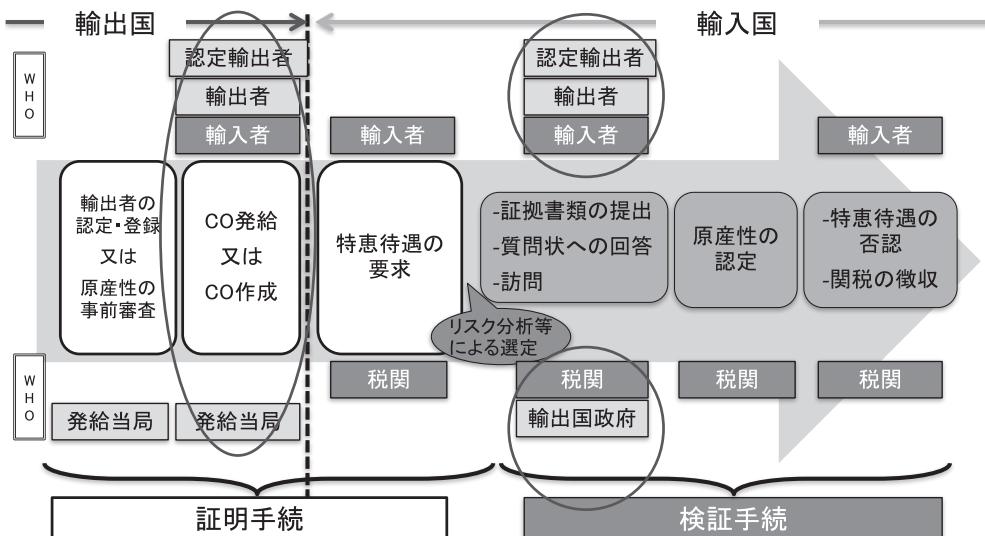
『貿易と関税』二〇〇九年五月号「自由貿易協定における原産地規則の比較研究—原産地証明・原産地検証制度に焦点を当てて—山神・牛島」において、各FTAにおける証明手続や検証手続の概要は詳細に説明されていることから、ここでは、各国の証明手続・検証手続を紹介する前提として、簡単にその類型を説明することとした。

本稿における原産地手続は、原産地証明⁴の申請及び発給(作成)、原産地証明に基づく輸入時における特恵税率の適用の要求までを証明手続、輸入国税關による検証対象となる輸入申告の選定、証拠書類の提出要求や訪問などによる原産品であるか否かの確認(以下「原産性の審査」と呼ぶ)、原産性の認定及び特恵税率の否認までを検証手続と整理している(資料②)。

資料② FTAにおける原産地手続

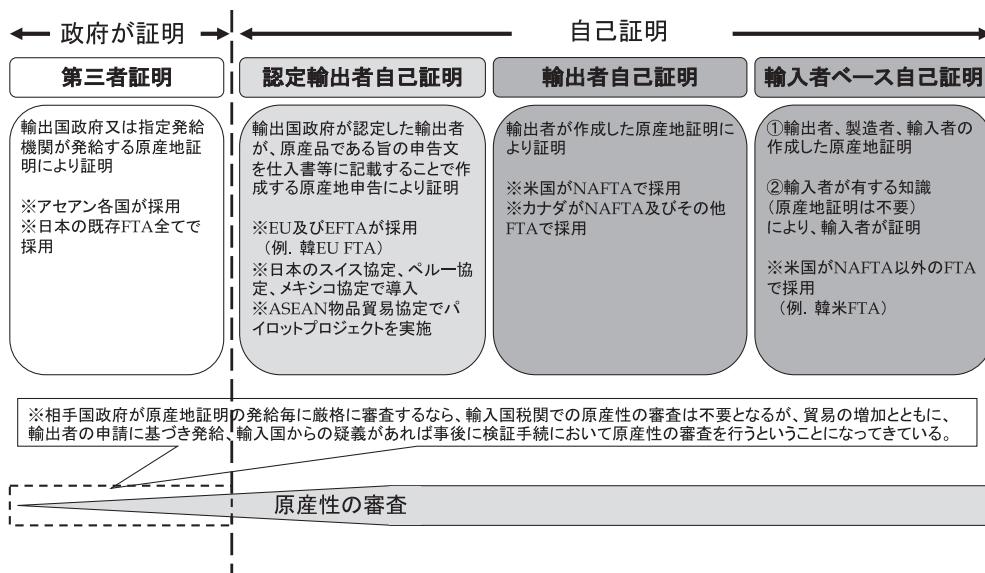
証明手続:誰が証明するのか

検証手続:誰が、誰に対して、検証を行うのか



資料⑤ 世界のFTAの証明手続の類型

証明手続とは、輸入国税關に対し、相手国から輸入される產品が原產品であることを証明を行うことをいう。



資料③ 原産地証明書(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

<p>9. Declaration by the exporter: (第9欄 輸出者による申告)</p> <p>I, the undersigned, declare that: (署名者は以下を申告する)</p> <ul style="list-style-type: none"> - the above details and statement are true and accurate. (以上の明細と記述は真実で正確であること) - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate. (上記の貨物はこの証明書を発給するために必要とされる条件に合致すること) - the country of origin of the good(s) described above is Japan. (上記の貨物の原産国は日本であること) <p>Place and Date: (場所と日時) Signature: (署名) Name (printed): (氏名(印字)) Company: (会社)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. Exporter's Name, Address and Country:</td> <td style="width: 25%;">Reference No.:</td> <td style="width: 25%;">Number of page /</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">Issued in Japan</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. Item number (as necessary): Marks and numbers: Number and kind of packages: Description of good(s): HS tariff classification number</td> <td style="padding: 5px;">5. Preference criterion</td> <td style="padding: 5px;">6. Quantity or gross weight</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">8. Remarks:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate. the country of origin of the good(s) described above is Japan.</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10. Certification: It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Signature: _____</td> </tr> </table>	1. Exporter's Name, Address and Country:	Reference No.:	Number of page /	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP			CERTIFICATE OF ORIGIN			Issued in Japan			4. Item number (as necessary): Marks and numbers: Number and kind of packages: Description of good(s): HS tariff classification number	5. Preference criterion	6. Quantity or gross weight										8. Remarks:			9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate. the country of origin of the good(s) described above is Japan.			10. Certification: It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.			Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company: _____			Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Signature: _____		
1. Exporter's Name, Address and Country:	Reference No.:	Number of page /																																						
AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP																																								
CERTIFICATE OF ORIGIN																																								
Issued in Japan																																								
4. Item number (as necessary): Marks and numbers: Number and kind of packages: Description of good(s): HS tariff classification number	5. Preference criterion	6. Quantity or gross weight																																						
8. Remarks:																																								
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate. the country of origin of the good(s) described above is Japan.																																								
10. Certification: It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.																																								
Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company: _____																																								
Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Signature: _____																																								

※ 和訳は説明のための仮訳であり、正式なものではありません。

1. 証明手続⁵

輸入時にFTA特恵税率を適用するためには、製造者、輸出者、輸入者とつながる一連のサプライチェーンにおける誰かが原産品であることを証明し、それに基づき輸入者が輸入国税関にFTA特恵税率の適用を要求(Claim)することが必要である。FTA特恵税率の適用対象となる原産品であるか否かを判断するための原産地規則については、FTAによって異なるものの、その締約国で「実質的な加工」を行った場合にその国⁶の原産品となるという基本的な考え方方は世界共通である。原産品か否かを判断できるのは、原材料や加工に関する情報を有する製造者が存在する輸出国であり、原産地であることの証明を行うのは輸出国側という考え方方が古くからとられてきた。よってFTAの証明手続は、輸出国側が証明する制度が圧倒的に多いが、近年、輸入者が証明する制度も米国や豪州を中心に採用されている。証明の類型としては、誰が証明するかにより大きく分けて四つの類型があげられる(資料⑤)。

(1) 第三者証明制度

① 概要

輸出国の輸出者や製造者による原産品であるという申請に基づき、中立的な立場である輸出国発給当局(第三者)が審査・発給した原産地証明(資料③)により、輸入者がFTA特恵税率の適用を要請する制度。発給当局は、税関、商工省などの政府機関や商工会議所が多い。一般特恵制度では当該制度がEUを中心として広く採用されており⁷、またFTAにおいても、我が国をはじめとするアジア諸国において採用されている。

資料④ 原産地申告(日スイス経済連携協定の例)

「The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (產品の原産地) preferential origin.」

「この文書の対象となる產品の輸出者(認定番号)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該產品の原産地(國名)が特惠に係る原産地であることを申告する。」

協定に規定された一定の文言の記載

(*)インボイス以外でも、納品書その他の商業上の文書でも可。(ただし、関係する產品について特定できるよう十分に詳細に記述するものであることが必要)

INVOICE					
Shipper	No.	Date	Contract No.		
Commodity			PO No.		
			L/C No.		
			Shipping Bank		
Aba Refly			Bank		
Shipped	Port of Loading		Payment T/T REMITTANCE		
Port of Discharge	Final Destination		Ref No.		
ITEMS & NOS	DESCRIPTION OF GOODS	Quantity	Unit Price	Amount	
TEXTILE FABRIC GOODS	GIF SHANGHAI				
 A/I No. 14	Plain Dyed Plain Fabric Linen 100% Multi 100% (Art No.MF01110)	125.0m	USD16.00	USD	2,024.00
G/T No. 1	Plain Dyed Plain Fabric Linen 100% Multi 100% (Art No.MF01111)	215.1m	USD13.00	USD	2,795.00
Total Amount				USD	4,821.00
TOTAL	1 PACKAGES ONLY				
N/W	72.0 KGS				
G/W	73.1 KGS				
W/M	0.588 M2				
The exporter of the products covered by this document (No.) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (Product's country) preferential origin. Manager					

②証明の信頼性(証明手続と検証手続のバランス)

第三者証明は、発給時において発給当局が原産性の審査をすることが前提とされているため、他の制度と比べると証明の信頼性は高い制度であり、検証手続の必要性は相対的に低い。

③メリット・デイメリット

発給当局が発給時に原産性の審査をすることが前提であることから、輸入申告時の税関による審査が、発給当局の印影や署名など正規に発給されたかどうかの確認が中心となるため、簡単となる。一方で、発給に係る発給当局の負担が大きいこと、原産地証明の申請、発給、取得、輸入者への送付とコストや時間がかかり、貨物が輸入国に到着しても原産地証明が届かないことも生じること、輸出国政府と輸入国政府の記載事項(関税分類番号など)に係る解釈違いや発給時のミスによる原産地証明の形式的な不備により、原産品であっても、FTA特惠税率の適用ができない可能性があること、などがデイメリットとして指摘されている。

なお、貿易量の増大に伴い、原産地証明の発給枚数も増加しており、現実的には、発給当局が発給の度に原産性の審査をすることが困難になってきている。

(2) 認定輸出者自己証明制度

①概要

輸出国政府が認定を行った輸出者(以下「認定輸出者」)が、自ら作成した原産地証明に基づき、輸入者がFTA特惠税率の適用を要求する制度である。EFTA(欧州自由貿易連合)やEUが採用している⁸。第三者証明が、政府機関等による証明であることと比較して、認定輸出者が自ら証明することから、自己証明の一類型と整理される。

[付 錄] 参 考 論 文

原産地証明の様式については、インボイス等の商業書類に原産品である旨の一文を追記することで原産地証明と見なす原産地申告（Origin declaration。Invoice declarationとも呼ばれる）（資料④）が採用されるFTAが大半である。

②証明の信頼性（証明手続と検証手続のバランス）

輸出国政府は、輸出者に対し認定のための審査を行うものの、自己証明であり個々の取引に関する輸出者の証明内容の審査は行わない。従って、認定のための審査の度合いにもよるが、一般的には、第三者証明より、原産地証明の信頼性は低く、原産性の審査のために検証手続の必要性は高くなる。

③メリット・デイメリット

認定輸出者は、個々の取引について自己証明を行うことができるため、(i) 原産地証明の申請や発給に係る時間やコストが削減されること、(ii) 原産地申告に不備がある場合には再度作成することが比較的容易であること、(iii) コピーや電子的な提出も認められやすいこと、など、自己証明ならではのメリットがある。また原産地申告の場合には記載事項が少ないとから関税分類番号違いなどの記載事項に係る不備が少ないこともメリットとなる。しかしながら、輸出者がこの制度を利用するためには輸出国政府による認定が必要なため、全ての者が自己証明できる制度よりは自由度が低い。

輸出国政府にとっては、発給業務が不要となり、認定により輸出者の法令順守を維持することで効率的な運用ができる。一方で、証明手続が自己証明となり申請手続時における原産性の審査が簡素化されたことの反射として、検証件数の増加に対応することが求められる。

（3）輸出者自己証明制度

①概要

輸出者が自ら作成した原産地証明により、輸入者がFTA特恵税率の適用を要求する制度。米国の初期のFTAである米イスラエルFTA（一九八五年発効）や北米自由貿易協定（NAFTA）（一九九四年発効）で採用されて以来、カナダ、コロンビア、ペルー、チリなど北米及び南米諸国で採用されている。

②証明の信頼性（証明手続と検証手続とのバランス）

輸出者が誰でも自己証明でき、証明の際に輸出国政府が関与しないことから、証明の信頼性は第三者証明や認定輸出者自己証明より低い。よって原産性の審査は、事後の検証手続が中心となる。

③メリット・デイメリット

輸出入者にとっては、(i) 発給に要する時間やコストが削減されること、(ii) 原産地証明に不備がある場合には再度作成することが比較的容易であること、(iii) コピーや電子的な提出が認められること、(iv) 輸出者が把握していれば複数の取引（輸入申告）についても一つの

原産地証明でカバーできること、などの柔軟性があることから、証明手続のみを考えればメリットが大きいと言え得る。

証明手続における輸出国政府の役割は基本的になく、検証手続においても通常は関与がない。輸入国税関は、検証手続を通じ自ら原産性の審査を行う必要があり、負担が大きくなる。輸出者にとっても、検証手続の対象となった場合には、輸入国税関から直接検証が行われることから負担が大きい。

(4) 輸入者ベースの自己証明制度

①概要

製造者、輸出者、輸入者のいずれかが自ら作成した原産地証明などにより輸入者がFTA特恵税率の適用を要求する制度。米国がNAFTA以外のFTAで採用している。

輸入者がFTA特恵税率の適用を要求する際には、(i) 輸出者、製造者、若しくは輸入者が作成した原産地証明、又は、(ii) 原産品であることに関する輸入者の知識 (Importer's Knowledge) (原産地証明は不要) に基づくことが必要となる。

NAFTAの輸出者自己証明をベースとして、輸出者・製造者のみならず、輸入者も証明することが可能であること、及び、誰が原産地証明を作成したとしても、検証手続の際に輸入者が原産性の立証の中心となることから、輸入者ベースの自己証明 (又は「NAFTA+」) と呼ばれている。米チリFTA (二〇〇四年発効)、米ペルーFTA (二〇〇九年発効)、米パナマFTA (二〇一一年発効)、米韓FTA (二〇一二年発効) などで採用されている。

輸入者が原産地を証明できる点、及び輸入者が原産地の立証の中心となる点において、輸出側が証明責任を負っている従来の制度から明確に決別しているところが特徴である。

なお、少数派ながら、米豪FTA (二〇〇五年発効) は、上記 (ii) の輸入者が有する知識 (Importer's Knowledge) に基づきFTA特恵税率の適用の要求を行う。輸出者や製造者は原産地証明を行うことができないこと、輸入者のみが立証責任を負っていることから、この制度に関しては、輸入者自己証明と整理すべきであり、輸入者ベースの自己証明制度とは別の制度としてオーストラリアの制度を紹介する際に説明する。

②証明の信頼性 (証明手続と検証手続とのバランス)

輸出者自己証明と同じ。

検証手続については、輸入者が中心となり、輸入者、輸出者・製造者が資料を提出するようにアレンジする。具体的には、輸入国税関が凝義を有する場合、まずは輸入者が証拠書類などを提出し、輸入者が情報を有していない場合には必要に応じて輸出者・製造者が提出することを輸入者がアレンジする。(輸出者や製造者は輸入者を介さず資料を直接輸入国税関に送付させることが可能。)

③メリット・デイメリット

輸出者自己証明のメリットに加え、輸入者も自ら証明することを選択出来る点で、取引形態などにより柔軟に対応できる。輸入者が原産地証明を作成した場合には、原産地証明の送付や

[付録] 参考論文

取得にかかる時間やコストを省くことが可能であり、更に輸入者の知識に基づき（原産地証明なしで）FTA特恵税率の適用を要求する場合には、原産地証明の作成に関するコストも削減できる。一方で、輸入者にとっては、原産品であることの立証の中心となることから、負担が大きい。輸出者への検証は、輸出者自己証明と比べると少なくなる。

証明手続における輸出国政府の役割は基本的になく、輸入国税関は、直接検証を行うこととなる。輸出者自己証明と比べれば自国の輸入者に確認ができ、相手国輸出者・製造者への検証が少なくなる点で、輸出者自己証明より、輸入国税関及び輸出者の負担は少ない。

2. 検証手続

検証は、輸入申告後、輸入国税関がリスク分析やその他の審査により原産品であることにつき疑義を有する場合において、証明された内容について原産性の審査を輸入後に行う手続である。従って、FTA特恵税率を適用する全ての者が対象となるわけではなく、一部の者が対象となる。

(1) 検証手続の必要性

FTAにおいては、証明手続の種類に関わらず検証手続が通常設けられている⁹。その理由としては以下があげられる。

- ① WTOのGATT第二四条8において、FTAの締結は実質的全ての貿易について関税を撤廃することが条件とされていることから、FTA特恵税率は、一般特恵税率より税率が低い場合が多く、原産性の審査を厳格に行う必要性が高いこと。
- ② 自己証明においては、証明時に審査が行われないことから、原産性の審査は、輸入申告の後に行われる検証手続が中心となること。
- ③ 第三者証明においては、発給当局が原産地証明の発給毎に原産性の審査を行うことが前提とされるが、発給枚数の増加に伴い発給毎に工場まで訪問して審査を行うことは事実上不可能であることから、発給当局が原産性の審査を事後に行う検証手続が必要となること。

(2) 検証の方法

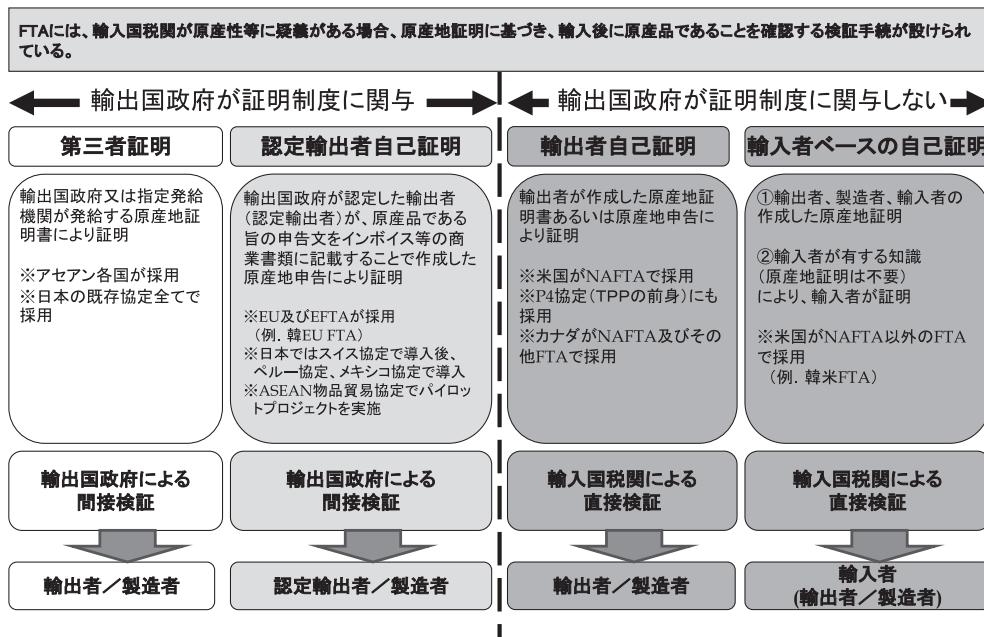
誰が原産性に関する情報収集を行うのか、という検証の実施主体の観点から、大きく分けて二つの方法がある。

- ① 「間接検証」：輸入国税関からの要請に基づき、輸出国政府が自国の輸出者や製造者に対して検証を行う制度であり、輸入国税関が直接行わないことから「間接検証」という。日本、EU、 ASEAN諸国などが採用している。

検証において原産性の認定に必要な情報収集を輸出国政府が行うことから、輸出国政府の負担が大きい。検証を通じて適正な原産地認定ができるかどうかは輸出国政府の能力次第となる。

- ② 「直接検証」：輸入国税関が、輸出国の輸出者・製造者に対し自ら検証を行う制度であり、

資料⑥ 世界のFTAの検証手続の類型



輸入国税関が直接行うことから「直接検証」という。米国、豪州、カナダ、南米諸国などが採用している。

検証において原産性の認定に必要な情報収集を、輸入国税関が直接輸出者等に対して行うため、輸出国政府の能力に左右されず輸入国税関の能力での原産地認定が可能となる。一方で国境を越える調査となることから輸入国税関の負担が大きい。輸出者・製造者の立場から見れば、輸入国税関からの情報提供要求や訪問要請に対応する必要があることから、言語の問題も含め、負担が大きい。

なお、証明手続と検証方法の組み合わせについて説明すると、

- ① 一般的には、第三者証明や認定輸出者自己証明のように、原産地証明の発給や輸出者の認定などにより証明手続に輸出国政府が関与するFTAの場合には、検証もその輸出国政府が主体の間接検証となる組み合わせが多いが、他方、
- ② 証明手続に輸出国政府が関与しない自己証明を採用しているFTAにおいては、検証手続においても輸出国政府が関与しない直接検証となる組み合わせが多い（資料⑥）。

(3) 検証の対象

検証の対象者、つまり、検証において情報を提供し原産性を立証する義務がある者は、基本的には証明を行う者となる。

従って、

- ① 第三者証明、認定輸出者自己証明、輸出者自己証明においては、輸出者・製造者が対象と

[付 錄] 参 考 論 文

なる。一方、

- ② 輸入者ベースの自己証明の場合には、原産地証明を作成しなくとも輸入者が立証の中心となることから、まずは、輸入者が検証の対象となるが、輸入者が輸出者・製造者の証明に基づき証明した場合や輸入者が資料を有しない場合などにおいては、輸出者や製造者も検証の対象となる。

なお、国内制度上、原産地証明の作成者に関わらず、まずは輸入者に聞く国も多い（豪州、米国、日本など）。検証の結果、FTA特恵税率の適用が否認され、追加関税を支払うなど不利益を被るのは輸入者であることから、輸出者が答えられず否認される前に、輸入者が有している資料を提出する機会を与えることが公平である、と米国は説明している。

(4) 検証の手段

直接検証、間接検証いずれの場合においても、検証の手段には大差はなく、大きく分けて三つの手段が存在する。

①情報提供の要請

②質問状への回答の要請

③（輸出者の会社や製造工場への）訪問検証

情報提供の要請や質問状への回答依頼をまず行い、疑義が解明されない場合に訪問検証を行う国が多い。特に直接検証の場合には、輸出国へ出張して調査を行うことは、輸入国税関にとって、コストや時間がかかるため、訪問検証は最終手段であろう。訪問検証は、訪問に承諾するか否かの要請がまず行われ、承諾があつて初めて可能となる。

(5) FTA特恵税率の適用の否認

検証の結果、原産品ではないことが確認できた場合には、FTA特恵税率の適用が否認される。更に、情報提供要請や質問状への回答が不十分又は行われない場合や、訪問検証についての事前に承諾がない又は訪問における情報提供が不十分の場合においても、FTA特恵税率の適用が否認されることがFTA上規定されていることが多い。

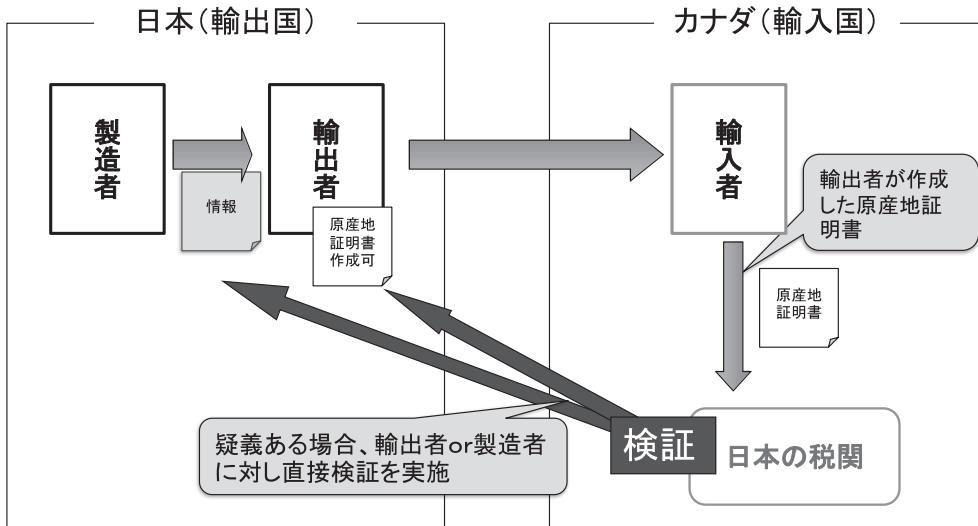
(6) 書類の保存義務

検証を実効性のあるものにするため、FTAにおいては、通常、検証の対象となる輸出者、製造者、及びFTAによっては輸入者に対し原産品であることの証拠書類の保存義務を課している。

III. 主要国のFTAにおける証明手続・検証手続

次に、証明手続及び検証手続について、主要国の最近の傾向につき詳細を見てみたい。

資料⑦ NAFTAの原産地手続(輸出者自己証明)



1. カナダ

カナダは、NAFTAで採用した輸出者自己証明をその後も採用している。NAFTAにおける輸出者自己証明を理解し、「NAFTA+」とも呼ばれている輸入者ベースの自己証明に移行した米国の制度との比較を行うに当たって有益と思われることから、初めに簡単に紹介したい(資料⑦)。

(1) 証明手続

カナダは、輸出者自己証明の原則を厳格に貫いており、原産品であることの立証責任、つまり証拠書類の提出義務などを、すべて輸出者・製造者に課しており、輸入者は立証についての義務は一切負わない。

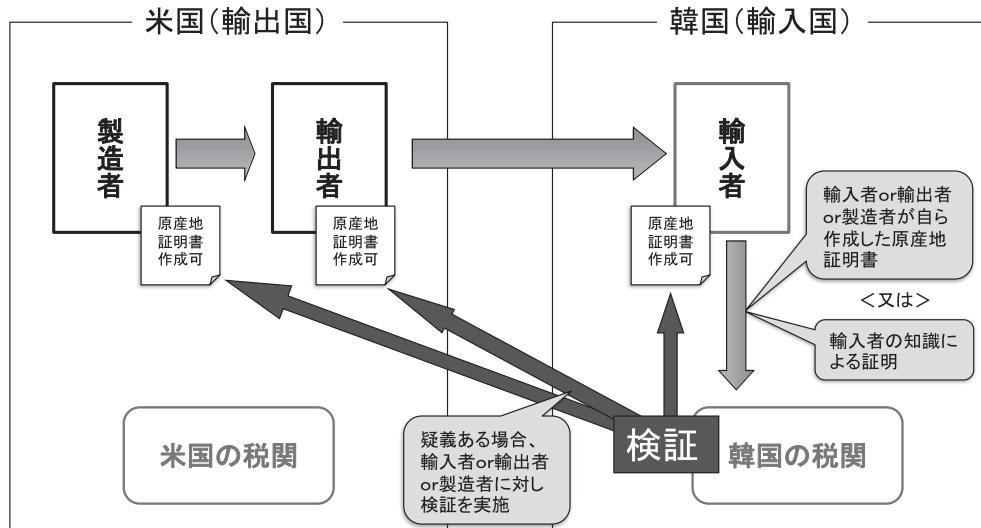
カナダの税関手続においては、①輸入者は、所持している輸出者が作成した原産地証明に基づき、輸入申告時にFTA特恵税率の適用を申請し、②カナダ税関からリスクに応じ要請があった場合には、原産地証明その他の船積書類をカナダ税関に提出するが、③それ以外の原産品であることを立証する証拠資料が輸入者に求められることは一切ない。④カナダ税関が原産地証明等を確認した結果、原産性に疑義が生じた場合には、輸出者・製造者への検証に移行する。

(2) 検証手続

カナダの検証手続は米国と同様、輸入国税関が直接に輸出者等に対し検証を行う直接検証である。カナダにおいては、原産性の疑義があれば必ず輸出者への検証が行われる点で、輸入者への検証が中心である米国の輸入者ベースの自己証明と異なる。

輸入者の取引相手である輸出者に対して、カナダ税関からまず質問状が送付され、それに対して十分な回答が行われば検証は終了となる。通常は質問状への回答で検証は終わるが、回答

資料⑧ 韓米FTAの原産地手続（輸入者ベースの自己証明）



が不十分な場合など、依然疑義がある場合には、輸出者等に対する訪問検証が行われることになる。

(3) メリット・ディメリット

証明手続及び検証手続における輸入者の負担は少ない。

輸出者にとっては、原産性の立証責任が課されており、特に原産性に疑義がある場合には、全て輸出者・製造者への検証となることから検証における負担が大きい。

同様に、輸入国税関から見れば、全て輸出者・製造者への検証となることから、検証における負担が大きい。

なお、カナダは、米国の動向に関わらず同じ制度を二〇年間採用していることになるが、この点につき、FTAを利用するカナダの輸入者は中小企業や子会社が多く、原産性に関する情報を有していないケースが多いため、輸入者が証明するニーズが少ないと、カナダは説明している。

2. 米国

(1) 米国の証明手続

① 輸出者自己証明から輸入者ベースの自己証明へ

米国は、NAFTAにおいて輸出者自己証明を採用した後、方針を転換し、以降のFTAにおいては、米韓FTAなどにおいて輸入者ベースの自己証明を採用している（資料⑧）。

二〇一〇年一〇月にマレーシアで開催されたAPEC自己証明ワークショップなどにおいて、米国は、輸出者自己証明の問題点について以下のように説明している。

- ・輸入者が生産工程など原産品であることを証明するための知識を有していても、輸出者が作

- 成する原産地証明を取得することが必要であり、コスト及び時間がかかること
- ・輸出者が原産地証明を正しく作成しないことにより、原産品であってもFTA特恵税率が否認される可能性があること
 - ・検証は輸出者に対して行われ、輸入者は一切関与できないにもかかわらず、輸出者が十分な資料を提供せず、FTA特恵税率の適用が否認された場合、輸入者にMFN税率とFTA特恵税率の差額分の関税が請求されること
 - ・NAFTAは隣国との間のFTAであり、輸入国税関が直接輸出国の輸出者を訪問して行う検証が比較的楽であるが、他のFTAにおいては、輸出国の輸出者への訪問検証を行うことが、輸入国税関への負担となること

また、米国において、一九九三年に税関近代化法（Customs Modernization Act）が発効し、十分に説明された法令順守（Informed compliance）及び共同責任（shared responsibility）の概念が導入された。このことにより、輸入者が輸入に関する法令に従う義務が明確化され、輸入申告における関税評価や関税分類などの申告項目と同様に、原産地についても、輸入者が合理的な注意義務（reasonable care）を有するとしたことも背景にある、と同ワークショップで説明している。

②米国の輸入者ベースの自己証明の特徴

米国の輸入者ベースの自己証明は、以下が基本的な骨格となっている。

- (i) 輸出国、製造者のみならず、輸入者も原産地の証明を作成できること。
 - (ii) 原産地の立証責任が輸入者を中心として課されていること。
 - (iii) 輸入者への検証が行われること。
- (i) については、原産地証明（輸出者、製造者、輸入者が作成可能）か、輸入者が有する原産品であるとの知識に基づき、輸入者がFTA特恵税率の適用を要求できる。

（資料⑨ 韓米FTA 抜粋）

Section B: Origin Procedures

ARTICLE 6. 15: CLAIMS FOR PREFERENTIAL TARIFF TREATMENT

1. Each Party shall provide that an importer may make a claim for preferential tariff treatment based on either:
 - (a) a written or electronic certification by the importer, exporter, or producer; or
 - (b) the importer's knowledge that the good is an originating good, including reasonable reliance on information in the importer's possession that the good is an originating good.

(ii) については、米国は、輸入者がFTA特恵税率の適用の要求を行うに際し、輸入者は輸入品が原産品であることについて合理的な注意義務を有し、かつ税関からの要求に応じ輸入者

[付 錄] 参 考 論 文

又は輸出者、製造者のいずれかが証拠書類を提出するようアレンジすることを求めており、輸入者が原産性の立証において重要な役割を担っている。一方で、原産地証明を作成した輸出者・製造者にも、原産品であることの証拠書類の保存義務や、検証に応じる義務が課されており、輸入者を補完するために一定の立証責任が課されているといえよう。

③米国の通関制度について簡単に触れると、通常貨物の引取り後、輸入者は納税申告（ENTRY SUMMARY）時において原産品である旨の申告を行いFTA特恵税率の適用を申請する。その際には、原則として原産地証明の所持が必要である（輸入者の有する知識に基づく場合は不要）。米国税関は、リスクに基づき、輸入者に対し証拠書類を提出させ審査を行った結果、必要があれば、輸入者への訪問等を行う。輸入者が資料を有していない場合には、該当資料を有している輸出者や製造者に対し情報提供要請や、訪問検証を行う。

(iii) については、次の検証手続において説明する。

(2) 米国の検証手続

米国の検証手続の主な特徴は以下の通りである。

- (i) 輸入国税関による直接検証
- (ii) 輸入者に対する検証
- (iii) 繊維製品に関する輸出国税関の協力

(i) について、米国は様々なFTAにおいて輸入国税関が直接に輸入者や輸出者などに検証を行う直接検証を一貫して採用している。米国税関は、原産性の認定に係る情報収集や判断を自ら行うことで、FTA相手国的能力に左右されず原産性の認定を行うことを選好していると思われる。一方で、輸出国の輸出者や製造者に対して訪問などの検証を行うことは、検証を受ける輸出者や製造者のみならず輸入国税関への負担が大きい。(ii) に述べるように、NAFTA以降、米国が検証対象を相手国の輸出者から自国の輸入者と変更したことは、相手国への輸出者に対する直接検証（特に訪問検証）の限界を示していると言えよう。

(ii) については、NAFTAでは、輸出者・製造者のみへ検証が行われるが、輸入者ベースの自己証明を採用しているFTAにおいては、検証はまず輸入者に対して行われ、輸出国の輸出者や製造者への検証はその次となる。

輸入国税関により直接検証を行うことと、検証対象の中心を輸入者したことにより、米国における検証手続を含めた原産地認定は、輸入者が輸入税関に対して行う税関手続の一部分と位置付けることができるところに特徴がある。

米国税関が行う検証方法には、情報提供要請、質問状への回答要請、訪問があり、情報提供要請や質問状への回答要請が最初に行われ、訪問は次善の策と思われる。特に輸入者ベースの自己証明においては、まずは、輸入者に対し検証が行われることから、相手国への輸出者や製造者への検証は、輸出者自己証明の検証手続と比較すれば少なくなるはずである。

(iii) については、米国のFTAは直接検証であるため、輸出国政府は、ほとんど検証手続に関与しない。しかしながら米国のFTAには、直接検証の例外として特別に繊維製品に関する輸出国税関の協力が規定されている。繊維製品については、輸出国税関は、輸入国税関からの要請に基づき、輸入税関が原産性を認定するための支援を行うこととなっており、特別に間接検証が採用されているとも言える。具体的には、輸出国税関などが、繊維製品に関する輸出者や製造者の一般的な情報の提供や、これらの者に対する個別の情報提供要請や訪問検証などをを行うことを協力することが規定されている。米国にとって繊維はセンシティブな品目であり、輸入者ベースの自己証明であっても輸入者からの情報提供では足りないことが想定されるため、輸出者や製造者に対する検証における輸出国税関の協力を確保していると思われる。

(3) 米国の原産地手続のメリット・デイメリット

米国の輸入者ベースの自己証明は、輸入者にとっては、委託加工貿易など生産工程を十分把握している場合には、輸出者から原産地証明を取得するために生じる貿易手続の遅延及びコストを削減できるが、輸入申告後の立証のための負担が大きい。

輸出者にとっては、輸入者が原産性の立証の中心となるため、輸出者の負担が削減される。しかし、輸入者に原産性の情報を集約することがある程度必要となるため、輸出者側が有する情報が商業上の秘密の場合に問題が生じうる。この点については、製造者や輸出者が、輸入者を介することなく、情報を直接に輸入国税関に提供できるなど一定の配慮はされている¹¹。

米国税関から見れば、関税評価や関税分類と同様に、輸入者によって行われる一連の税関手続の中での調査が可能であることや、輸出国に行く必要性が減るため効率的である。一方で、繊維製品のように輸入者への検証のみでは不十分と思われる場合には、輸出国の協力を義務化することが必要になる。

3. オーストラリア

前編の最後に、オーストラリア（豪州）における原産地手続についても簡単に説明したい。

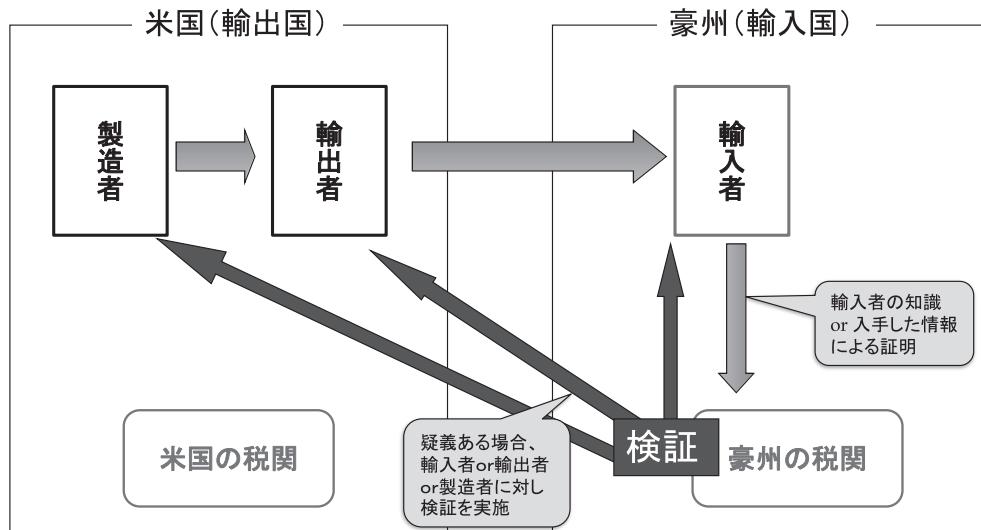
(1) 証明手続

オーストラリアは、豪州シンガポールFTA（二〇〇三年発効）、豪州タイFTA（二〇〇五年発効）、豪州NZアセアンFTA（二〇一〇年発効）においては、第三者証明を採用している。しかし、豪州チリFTA（二〇〇九年発効）は、認定輸出者自己証明、米豪FTA（二〇〇五年一月発効）は、輸入者のみが証明できる自己証明、更に、豪州マレーシアFTA（二〇一三年発効）は、豪州からの輸出は輸入者自己証明、マレーシアからの輸出は第三者証明と、その後のFTAにおいては、自己証明を選好している。

従って、ここでは特に特徴的である米豪FTAの輸入者自己証明について、説明したい（資料⑩）。

当該制度においては、原産地証明の作成が不要で、輸入者が有する原産品であるとの知識や情報に基づき、輸入者がFTA特恵税率の適用を要求する。輸出者や製造者による原産地証明

資料⑩ 米豪FTA（輸入者自己証明）



がなく、輸入者のみが証明を行うことが可能であることから、ある意味輸出者自己証明の反対として位置づけられる輸入者自己証明と言えよう。

輸入者が有する原産品であるとの知識や情報に基づき、輸入者がFTA特恵税率の適用を要求することは、税金を支払う人が、自己の有する情報に従い納税申告を行うという申告納税制度の考え方方に一番近い制度である。輸入申告時における関税評価や関税分類など関税額を決定する他の分野の取扱いと原産地が同じになると言えよう。しかしながら、原産地の情報は製造者が存在する輸出国側が有するとの考えが現状では一般的であること、又、情報を輸入者に集約することが必要となることから、FTAで広く採用されるのは現時点では難しいと考えられる。

(資料⑪) 米豪FTA 抜粋)

Section B: Supporting Information and Verification

ARTICLE 5. 1 2: CLAIMS FOR PREFERENTIAL TREATMENT

1. Each Party shall provide that an importer may make a claim for preferential treatment under this Agreement based on the importer's knowledge or on information in the importer's possession that the good qualifies as an originating good.
2. Each Party may require that an importer be prepared to submit, on request, a statement setting forth the reasons that the good qualifies as an originating good, including pertinent cost and manufacturing information. The statement need not be in a prescribed format, and may be submitted electronically, where feasible.

(2) 検証手続

オーストラリアの検証手続は、米国同様に輸入国税関が直接行う直接検証が基本である。但

し豪州NZアセアンFTAにおいては、発給当局を通じ輸出者・製造者から情報を収集し、発給当局に対し訪問の要請をまず出してから輸出者・製造者へ訪問する形となっていることから間接検証ともいえる。

また検証の対象につき、豪州シンガポールFTAは、豪州税関が輸出者に対し情報提供や質問状への回答を求めた後、必要に応じて製造者の工場などに直接訪問する制度となっている。しかしながら、豪州タイFTA、豪州チリFTA、豪州NZアセアンFTAにおいては、情報提供や質問状への回答を求める対象及び訪問検証先に輸入者が加わっており、更に豪州マレーシアFTAや米豪FTAにおいては、検証の対象は、原則として輸入者であり、必要に応じ輸入者が輸出者・製造者が情報提出するようアレンジすることとしている。

以上、本稿（前編）においては、自己証明を採用しているカナダ、米国、豪州の原産地手続について説明を行った。後編においては、認定輸出者の自己証明制度を採用しているEUやASEANにおける原産地手続について説明を行う予定である。参考文献等については、後編においてまとめて記したい。

なお本稿の策定にあたっては、上川純史氏（財務省関税中央分析所首席分析官）、東海梨香氏（東京税関総括原産地調査官（原産地センター）付上席調査官）、近藤嘉智氏（青山学院大学大学院経営学研究科特任教授）を始めとする多くの方から、貴重な助言、示唆及び助力を頂いたところ、ここに感謝申し上げたい。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、また本稿の内容についての一切の責任は筆者に帰属するものである。

- 1 WTO協定の原則である最恵国待遇（すべての加盟国に対して関税を等しく適用）の例外として認められているのは、授権条項に基づく開発途上国に対する特別措置（一般特恵関税）、及びGATT二四条に基づく、関税同盟（Customs Union）及び地域貿易協定（RTA：Regional Trade Agreement）である。RTAには、物品貿易とサービス貿易の自由化を中心とする自由貿易地域（Free Trade Agreement）、FTAと比べると、より広い経済連携を対象とした、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）などが含まれるが、本稿ではこれらをまとめてFTA（自由貿易協定）と総称する。
- 2 二〇一三年一月現在、WTOに通報があったうちの発効済みFTA件数は三五四件である。
- 3 WTOにおいてはWTO原産地規制協定に基づき、非特恵分野について統一の原産地規則を策定することを目的として一九九五年より原産地規則の調和作業が行われている。
- 4 本稿においては、ある物品が原産品であることを証明・宣誓・申告等を行うために用いられる書類・電子情報等を総称して「原産地証明」と呼ぶこととする。これには、伝統的な紙ベースでの「原産地証明書」、原産地証明書の内容を（紙ベースではなく）電子的に輸出入国間でやり取りするものの、認定輸出者自己証明において、認定輸出者がインボイス等に原産地申告文を記入することにより作成する「原産地申告」等が含まれる。
- 5 証明手続と呼んでいるが、自己証明の進展に伴い原産性の審査の中心が証明手続ではなく事後の検証手続に移行しており、米豪FTAのように証明手続が存在しないFTAもあることから将来においてはもはや証明手続とは呼ばれない可能性もあると筆者は考えている。
- 6 国の原産品ではなく、協定の原産品という考え方を採用している協定もある（日メキシコEPAなど）。
- 7 米国においては、一般特恵制度においても、自己証明制度が採用され、第三者証明は、その自己証明の際の資料の一部として利用されている。
- 8 認定輸出者自己証明は、認定輸出者以外の一般輸出者の証明手続が別途必要になる。EFTAメキ

[付 錄] 参 考 論 文

シコFTAは、第三者証明を併用しているが、EU韓国FTAのように認定輸出者以外の者は、一定金額の取引に限り自己証明ができるが、それ以上の取引についてはそもそもFTAの利用ができない場合もある。

9 英語でVERIFICATIONという。我が国のEPAにおいては、確認と訳語を当てているが、実務者の間では、検証とか検認と呼ばれている。

10 FTAによっては、輸出国税関が原産地証明の提出を要求できる規定もある。

11 また、調査権限が賦与されている税關においては通常国内法において厳格な守秘義務が課されているのが通常であり、またFTAにおいても当該守秘義務についての確認規定が置かれている場合が多いことから、税關経由で守秘情報が外部に渡されることは通常は違法行為となる。

[後編]

I. はじめに

各国の原産地手続について、前編では、証明手続及びその検証手続について、カナダの輸出者自己証明、米国の輸入者ベースの自己証明、及びオーストラリアの輸入者自己証明とその検証手続について主に説明した。後編においては、EUやアセアンが採用している認定輸出者自己証明とその検証手続についてご紹介したい（資料①）。

II. 各国等の原産地手続

1. EU

(1) 証明手続

①第三者証明から認定輸出者自己証明¹へ

EUは一般特恵（GSP）及びFTA（自由貿易協定）において第三者証明を採用していた。一九九八年に発効したEUチュニジアFTAにおいては、

- (i) 一定金額以下の取引について仕入書等に原産地申告文を記入する形での原産地証明のこと、
- (ii) 輸出国税関により認定された認定輸出者について、原産地証明書の発給申請時に疎明資料を提出せず、迅速に原産地証明を発給することを認めている。その後、EUイスラエルFTA（二〇〇〇年発効）やEUエジプトFTA（二〇〇四年発効）においては、第三者証明に加えて、認定輸出者が仕入書等に原産地申告文を記入することで原産地証明とする、認定輸出者の自己証明を併用している。

②認定輸出者自己証明から登録輸出者自己証明へ

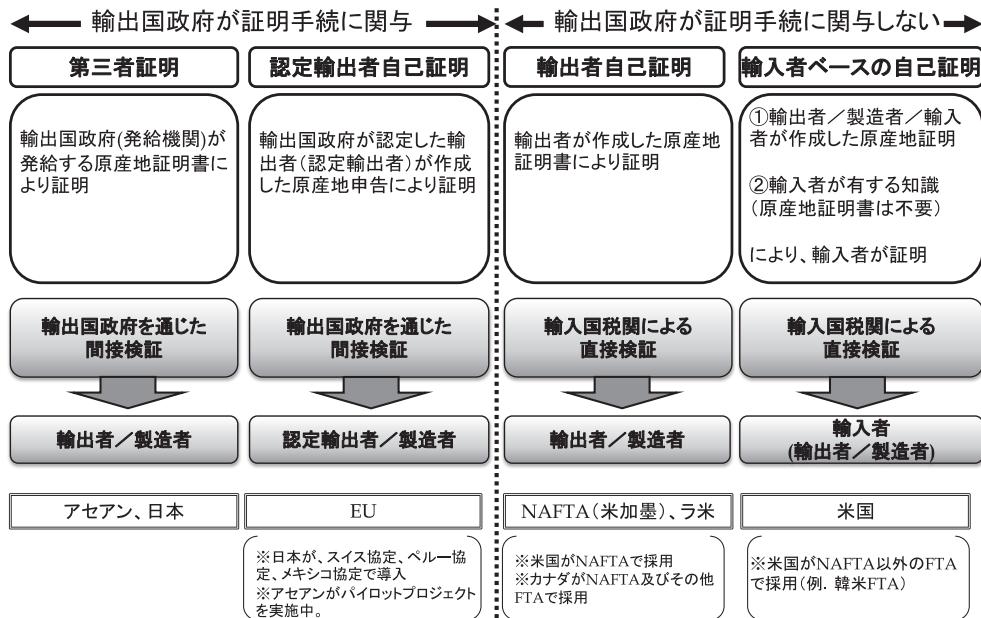
その後、EUは原産地手続の見直しを行い、今後、登録輸出者による自己証明を導入することを決定している。

欧洲委員会は、まず、二〇〇三年一二月に、原産地規則に係る政策提案書（Green paper on the future of rules of origin in preferential trade arrangements 2003）において、特にGSPにつき、特恵受益国である途上国の原産品が、低い特恵税率でEU域内に輸入するという受益を実際に受けられるよう、原産品の基準である原産地規則を簡素化・緩和する必要がある²一方で、原産品であることを確実に確保し、EUの経済的利益を確保するために、原産地手続の全面的な見直しが必要と提案している。

原産地手続について、政策提案書は、具体的には、現行の第三者証明の主な問題点として以下をあげている。

- (i) 現行制度は輸出国の発給当局が原産地証明の発給毎に原産性の審査を行うことが前提にも

資料① 世界のFTAの原産地手続の類型



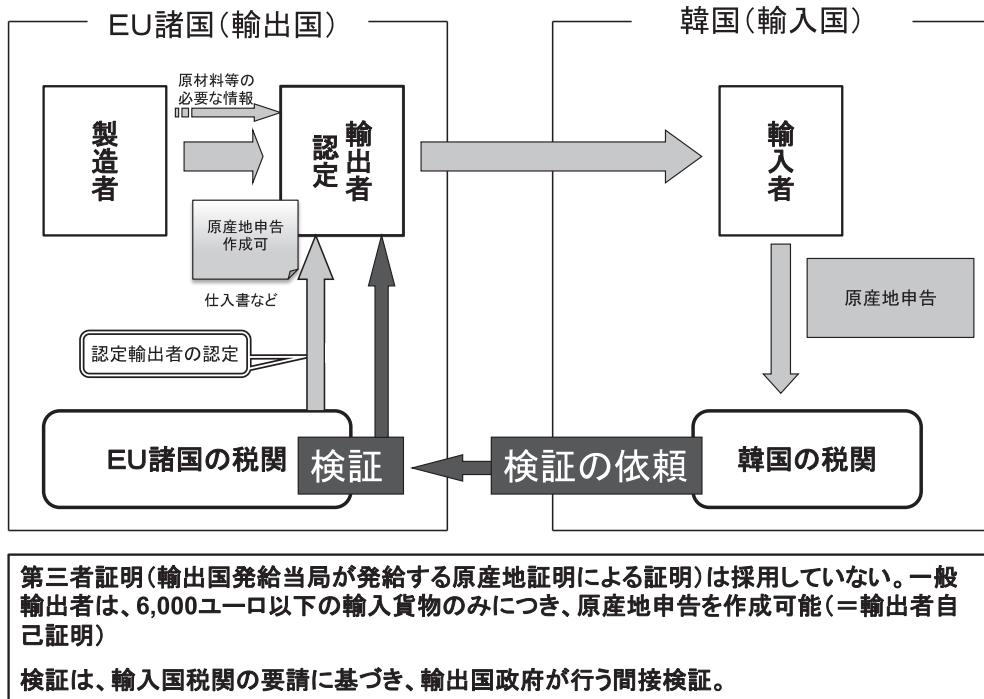
かかわらず、貿易量の増大により発給時に全ての発給申請の審査を行うことは事実上不可能であること

- (ii) 発給当局の介在が、輸入者や輸入国税関に対して、あたかも発給時に審査が行われているとの錯覚を生じさせ、結果として原産性の審査が困難になっていること
- (iii) 商業書類や輸入申告時における税関への提出書類が電子化されている中、紙ベースの原産地証明から電子的な文書が利用できるようにすることが必要であること
- (iv) 原産地証明の発給に使用する輸出国の発給当局の印影の輸入国税関への登録や事後の原産性の確認という、輸出国発給当局の協力が適切になされていないため、制度が適切に実施できないこと、
- (v) その結果として、GSPやFTAの恩恵を受ける側である輸出国の怠慢により、輸入国が経済的損失を受けていること

当該政策提案書に基づき議論が行われた結果、二〇〇五年三月に、欧州委員会は、EC Communicationにおいて、以下の考え方により二〇一七年からGSPについて、第三者証明から、登録輸出者 (registered exporter) 自己証明に徐々に移行すること、FTAについても随時当該制度を導入していくことを提案し、その後、二〇一〇年に加盟国間で同提案につき、合意し、同年規則を改正している³。

- (i) 第三者証明から登録輸出者自己証明に移行すること
- (ii) 証明の責任を輸出国発給当局から輸出者に移行すること
- (iii) 輸出国は、発給業務より検証手続に重心を移すべきであること

資料② 韓国EU FTAの原産地手続(6000ユーロ超)



- (iv) 検証手続を円滑に行うため、輸出国は輸出者を登録し管理する体制を確立することが必要であること
- (v) 原産地証明ではなく仕入書などの商業書類に記入する原産地申告とし、電子的な文書での提出を認めるとともに、検証手続を原産性の審査の中心とすること
- (vi) 輸入者も他の輸入申告における申告事項と同様に原産地についても責任を有し、原産地申告が否認された場合には、差額の関税を支払う責任があるようにすること⁴
- (vii) 輸出国が協力しない場合には、特恵制度を供与することを停止することもあり得ること

EUは、当該見直しの決定に従い、GSPの特恵受益国に対し、二〇一七年からの登録輸出者自己証明制度の導入を要請していることから、EU特恵受益国では制度の導入に向けて検討が行われている国が多い。このことが、次に説明するアセアンにおける認定輸出者の自己証明制度の導入のきっかけになっているのではと筆者は考えている。

②EUの認定輸出者の自己証明の特徴

当該合意後に最初に締結されたFTAであるEU韓国FTA（二〇一一年七月発効）においては、第三者証明は採用されておらず、認定輸出者（approved exporter）の自己証明のみが採用されており、EUは上記検討結果をある程度反映したとしている。

EU韓国FTAの原産地手続の特徴としては、以下があげられる。

[付録] 参考論文

- (i) 第三者証明が採用されていないこと
- (ii) 認定輸出者は、金額にかかわらず自己証明が可能なこと
- (iii) 原産地証明ではなく仕入書など商業書類に記入する原産地申告を採用していること
- (iv) 認定輸出者以外の輸出者は、一定金額（六〇〇〇ユーロ）以下の取引にしか自己証明で
きず、六〇〇〇ユーロ以上の取引については当該FTAを利用できないこと
- (v) 事後の原産性の確認は、輸入国税関の要請に従い輸出国税関が行う間接検証であること
輸出国税関が認定により、輸出者に対してある適度の法令順守をかけ、事後に輸出国税関が、
適切かつ円滑に検証を行うことが認定の目的であると考えられる。認定を受けないと一定の金
額以上の取引についてはFTAを事実上利用できることになるため、認定自体は、事実上そ
こまで厳しくできないと推測される。EU韓国FTAにおいては、認定について以下のように
規定している。
 - ・認定輸出者は、認定に際し輸出国税関に原産品であることを保証する資料を提出することが
必要
 - ・基準は、認定者である輸出国税関が適切と考える具体的な認定基準を定める
 - ・認定輸出者には税関承認番号（Customs authorisation number）が与えられる
 - ・輸出国税関は、認定輸出者を監督し、問題があった場合には当該認定を取り消す

なお、EUは、FTAについても今後認定輸出者から登録輸出者に移行するとしており、登録
になれば、輸出時の輸出国政府による審査は更に簡素化されると思われる。

EUの制度は、認定や登録が必要であるものの自己証明とも言える一方で、認定や登録にこ
だわるのは、輸出国税関による間接検証を担保するためと考えられ、この点が米国等の制度と
大きく異なる。

(2) 検証手続

EUの認定輸出者自己証明は、前編でご紹介した四類型（資料①）の中では、自己証明なが
ら、間接検証である唯一の制度である。通常自己証明の場合には、証明時に輸出国政府が関与
しないため、輸入国税関が疑義を有する場合には、輸出国政府への支援を要請せず、輸入国税
関が自ら検証を行う直接検証であるが、EUの制度においては、認定という行為を輸出国政府
に課すことにより、検証も輸出国政府が行うこととしている。

EUの検証手続は、輸入国税関が輸出国税関へ検証を依頼し、原産性の審査を輸出国政府の
協力に頼ることになる点において、我が国の間接検証と同じである。しかしながらEUの検証
手続は以下の点において特徴的である。

- (i) 輸出国税関が検証の主体であること
- (ii) 検証の手段がFTA上に規定されていないこと
- (iii) 輸入国税関が検証を依頼することができる輸入取引が、原産性について疑義がある場合、
若しくはランダム審査の場合にのみ限定されていること

- (iv) 輸出国税関が輸出者等への検証の結果原産性の認定を行い、輸入国税関はその決定に従う義務があること
- (v) 税関間協力として整理していること

EUのFTAにおける検証手続の主体は、輸出国税関であり、かつ輸出国税関が原産性の認定を行い、輸入国税関はその決定に従わなければならない。この点において、輸入国税関が輸出国政府を通じて検証を行い、原産性の認定は、輸出国政府から入手した情報に従い輸入国税関が行う我が国の間接検証と、大きく異なる。

従って、検証の手段についても、他のFTAにおいては、資料提出の要求、質問状への回答の要求、訪問の要求の三つの手段が通常、規定されているが、EUのFTAの場合にはFTA上明確に規定されていない。検証手段・やり方については全て輸出国税関にお任せということであり、輸出国税関が原産性を判断するために、必要と思われる手段により必要な者から必要な情報を得て、原産品か否かの結論を出すことが求められている。

検証の結果、原産性の認定は、輸出国税関が行うことから、輸出国税関から、原産品であつたか否かのみの情報が輸入国税関に提供され、その根拠となる情報や資料等は提供されない。輸入国税関は輸出国税関から、原産品であるとの結果が提供された場合には、それに従い、FTA特恵税率を適用する義務がある。つまり輸出国の決定に、輸入国が関与する余地がない制度となっている。

また、EUにおける各国の原産地証明の発給当局は輸出国の税関であり、輸出者の認定も輸出国税関が行うこと⁵から、検証制度について二国間の税関協力という位置付けをしている。EUのセンシティブ品目について、原産性に疑義があり検証を行う場合に、輸出国税関との間の協力がないと深度ある検証が輸出国に存在する輸出者・製造者に対し行うことができない、という発想からきているようである。通常、税関間においては、情報交換に関する税関相互支援協定等に基づき税関間での情報交換を日常的に行っている。EUの検証の枠組みは、この税関協力をFTAにおいて応用し、適切な協力が行われることを前提としている点で、ある意味相手国による原産性の審査などの協力を基本的に必要としない米国の制度と正反対に位置付けられると考えられる。

(3) メリット・ディメリット

輸出者から見れば、認定に係る業務を行う必要はあるものの、自己証明であることから、個々の取引における原産地証明の発給や申請に係るコスト・時間がない。一方で、前編でご紹介した輸出者自己証明や輸入者ベースの自己証明などの他の自己証明と比べれば、認定制度が必要であり、取消も有り得るため、法令順守の側面がより強化されている。また、商業書類へ申告文を記載することで原産地申告となることから、記載項目が非常に少ないと、又コピーや電子的な提出も認められやすいとのメリットもある。なお、仕入書などの商業書類に記載するためか、他の自己証明では認められている複数の取引をカバーするマルチな原産地申告は認められてない。

輸出国政府から見れば、原産地証明の発給の負担が大きく減る一方、原産性の審査は、依然

[付録] 参考論文

輸出国政府の仕事であり、認定・検証手続により原産性を審査することが求められる。

輸入国税関にとっては、輸出国税関が行う間接検証であり、認定制度により輸出国が輸出者の法令順守を管理し、検証における原産性の審査も輸出国が行うため、負担が少ない制度である。一方で、輸出国税関の能力や協力に、原産性の審査が大きく左右される制度であり、特に輸出国政府が途上国である場合などにおいて、輸入国税関による輸出国政府に対する技術協力などの必要性が出てくる。

2. アセアン

(1) 原産地証明手続

①第三者証明から認定輸出者自己証明へ

アセアン諸国においては、二〇一〇年八月に発効したアセアン物品貿易協定（ATIGA：ASEAN Trade in Goods Agreement）や、日本、韓国やインドとの各FTAにおいていずれも第三者証明を採用している。一方で、ATIGAにおいて認定輸出者による自己証明のパイロットプロジェクトが実施されているなど、認定輸出者自己証明に移行しつつあると考えられる。

二〇〇八年の第二回アセアン自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）理事会において、アセアン域内の貿易を円滑化するため、アセアン原産品について自己証明制度を検討することを決定している。その後、アセアン事務局は、EUからの支援も受けつつ自己証明制度の分析を行い、利用者側の意見も踏まえ、貿易関係省庁や税関とともに議論を進めていった。二〇〇九年の第二回AFTA理事会では、自己証明制度を導入するための行動計画を採択し、二〇一〇年にATIGAにおいてパイロットプロジェクトを実施することなどを決定している。その後、二〇一二年のAFTA理事会閣僚会議において、メンバー国は二〇一五年のアセアン共同体設立⁶までにメンバー国で統一的に自己証明を導入することとしている。

②認定輸出者自己証明のパイロットプロジェクトについて

(i) 概要

アセアンは、パイロットプロジェクトの自己証明として、EUが選好している認定輸出者の自己証明を選択している。マレーシア国際貿易投資省（MITI）の説明によれば、パイロットプロジェクトは、①取引毎に原産地証明の発給を行わないことで、ビジネスにおけるコストや時間を削減し、アセアン域内の貿易を円滑化すること、②（発給業務を行わないことで事後の検証手続を原産性の審査の中心とし、）輸出国政府の人的資源を効率的に活用すること、を目的としている。

パイロットプロジェクトは、ATIGAの第三者証明と併存する形で進められている。国別に二つのパイロットプロジェクトがあり、各プロジェクトは参加した国間での輸出入取引のみで使用されるため参加しない国は利用できない仕組みとなっている（資料③）。

輸出者は、輸出国政府に認定のための資料を提出し、認定された場合には認定番号が与えられる。原産地申告は、輸出者が仕入書などに記載する形式となっており、認定番号を記載し、手書きで署名することが必要となる。輸出国政府は、認定輸出者と認定番号のリストをアセアン事務局に提出し、輸入国税関から検証の要請があった場合には、輸出国政府が検証において

資料③ ASEAN物品貿易協定(ATIGA)における原産地手続

第三者証明制度

ASEAN域内において(認定輸出者)自己証明制度の導入を決定

<(認定輸出者)自己証明制度を導入する目的>

- ASEAN域内貿易を円滑化し活性化させる
- 原産地証明書の発給にかかる企業のコスト及び時間を節約する
- 発給業務から認定業務に移行することで輸出国政府の人的資源を効率的に活用する

認定輸出者自己証明パイロットプロジェクト

第1パイロットプロジェクト(2010年11月～)



シンガポール



ブルネイ



マレーシア



タイ

第2パイロットプロジェクト(2013年～(予定))



インドネシア



フィリピン



ラオス

2015年ASEAN経済共同体

(認定輸出者)自己証明制度(P)の導入

原産性の審査を行うこととなる。認定輸出者が適切な法令順守がされていないと判断された場合認定が取り消される。

(ii) 第一パイロットプロジェクト

第一パイロットプロジェクトは、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、タイが参加し、二〇一〇年一月からMOU(二〇一〇年八月締結)により既に実施されている。認定輸出者の数は、マレーシア一〇八者、ブルネイ一〇者、シンガポール四一者、タイ七六者の合計二三五者である(マレーシアMITI二〇一三年六月一日付けHPによる)。輸出国政府に認定された輸出者は、仕入書、パッキングリストなどの商業書類に原産品である旨の原産地申告文(資料④)を書くことで、原産地証明を行う。なお、二〇〇ドル以下の貨物については、全ての輸出者が原産地申告を行うことができる。

(資料④) 第一プロジェクトにおける原産地申告文

"The exporter of the product (s) covered by this document (Certified Exporter No.....) declares that, except where otherwise clearly indicated, the products satisfy the Rules of Origin to be considered as ASEAN Originating Products under ATIGA (ASEAN country of origin:.....) with origin criteria:

(iii) 第二パイロットプロジェクト

第二パイロットプロジェクトは、インドネシア、ラオス、フィリピンが参加予定である。既にMOUが締結され、二〇一三年からの実施を目指して準備が進められている。認定された輸

(資料⑤)認定輸出者自己証明パイロットプロジェクトの概要

	第1パイロットプロジェクト	第2パイロットプロジェクト
MOU締結	2010年8月26日	2012年8月29日
プロジェクト開始	2010年10月	2013年6月(P)
参加国	シンガポール、ブルネイ、マレーシア、タイ	インドネシア、フィリピン、ラオス
認定輸出者	輸出者(製造者を含む)	製造者のみ
原産地申告の方法	仕入書を含む商業文書(パッキングリスト等)上への原産地申告が可能	仕入書上への原産地申告のみ可能
少額輸入 (FOB200ドル以下)	いかなる輸出者でも原産地申告可	規定なし
第三国を介した取引	対象	利用不可(輸出国→輸入国の取引のみ対象)

(注)説明のために、各国発給当局から聴取した内容に基づき作成しているため、制度を利用される場合には、各国発給当局にご確認下さい。

出者（製造者である者のみが対象）は、仕入書に原産品である旨の原産地申告文を記載することで、原産地証明を行うことができる。第一プロジェクトと比べると、製造者ではない輸出者が認定の対象外となっている他、原産地申告文を記載する商業書類が仕入書のみとなっており、第三国を経由する取引が除外されているなど、一部限定期的な制度になっている。

(iv) 二〇一五年以降

二〇一五年には、ASEAN共同体において自己証明を導入することが決定されており、パイロットプロジェクトで採用している認定輸出者による自己証明が導入される可能性が大きいと考えられるが、どちらのパイロットプロジェクトの制度が採用されるのかはまだ決まっていないようである。

第三者証明と自己証明の併存についても今後決定することとされているが、将来的には、徐々に認定輸出者自己証明が第三者証明を代替（REPLACE）することで合意しているようである。いずれにせよ、国によって能力の差があるものの、アセアン全体の証明手続が、第三者証明から自己証明へ移行する方向にあることは事実と言えよう。

(2) 検証手続

ATIGAにおける検証手続は、輸出国発給当局に対する情報提供要請である事後確認（retro-active check）と、輸入国税関が輸出国における輸出者／製造者への訪問を行う訪問検証の二つに分けて規定されている。前者の事後確認は、輸出国発給当局が書類等に基づき原産性の確認を行う間接検証、後者の訪問検証は、輸入国税関が輸出者や製造者の敷地内（工場や会社）を訪問し原産性の認定を行う直接検証と、協定上、二つの制度が折衷されているところが特徴である。この検証手続については、第三者証明のみならず、認定輸出者自己証明のパイロットプロジェクトも対象と思われる。

なお、ATIGAの証明手続は、協定上、原産地証明の発給時に発給当局が厳格な審査を行うことが明記されている。ATIGA附属書8において、輸出国発給当局は、証明する輸出品が協定上の原産品の要件を満たしていることを確保するため、その能力の範囲内において最大限の

審査を行うことが明記されている。輸出国発給当局は、原産地証明の発給前に輸出者に対して原産性についての包括的な事前審査を行い、かつ定期的に審査内容を見直し原産性であることを確保することが要求されている。

従って、ASEAN諸国における原産性の審査は、発給時審査が中心であり、検証手続が重視されていない。特に、ATIGAの協定上、訪問検証については、例外的なケースの場合のみと限定されていることから、輸入国税関は訪問検証などにより原産性を審査するというよりは、事前の発給時審査をきちんと行うことを期待していると考えられる。

認定輸出者自己証明のパイロットプロジェクトでも、認定輸出者に対し発給当局による原産性についての事前審査は行われているようであり、現状においては、検証手続が原産性の審査の中心となることが想定されていないものと推測される。

(3) メリット・ディメリット

EUの制度とほぼ同じである。なおアセアン事務局は、自己証明の利点として以下をあげているためご紹介したい。

- ・輸出国発給当局から原産地証明を取得する必要がないため、証明手続が簡素化される
- ・輸出者にとって、原産地証明の発給申請に係る行政コストが削減される
- ・週末に輸出入が行われる貨物につき、(土日が休みである発給当局に対する) 発給申請を待つ必要がなくなり、二四時間週七日、自己証明が作成可能である
- ・輸入国税関における、原産地証明における発給当局の印影や署名の確認が不要となるため、通関時間が早くなる

III. 終わりに

以上、前編においては、NAFTAの輸出者自己証明及びそれをベースにした米国のNAFTA+(輸入者ベースの自己証明)、後編においては、EU及びアセアンが採用している認定輸出者自己証明をご紹介した。また前編においては、輸入国税関が直接輸出者や輸入者に原産性の事後確認を行う直接検証、後編においては、輸入国税関の要請に従い、輸出国政府が輸出者に原産性の事後確認を行う間接検証をご紹介した。

採用している原産地手続は異なるものの、各国ともに既存の制度を検討した結果、原産地の審査を適正に行った上で貿易円滑化に資する制度にするよう、検証手続に重点を置き強化する一方で、証明手続を簡素化し利便性の高い自己証明に変更しつつあることが、全体的な傾向として見て取れる。

今後、EUと米国とのFTAなど、先進国間でのFTA協議が始まっているところ、EU型の制度か、米国型の制度か、どちらが主流となるのかが興味深いところである。

ちなみに、EUの認定輸出者自己証明と米国の輸入者ベースの自己証明は、自己証明という点においては同じであり、今後認定輸出者から登録輸出者になり、認定のための審査の厳格さの度合いが減少すれば、完全自己証明に近くなると考える。認定や検証は、間接検証を円滑に行うために設けられると考えられることから、米国の制度とEUの制度の最大の論点は、検証手続における原産地認定の主体、つまり輸出国税関(発給当局)による間接検証か、輸入国税

[付 錄] 参 考 論 文

関による直接検証か、と思われる。EUのような間接検証を採用している検証手続は、輸出国税関（発給当局）に原産性の認定を任せる制度であるため、相手国次第では輸入時における原産性の認定水準が左右される。米国のように直接検証で行う制度は、FTA相手国を問わず輸入国税関が原産性の認定を行うことから、原産性の認定の水準が左右されないという点では、普遍的ともいえる。一方で、直接検証は、相手国への直接検証を伴い、特に訪問に係る行政コストが多大になるため、米国のように輸出国への訪問を極力減らすために、まずは輸入者に検証を行うことを目的として、輸入者に立証の義務を課することが一つの解決方法になるのだと思われる。

いずれにせよ、利用者の立場から見れば、どの証明制度、検証制度であろうと、原産地規則を理解し、自分の扱う品目が原産品であることを立証できることが問われている。FTA全盛期に向け、FTAから最大限の利益を得るためには、輸入者も輸出者も、又輸入国税関も輸出国も、原産地規則についての理解を更に進めることができることが喫緊の課題なのではないかと筆者は考えている。

本稿の策定にあたっては、上川純史氏（横浜税関調査部次長）、東海梨香氏（財務省税關局経済連携室上席調査官）、近藤嘉智氏（青山学院大学大学院経営学研究科特任教授）を始めとする多くの方から、貴重な助言、示唆及び助力を頂いたところ、ここに感謝申し上げたい。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、また本稿の内容についての一切の責任は筆者に帰属するものである。

(参考資料)

- * 貿易と関税二〇〇九年五月号～六月号「自由貿易協定における原産地規則の比較研究—原产地証明・原産地検証制度に焦点を当てて—山神・牛島」
- * 貿易と関税二〇〇六年六月号「日本の原産地規則の概要（1）—原産地規則の構成—（上川純史）」
- * 貿易と関税二〇〇六年七月号「日本の原産地規則の概要（2）—原産地規則における原産地基準について・1—（上川純史）」
- * EPA原産地規則マニュアル（財務省税關HP）(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi.htm)
- * United States Importer-based Certification and Verification Overview2010/CT/WKSP/004 (APEC Self-Certification of Origin Workshop Kuala Lumpur, Malaysia 11–12 October 2010)
- * U. S. Rules of Origin Preferential and Non-preferential Rules of Origin (An Informed Compliance Publication MAY 2004) (http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/trade_programs/audits/archive/gsp.xml)
- * The U. S.-Korea Free Trade Agreement Implementation Act
- * U. S. Korea Free Trade Agreement Implementing instructions (http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/trade_programs/international_agreements/free_trade/korea/korea_fta.ctt/korea_fta.pdf)

- * http://www.cbp.gov/xp/cgov/trade/trade_programs/international_agreements/free_trade/korea/
- * <http://www.ustr.gov/trade-agreements/freetrade-agreements>
- * U. S.-Peru Trade Promotion Agreement Implementation Instructions 02/10/2009 (Customs and Border Protection)
- * http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/handbook_en.pdf
- * Green Paper on the future of rules of origin in preferential trade arrangement (2003. 12. 18 COM (2003) 787 final) (Commission of the European Communities)
- * Commission Regulation (EU) No 1063/2010 of 18 November 2010
- * The rules of origin in preferential trade arrangements Orientations for the future (COMMUNICATION FROM THE COMISION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE (16. 3.2005 COM (2005) 100 final))
- * INSTRUCTIONS AND GUIDELINES AUSTRALIA - CHILE FREE TRADE AGREEMENT FILE NO: 2009/004312-01 (<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/pub/c-124-eng.pdf>)
- * Making Use of MAFTA (Malaysia-Australia Free Trade Agreement) to Export or Import Goods (http://www.asean.org/archive/apris2/file_pdf/result/Flyer%206%20-%20APRI%20II%20helps%20ASEAN%20Member%20States%20reap%20AFTA%20benefits%20through%20ROO%20Self%20Certification%20Scheme.pdf)
- * http://mddb.apec.org/Documents/2011/MAG/WKSP1/11_mag_wksp1_005.pdf
- * http://www.jmcti.org/trade/bull/epa/data/asean_fta_report.pdf
- * https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/asean_fta/pdf/atiga.pdf
- * JETRO世界貿易投資報告（二〇一二年）
- * 税大論叢三二号申告納税制度の理念とその仕組み（池本征男大和税務署長）
- * 東アジア経済統合に向けて（ASEAN）（経済産業省HP）

- 1 本稿においては、前編と同様に、FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）などを含めて、FTAと呼ぶこととする。
- 2 GSPの原産地規則について、実質的変更についての基準の見直しや（付加価値基準を単一の基準として使用するのではなく、関税分類変更基準や加工工程基準などを併用）、累積やデミニマスなどの救済規定の緩和を提案している。
- 3 commission Regulation (EU) No 1063/2010 of 18. 11. 2010
- 4 検証を重視することから輸出者が作成する原産地申告は、もはや証明ではなく、原産地の宣誓(declaration)若しくは宣言(statement)とするべきとしている。
- 5 EUの場合、原産地証明について、権限ある政府（発給）当局は税関であり、韓国の場合は、税関も権限のある発給当局の一つであることから、EU韓国FTAの認定輸出者制度においては、輸出国税関が認定することになっている。各国において、権限のある発給当局は異なり、日本について

[付 錄] 参 考 論 文

ては、認定輸出者の認定を行うのは経済産業省である。

6 アセアンは二〇〇三年、「ASEAN共同体」を創設することに合意し、二〇〇七年一月のアセアン首脳会合においては、二〇一五年までに、ASEAN共同体を設立する「セブ宣言」に署名している。

〈初 出〉

[前編]『貿易と関税』2013年7月号、[後編]『貿易と関税』2013年8月号（日本関税協会）

執筆者 香川里子氏の執筆当時の役職は財務省関税局関税課課長補佐

自由貿易協定における原産地規則の比較研究

—原産地証明・原産地検証制度に焦点を当てて—

山神秀樹
牛島咲子

はじめに

二〇〇二年一一月の日シンガポール協定¹に始まり、現在日本においては多数の自由貿易協定（Free Trade Agreement。以下、FTA）²が締結されている。昨年一二月には我が国初の複数国間の自由貿易協定である日アセアン包括協定が発効し、さらに初めて認定輸出者による原産地証明制度を採用する日スイス協定が本年二月に署名済みであり、本稿執筆時点（二〇〇九年三月）においては、国会に対してその審議のために提出済である。以上に加え複数のFTAの交渉が進展中であり、これらのFTAの原産地規則が多様化することも予想されよう。FTAの利用を考える貿易関係者にとっては、それらFTAの内容とりわけ原産地規則がどのようなものになるか、関心が高いであろう。もちろんFTAの原産地規則は今後の交渉に委ねられるものであり、現時点で予見することはおよそ困難ではあるが、世界の各FTAの原産地規則を見ることによって何らかの情報が得られるかもしれない。その観点からは、各FTAの原産地規則を比較・整理しておくことが有益と考えられるところ、本稿では、原産地規則の一分野であり、貿易関係者にとって特に関心の高い事項であろう原産地証明制度（第1章）・原産地検証制度（第2章）に焦点を当てて、その概要を解説したい。

なお、本稿においては、以下のような略称・用語を用いることとする。

- ・ AFTA：アセアン自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area）
- ・ EEA：欧州経済領域（European Economic Area）
- ・ EFTA：欧州自由貿易連合（European Free Trade Association）
- ・ 輸出国：產品の原産国と產品の輸出国とは必ずしも一致するものではないが、本稿においては、特に誤解が生じない限りにおいて「輸出国」とは、ある產品の「原産国であり、かつ、それを輸出する国」を意味するものとする。

また、内容及びウェブアドレス等は執筆時点現在のものであることをお断りしておく。

第1章 原産地証明制度

第1節 原産地証明に関する概論

1. 原産地証明とは

輸入者が輸入申告に当たり関税上の特恵待遇を要求する際には、一般特恵制度でも各FTAでも当該貨物が原産地基準及び積送基準を満たしていることを、何らかの形式により証明しな

ければならない。前文の傍線部分が本章において原産地証明制度と呼ぶものであるが、日本において現在運用中のすべての特恵制度においては第三者発給原産地証明書による証明が採られており、原産地証明とは当該証明書を提出することと同義と捉えられがちである。だが、現行の世界のFTA等の特恵制度における原産地証明制度には、次節で紹介するように、種々の類型が存在するところであり、その点についての認識を改める必要がある。日本の原産地証明制度も、今後のFTA交渉にも依存するところはあるが、将来において多様化することも考えられる。

ここで、原産地証明制度の類型を議論するのは、その類型により、経済的・時間的コストが大きく異なるからである。よって先述したが、貿易関係者の関心事項であると思われ、FTAに係る産業界の要望もこの点を指摘することが多い。証明の厳格性を追求すると、政府及び貿易関係者のコストが増大するし、簡素な手続きとすると原産地証明の信頼性が損なわれるおそれがある。FTAの利用率は、その便益と費用の関係に依存するが、費用の割合が大きいとFTAの利用度は低下する。原産地証明は貿易政策にも直結するのでコスト面だけを見るものではないが、手続の利便性と原産地証明の信頼性との適度なバランスの上で、適正なコストの証明制度を探る必要がある。貨物が原産地基準を満たすかどうか、また積送基準を満たすかどうかは企業の経営戦略の方針により、個々の事情に依拠するものであるが、原産地証明制度等の手続に係る制度は政府による貿易政策に則ったものであり、どの制度が採用されるかによりFTAで達成される結果が大きく異なることとなる。

なお、原産地証明書は特恵待遇適用の要件をすべて満たしていることを証明したものではなく（すなわち、論理学でいう必要条件ではあるが、十分条件ではない）、原産地基準を満たすことを証明する書類である。関連する書類として、累積や積送基準を満たすこと等を証明する書類があるが、これらとは明確に区別すべき点、注意を要する。

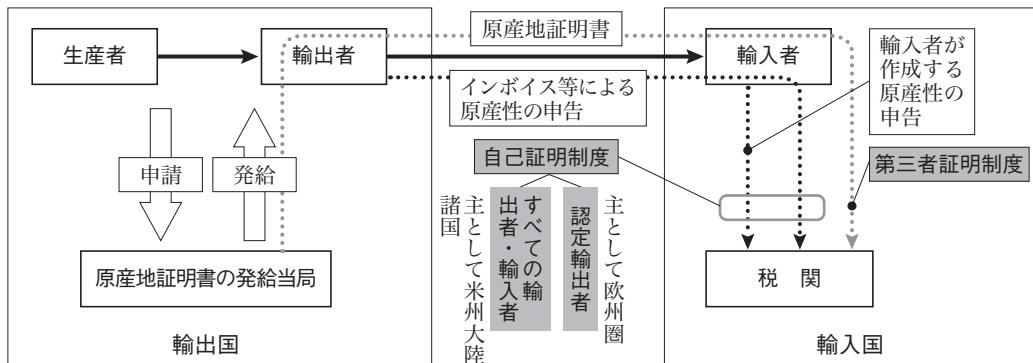
また、上述のとおりこの原産地証明は、FTAの下での関税上の特恵待遇（FTAの下での特恵税率）の適用に当たって不可欠なものであり、当該証明は、生産者→輸出者→輸入者とつながる一連のサプライ・チェーン上に所在する誰かが、何らかの方法により行う必要がある（図1）。そして、これらの者のうち、誰が当該証明に最も責任を有するかによって、原産地証明制度が類型化されることとなるが、その一つの表現方法が第2節に述べる四つの類型となろう³。

ここで留意すべき点として、以下の点が挙げられよう。例えば「輸入者の知識による証明」の場合、一義的に責任を負うこととなるのは当然ながら輸入者ではあるが、税関から求められた情報を輸入者が保持しない場合には、当然ながら輸出者（又は輸出者を通じて生産者）に照会することとなり、当該類型の下においても、輸出者（又は生産者）が何ら原産地証明に係るコストを負わない訳ではない。

結局のところ、ある製品の原産地証明を行うに当たり、当該原産地証明に係るコストをサプライ・チェーン全体で合計してみると（言い換えると、当該チェーン上に所在する生産者・輸出者・輸入者がそれぞれ負うこととなるコストを合計してみると）、原産地証明のいかなる類型を採ろうと、結果として大きな違いは出てこないものとなろう。

図1

[輸入の際に関税上の特恵待遇を受けるためには、このサプライ・チェーン上に所在する誰かが、何らかの形で、輸入される產品が輸出國の原產品であることを証明しなければならない。]



2. 原産地証明の概観⁴

特恵関税制度は古くは中世ビザンツ帝国の頃から存在したそうだが、その証明にはどのような方法が採られていたのだろうか。物品の生産は一国で完結し、貿易貨物の移動も単純な時代、迂回輸入への対処等を目的とする厳格な原産地証明・確認手続はあまり要しなかったと推測される。とはいっても、特恵受益国からの輸入物品に自動的に特恵関税が適用されていたわけではないようだ。例えば日仏通商協定（一八六四年）では、減免税を適用するには「フランス人又はフランス国旗をたてて輸入する物品」ということが条件であったそうであるから、フランス人又はフランス国旗が原産地証明であったと言えるのかもしれない。おそらくはそのような何らかの素朴な証明法が存在し、特恵関税が適用されていたのであろう。

ただし、これを本章で論じる現在の原産地証明と同等のものとは扱えない。このような素朴な証明は単なる物品の運送状況を説明したことに過ぎず、原産地証明とは物品の原産地基準を満たすことを何らかの方法により証明することであるから、原産地規則の確立以前には存在しないと考えるべきである。

一九五〇年代のガットに端を発して原産地規則の議論が進められたが、手続き面においては、「税関手続の簡素化及び調和化に関する国際規約」（一九七三年）⁵の「原産地規則に関する附属書」第2章及び第3章が最初の多数国間の合意である。ただし、その効果は限定されており、拘束力の弱いものであった。日本においては特恵原産地規則の登場は一九七一年の一般特恵関税制度の導入時が最初であるが、証明制度は第三者証明が採用され現在に至るまで各FTAにおいても同制度が用いられている。

第2節 自由貿易協定における原産地証明制度

本節では、現行の世界のFTAで採用される原産地証明制度を以下のように四類型に分類して紹介する。

- (a) 第三者証明
- (b) 認定輸出者（Approved Exporter）による証明
- (c) 輸出者・輸入者証明

[付 錄] 参 考 論 文

(c-1) 輸出者証明

(c-2) 輸入者証明

(d) 輸入者の知識 (Importer's knowledge) による証明

ただし、この四類型の分類は、図2のように分類方法の一つに過ぎない。

①が本章で採用する証明の主体を軸とした分類であるが、②では (c) を更に分割している。

また、③では後二者を更に、(b) 及び (c-1) は輸出者、(c-2) 及び (d) は輸入者でくくり、分類した。

④、⑤ではさらに大きくくくりにして、⑤では (a) 以外を第三者ではなく、自己が証明するものとして統一し、④では、自己証明でも (b) のみ主体が限定されているが、その他には制限がないので完全自己証明としている。(⑤→③及び④→①→②と進むとより細分化する方向となっている。図にこの五種類の分類方法を示す。)

以下では、それぞれの類型について、内容、特色、各協定の規定ぶり及びその長短所を中心に説明する。

図2

	(a)	(b)	(c-1)	(c-2)	(d)
①	第三者証明	認定輸出者証明	輸出者・輸入者証明	輸入者の知識による証明	
②	第三者証明	認定輸出者証明	輸出者証明	輸入者証明	輸入者の知識による証明
③	第三者証明		輸出者証明		輸入者証明
④	第三者証明	限定された自己証明			完全自己証明
⑤	第三者証明			自己証明	

1. 第三者証明

現行の日本的一般特恵制度、自由貿易協定においては、輸出国の政府機関等が発給する原産地証明書による証明が採用されている。輸出国政府が指定する発給機関（政府機関、商工会議所等）が存在し、その機関名、使用される印影等が輸入国に通知される。輸出者が発給機関に対して輸出貨物の原産地証明書の発給を申請し、発給を受けた原産地証明書を輸入者に送付し、輸入者が当該原産地証明書を輸入国税関に提出して、正当な機関で発給されていること、使用されている印影が登録されているか等の審査を受け、その有効性に問題がなければ、当該貨物が特恵待遇を受けることができる。

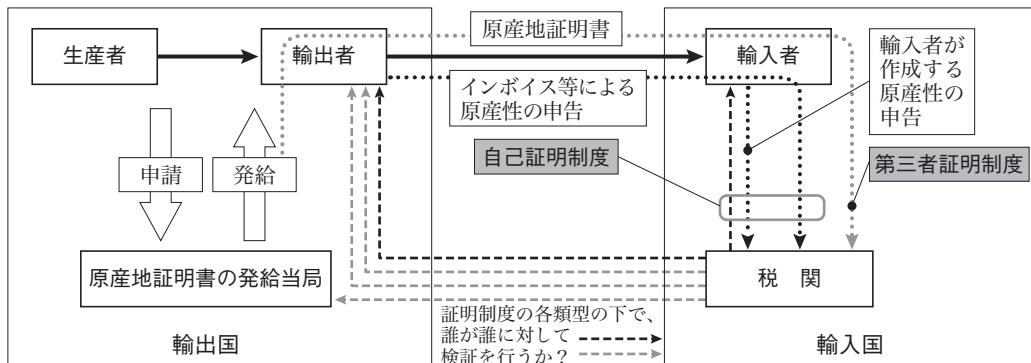
例えば、日本の制度では、一般特恵制度では関税暫定措置法施行令第二七条、日タイ協定では第三九条に、原産地証明書により関税上の特恵待遇を要求することが規定されている。さらに日本の各FTAでは、その実施細則である運用上の手続規則により、原産地証明書の記載事項等の取決めがある。

また、アジア圏のFTAに例を求めてみると、例えばAFTAのOPERATIONAL CERTIFICATION PROCEDUREにおいては、

Rule 1 The Certificate of Origin shall be issued by the Government of the exporting Member State.、

図3

[輸入の際に関税上の特恵待遇を受けるためには、このサプライ・チェーン上に所在する誰かが、何らかの形で、輸入される产品が输出国の原産品であることを証明しなければならない。]



Rule 3 For the purpose of verifying the conditions for preferential treatment, the Government authorities designated to issue the Certificate of Origin shall have the right to call for any supporting documentary evidence or to carry out any check considered appropriate.

と規定⁶されており、また、アジア圏の他のFTAにおいても類似した規定により、この制度が運営されている。

原産地証明書発給機関は、日本では経済産業省（発給事務を行う機関として商工会議所を指定）であるが、フィリピン、シンガポール等のように税関当局が発給機関となっている国もある。輸入時の審査機関と輸出時の発給機関が同一であれば専門家を集中させることができることはメリットといえるだろう。

さらに以下のことも挙げられよう。原産地証明書は輸出入者と利害の関係しない第三者が発給するものであり、発給機関においては提示された情報に基づき原産地規則の専門家が技術的かつ中立的に原産地を認定している。よって、輸入国税関において、その情報の信頼性が高いといえる。これは輸入時の審査を比較的軽くすることができるこを意味し、貿易円滑化に資するだろう。

他方において、以下のような短所も指摘できる。輸出者においては、証明書発給の申請に費用がかかる。さらに、情報を提示してから発給されるまでに第三者が認定するまでの時間的なコスト（ただし事前審査等の対応はある）もあり、特に頻繁に輸出入を行う場合このコストは無視し得ない場合もある。政府機関にとっては発給機関を維持・運営するための物的的コストが大きくなる。すなわち双方にとって大きなコストの負担を要求する。よって、産業界からは後述の自己証明制度の採用の要請が強くなっている。

別の視点から述べれば、近年の物品の製造は多国籍化が進んでおり、原産地規則の必要性が近年より高くなっている。物品の原産性を認定するにはその原産地規則に従って、原材料・部品や加工・製造工程を精緻にたどるしかないが、それ自体が極めて複雑であり、また、多品種少量生産が主流の中、個々の物品の原産性を認定することは非常に煩瑣である。さらには、貿易の円滑化は世界的な流れであり、第三者証明による時間のロスは国際競争力を阻害しかねな

い。これらを要因として、当事者たる製造者等が原産地認定の役割を担うべきというのが次項以降の自己証明となる。

2. 認定輸出者（Approved Exporter）による証明

認定輸出者による自己証明制度は主に欧州のFTAにおいて採用されている制度であり、日本のFTAでは日スイス協定においてその規定が盛り込まれている。これは、自己の名をもつて輸出を行う者の内、輸出を頻繁に行う者であって、協定、法制度及び製品等の知識を十分に有し、コンプライアンスに優れた輸出者を認定輸出者として登録し、当該認定輸出者に限りインボイスその他の商業書類に当該貨物が締約国の原産品であることを証明⁷することにより、当該書類を輸入締約国において、原産性を証明する書類（以下、この項においては、この書類を「原産地証明書」と呼ぶ。）として認める制度である。これにより、認定輸出者においては、発給機関に証明書の発給を申請するのと比べてコストの削減及び迅速性を図るメリットを享受することができる。なお、この認定には有効期限があり、また、輸出者が当該資格を不適切に運用していたような場合には当該資格の剥奪等、何らかのペナルティが課されることになる。

一例を挙げると EEA AGREEMENT PROTOCOL 4 第一五条1において、次のように規定されている。

1. Originating products shall, on importation into one of the Contracting Parties, benefit from the Agreement upon submission of either:
 - (a) a movement certificate EUR.1, a specimen of which appears in Annex III; or
 - (b) in the cases specified in Article 20 (1), a declaration, subsequently referred to as the "invoice declaration", given by the exporter on an invoice, a delivery note or any other commercial document which describes the products concerned in sufficient detail to enable them to be identified; the text of the invoice declaration appears in Annex IV.

認定輸出者⁸はインボイス申告ができる旨を第二〇条⁹に規定しており、第一五条1 (b) により、インボイス申告をもって特恵待遇を要求することができる事が分かる。

なお、認定輸出者による証明制度は、あくまで認定を受けた輸出者が、自ら原産性を証明することができるとする制度であり、認定を受けていない輸出者（以下、「非認定輸出者」）は、当然ながら、従来どおりの第三者証明制度を利用することとなる。認定を受けるかどうかは、輸出者が選択することができるが、実際に認定されるか否かは当局の審査によることとなる。なお、產品が一定の金額以下であれば、認定輸出者に限らずすべての輸出者が自ら原産性を証明することができる¹⁰。この結果、締約国の輸出者にとって原産品の証明方式の選択肢が増えるとともに、原産地の証明にかかる費用や時間が削減され、輸出手続きが円滑となり、貿易が促進される効果が期待される。

この制度の特色として、当該認定は輸出国政府において行われ、輸入国政府は関与しない点が挙げられる。輸入される貨物に対して特恵待遇を付与するか否かの審査に当たっては、輸入国税関が提出された原産地証明書の信頼性を審査するのであるが、輸出者の認定それ自体の信

頼性が輸入国において高いものでなければ、当該証明書を信頼して特恵待遇を付与することができない、という問題があろう。これは、二国間の互いの政府の信頼関係に基づく二国間協定のような協調体制が継続できるような制度において、より実効性が確保できる制度と言える。

なお、この制度に関連してAEO制度を想起する読者も多いであろうが、同制度の下での認定事業者と原産地証明制度における認定輸出者とは概念が異なるものである。

複数のFTAにおいて認定輸出者による証明制度が採用されるなら、利用するFTAに応じて個別に認定を要することも想定されるが、一のFTAの下での認定を他のFTAにおいても利用可能とすることもある。

認定輸出者は、商社のように現に輸出する者であって生産をしない者である場合がある。その場合、通常想定されるのは、製造者から製品の情報を入手し、それに基づいて当該認定者が原産性を認定し、インボイス等に申告する。このような場合において、当該情報に代えて、供給者宣誓書 (Supplier's declaration) によることも認められる (EEA AGREEMENT PROTOCOL 4 第二六条1¹¹等)。これは、供給者が自己の有する情報に基づき原産性を判定し、それを宣誓し、それをもって認定輸出者が原産性を証明したこととするものであり、当該情報が機密事項である場合に、認定輸出者にもその情報を開示しないようなケースに対応できると考えられ、迅速性を確保できるというメリットがある。当然、要すれば輸入国税関は情報を求めことがあるため、その報告の義務や検査に応じる義務、情報の保存義務が同時に課されることになる。なお、輸出の都度に宣誓書を作成する必要はなく、供給者が継続的に域内で加工・製造が行われる物品を供給しているような場合、長期供給者宣誓書 (long term supplier's declaration) により、包括的に (EEAにおいては一年まで) 適用することもできる (EEA AGREEMENT PROTOCOL 4 第二六条4¹²等)。

なお、最近のEFTA・韓国FTA及びEFTA・シンガポールFTAでは、すべての輸出者が自己証明できるが、非認定輸出者は署名を要し、認定された輸出者は申告に署名を要さないという取扱いをしている。認定輸出者の場合には簡易な手続きによることができるという点は相違ない。

3. 輸出者・輸入者証明

認定輸出者証明は、自己証明といえども限定された者だけに認められたものであり、非認定輸出者は第三者発給の原産地証明を取得する必要があった。これに対し、すべての輸出者・輸入者により原産地証明が認められるのが本項で説明する制度である。

(1) 輸出者証明

輸出者（生産者を含むことがある）がインボイスその他に原産地を申告し、それをもって輸入国において特恵待遇を付与されるものであり、初期の米国のFTAである米・イスラエルFTA（一九八五年発効）やNAFTA（北米自由貿易協定、一九九四年発効）等にて採用されている。

NAFTA第五〇一条では以下のように、原産地証明書が輸出者によって作成される旨が規定されている。

Article 501: Certificate of Origin

2. Each Party may require that a Certificate of Origin for a good imported into its territory be completed in a language required under its law.
3. Each Party shall:
 - (a) require an exporter in its territory to complete and sign a Certificate of Origin for any exportation of a good for which an importer may claim preferential tariff treatment on importation of the good into the territory of another Party;

認定輸出者による証明に比べ、すべての輸出者が自己の名において証明できるので、利用しやすい。政府にとっても認定機関及び発給機関は必要ではなく、小コストで執行できる。

他方、輸出者・製造者は製品の専門家ではあるが、原産地規則の専門家ではなく、また、認定輸出者のように一定の要件を満たしている者とは限らない。よって、その情報を全面的に信頼することはできず、輸入時点のチェックを厳しくするのは当然であり、輸入者及び輸入国税関にとってそのコストは大きくなるといえる。

(2) 輸入者証明

輸入者が輸入申告時にインボイスその他に原産地を申告し、それをもって特恵待遇が付与されるものである。輸入者は、輸出者や製造者から情報を得てそれをもって原産地を証明するとはいえ、それは輸入申告手続きでも同じであり、証明行為がその一つに加わるに過ぎず、利便性が高いといえる ((1)においては、輸出者が原産地を証明するのであるが、それは輸入者が物品の情報を取得する義務を逃れることを意味するものではない。輸入者は輸出者等の情報に基づいて輸入物品の原産地等の情報を取得して、税関に申告することはどの制度によろうと変わるものではないので、この点は必ずしも追加的な過度の負担となるわけではない)。

例えば、米・チリFTAでは以下のようになっており、原産地証明は輸出者、輸入者又は製造者により行うことができ、定まった様式によらずともよく、さらには電子的に提出することも認められており、選択肢が幅広く提供された制度となっていることが分かる。

Article 4.13: Certificates of Origin

1. Each Party shall provide that an importer may satisfy a request under Article 4.12 (1)
 - (b) by providing a certificate of origin that sets forth a valid basis for a claim that a good is originating. Each Party shall provide that the certificate of origin need not be in a prescribed format, and that the certificate may be submitted electronically.
2. Each Party shall provide that a certificate of origin may be issued by the importer, exporter, or producer of the good.

後述するが、この制度の下での原産地の検証は、輸入国税関において、輸入者に質問（必要なら訪問して調査）するということになる。その質問や調査に対して輸入者が原産性等の貨物

が特恵待遇を受ける要件を満たすことを証明できなければ、税関は特恵待遇を否認できる。この点においては、輸出者証明（その検証は輸出者に対して質問や訪問調査する）に比べそのコストの削減が可能と言える。

他方、輸入者は特恵適用の可否において利害が直接に及ぶものであり原産性を不正に申告するというインセンティブが（1）に比べて働くとも考えられるところ、輸入国における審査は比較して厳格化が求められると言え、この点において税関の負担が大きくなると言える。

4. 輸入者の知識（Importer's knowledge）による証明

今まで説明した各類型においては、貨物の原産性について何らかの証明があり、紙等による申告があった。輸入者の知識による証明においては、輸入者が貨物が原産性があることを知つていれば、そのことをもって原産地を証明したことになるというものである。証明も申告もなく、知っていることにより、特恵待遇を享受できるのである（「知は力なり」、「無知の知」と古人が呼ぶように、知っていることは知らないこととは異なるのである）。

米・韓FTAでは次のように規定され、自己が作成する証明書（第六・一五条1（a））と同様に、輸入者の知識（同条1（b））に基づいて特恵待遇の主張をすることが認められている。

ARTICLE6.15: CLAIMS FOR PREFERENTIAL TARIFF TREATMENT

1. Each Party shall provide that an importer may make a claim for preferential tariff treatment based on either:
 - (a) a written or electronic certification by the importer, exporter, or producer; or
 - (b) the importer's knowledge that the good is an originating good, including reasonable reliance on information in the importer's possession that the good is an originating good.

この制度は何の書類の提出も要せず、先述の各類型と比べ一見すると最も簡素化した方法であり、ある意味においては究極的な証明と呼べるかもしれない。一方では、何の書類もないのだから不正な申告がなされる可能性が高く、取締り上の問題が残る。当然であるが輸入審査においては要すれば何らかの書類や説明を要求することはあるので、その内容が不適切であれば特恵待遇を付与しないことがあり、この点では他の類型と全く同様である。ただし輸入者が信頼されてこの制度が存立する以上、他と比べそのチェックもある程度は緩和されたものになると言えよう。

この制度は非常に最近の米・韓、米・シンガポール、米・豪及びCAFTA - DR（米国・中米間自由貿易協定）の各FTAにおいて採用されている。

第3節 各FTAにおける証明制度

前節で、原産地証明には四類型あることを紹介したが、各FTAにおいては必ずしも四つの内のどれか一つの類型を採用しているわけではなく、複合型を採用したり、あるいは類似ではあるが修正した制度を採用していることがある。（詳細については各協定本文を参照された

い。)

傾向としては、アジア圏では第三者証明、ヨーロッパでは認定輸出者による証明、アメリカ大陸では輸出者・輸入者証明、さらに最近の米国が締結しているFTAではある意味において究極的とも言い得る方法である輸入者の知識による証明の制度が採用されている。(比較表を参照)

日本を軸として考えると、アジア圏の国々とのEPAにおいては第三者発給が採られており、メキシコ及びチリとのEPAでも同制度が採られている。両国は他のFTAにおいては他の制度を採っているのであるから、日本の制度に合わせたといえるだろう。日スイス協定においては認定輸出者による証明が採用され、他のFTAへの展開のための基盤が整備されたと言える。

多様な制度を採用している先例としては、シンガポールがモデルケースとして参考になる。同国はすでに多数の国とFTAを締結しているが、相手国に応じて異なる制度を採っている。韓国、豪等とのFTAにおいては第三者発給、EFTAとのFTAでは認定輸出者による証明、ニュージーランド、パナマ等とのFTAでは輸出者・輸入者証明、そして米国とのFTAでは輸入者の知識による証明をそれぞれ採っている。

留意すべきは、このように複数の制度を併存して運用する場合において、迂回の問題が想定されることである。あるFTAにおいて厳しい証明制度をとっても別のFTAにおいて比して簡素な証明制度であれば、迂回を許容する可能性が出てくる。よって、複数の異なる制度を採用することは単純な足し算ではなく、複雑に問題が絡み合いそのコントロールのコストが増す可能性があるが、他のFTAの証明制度と極端に厳格性が異ならないのであればその問題は小さいものとなろう。

認定輸出者による証明制度は輸出者・輸入者証明と第三者証明の中間的位置付けにあたると言い得るものであり、また、既存の第三者証明とも並存することからも導入の障壁は小さいと言えよう。

第4節 原産地証明の今後の展望

極めて最近の米・韓、米・シンガポール等のFTAでは図1のサプライ・チェーンの右端(あるいは逆U字型矢印の右端)に最も近いといい得る「輸入者の知識による証明」を採用しており、世界の他のFTAでも同様に同チェーンの右側へ進むことが予想される¹³。日本その他アジア圏で採用する第三者証明は左端に位置するある意味で最も厳格な制度であるが、今後右側へと進むことが予想されよう。

日本におけるアジア圏とのFTAにおいては、相手国の体制にも依存し、交渉にも委ねられるものであることから、予見は困難なもの、当面は第三者証明が基軸として維持されると考えられるが、認定輸出者による証明制度の導入が実現すると、今後の他のFTAにおいても同制度が採用されるモメンタムが高まることが想定され、将来的には「完全自己証明」(図2の④参照)への移行の可能性も想定されよう。仮に米国とのFTAが検討されるとした場合には、選択肢の一つに数えられるのではなかろうか。

原産地証明の電子化について、ここで簡単に触れておきたい。我が国産業界からは当該電子化の要望が高く、それを踏まえた形で、アジアゲートウェイ構想「貿易手続改革プログラム」

(改訂版(二〇〇八年八月一日)、3.(2)(3)「国際的なシステム連携の実現」)において、「原产地証明書…等の電子的な取り扱いについても検討を行う」旨の記述がなされている。また、次世代シングルウインドウでもデジタル証明書を採用することが検討されている等、その実行可能性については法的・技術的な観点から検討が継続されている。特に二国間協定では電子的情報を共有する実現性が高いと言えるだろう。

第2章 原産地検証制度

第1節 原産地検証に関する予備的考察

1. 序論—検証とは

原産地検証制度とは、輸入者から自由貿易協定上の特恵税率の適用の申請がされた產品について輸入締約国の税関が疑問を持った場合に、輸出締約国の原産品かどうか等の情報を収集するため、輸出入者や原産地証明書の発給機関等へ質問又は輸出者への訪問調査等を行う制度である。現行の日本のFTAの下での特恵制度は、すべてこの検証制度を取り入れている。なお、日本の現行の自由貿易協定においては英語では「VERIFICATION」「確認」という用語を用いているが、一般的な意味での「確認」と紛らわしいことから、本稿においては「検証」と呼ぶこととする。また、日本の現行協定においては、訪問調査のことを「VERIFICATION VISIT」「確認のための訪問」と表記しているが、こちらは「検証訪問」と呼ぶこととする。

本章では、世界の自由貿易協定において、(1) 検証の規定はいつごろから盛り込まれているのか、(2) 検証はどのような目的で行われるのか、(3) 検証の規定内容はどのようにあるか、(4) その規定内容について、協定の発効時期や地域により何らかの一致や差異があるかを見ていくこととする。

2. 原産地検証制度の概観

- (1) 検証制度はいつごろから自由貿易協定に盛り込まれたのだろうか。ガット(関税及び貿易に関する一般協定。現行のWTOの前身)に通報された一番古いFTAは、一九六〇年に発効したEFTAのストックホルム協定であるが、この協定の中に、検証についての規定が存在する。したがって、およそ半世紀前から、検証の規定はFTA協定の一部分として存在していたことになる。
- (2) 他の協定では、例えば、一九八三年一月に発効したオーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定(Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement。以下CER)では、まだ検証という言葉は登場せず、手続きを変更するときには、お互いに相談をすると簡潔に規定されている。
- (3) 一九八五年八月発効の米・イスラエルFTAでは、輸出者又は第三者発給により発給された原産地証明書の文言の正しさについて、輸出者に書面で直接聞くことができると規定されている(ANNEX3)。
- (4) 一九九二年一月発効のAFTAを実現するための共通実効特恵関税(CEPT)協定(一九九三年発効)では、検証だけについての条文が設けられており、書類の真正さ及び原産性があるか否かを、輸出者、製造者、輸出国の発給機関その他の権限のある機関に書面で照会す

[付録] 参考論文

ること、輸出者や製造者に訪問して検証すること、それ以外の締約国が合意する方法で実施することもできることが規定されている。これらの考え方は、現在色々な協定で使用されている検証の概念（情報収集及び訪問）に通じるものである。

- (5) 一九八九年発効の米国・カナダFTAを前身として一九九四年四月に発効したNAFTAでは、原産性があるか否かについて、輸入締約国の税関は検証を実施すると規定されている¹⁴。情報収集のための書面での照会と、検証訪問、その他締約国が合意する方法を実施することが可能であることが規定されている。AFTAの規定と同じではないが、AFTAで示された概念は包含している。
- (6) その後、一九九七年一月発効のカナダ・イスラエルFTA及び同年七月発効のカナダ・チリFTAでも、NAFTAと同じ考えが引き継がれている。カナダ・イスラエルFTAでは、輸出締約国政府に検証を依頼することが出来るということも追加されている。
- (7) EC・南アFTA（二〇〇〇年一月発効）では、第三者証明及び認定輸出者による証明、そしてその発給機関に対する検証依頼という制度が、EC・モロッコFTA（二〇〇〇年三月発効）では、第三者証明及びその発給機関に対する検証依頼という制度が、それぞれ採用された。
- (8) 二〇〇一年一月発効のニュージーランド・シンガポールFTAでは、CERと異なり、検証制度が規定されている。
- (9) 日本初のFTAである日シンガポール協定（二〇〇二年一一月発効）には、検証制度が盛り込まれている。以降、今まで、日本が締結したすべてのFTAに検証の規定が存在する。

第2節 自由貿易協定における原産地検証制度

1. 検証の目的

検証の目的は、輸入締約国税関が特恵適用を認めるかどうか判断するために、(1) 書類の真正性、(2) 原産性があるか否か、(3) 原産地証明書の文言の正確さ、(4) 原産地規則の一般的な規定を遵守しているか否か、(5) 特恵待遇適用の可否、(6) その他必要事項を満たしているかどうかについて情報収集を行うことである。特恵待遇付与の可否について判断材料を得るためにものであり、収集された情報は、直接刑事手続きの資料となるものではない。

すべての協定が(1)～(6)の目的すべてを掲げている訳ではなく、検証の目的は、協定ごとに違いがある。

米国が締結している協定は(2)を目的とし、アセアンが締結している協定は(1)及び(2)を、欧州のものは(1)、(2)、(6)、豪州は(5)を目的としていることが多い。(3)は米・イスラエルFTAで、(4)はメルコスールで目的とされている。

2. 検証の規定内容

検証制度については、検証の目的、書面による情報提供を発給機関等に依頼すること、訪問して確認すること等について協定に規定されていることが多い。例えば、NAFTAでは、第五〇六条1の冒頭で検証の目的が、続く(a)で輸出者又は生産者に書面で質問をすること、(b)で他の締約国の輸出者又は生産者の施設を訪問して、記録の見直しと產品の生産に使用された

設備の確認を行うこと、そして (c) で両締約国が合意するその他の方法により行うことと、検証の手段が規定されている。

Article 506: Origin Verifications

1. For purposes of determining whether a good imported into its territory from the territory of another Party qualifies as an originating good, a Party may, through its customs administration, conduct a verification solely by means of:
 - (a) written questionnaires to an exporter or a producer in the territory of another Party;
 - (b) visits to the premises of an exporter or a producer in the territory of another Party to review the records referred to in Article 505 (a) and observe the facilities used in the production of the good; or
 - (c) such other procedure as the Parties may agree.

以下においては、各協定の検証制度の下では、誰が誰に対してどのような検証を行うのか、そして、それらが第1章で述べた証明制度の各類型とどのような関係があるのか、という点に着目してみたい。なお、本文と併せて比較表も参照されたい。

3. 書面による情報提供（検証の手段①）

- (1) 前記2. (NAFTA第五〇六条1 (a)) のような書面による情報提供に関しては、すべての協定に規定がある。例えば、日本のアセアン包括協定では、附属書4（運用上の証明手続）第六規則に次のように規定している。

第六規則 原産品であるか否かについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局又は関係当局は、他の締約国から輸入され、及び関税上の特惠待遇を要求される產品がこの協定に基づく当該他の締約国の中の原産品であるか否かを決定するため、当該產品が当該他の締約国の中の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。
 - 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後三箇月以内に提供する。(以下省略)。
 - 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する產品の生産者であつて第四規則4 (b) に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局又は関係当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。
- (2) 他国の協定では、例えば、豪・タイFTAでは、「issuing written questionnaires, (略), to relevant producers, exporters or importers… (以下略)」と規定されており、いずれかの締約国が、生産者や輸出入者に対し書面での照会を行うこととされている。

ARTICLE 412

Origin Verification

2. Verification of eligibility for preferential tariff treatment may include either Party taking the following courses of action, in accordance with mutually determined procedures:
- (a) instituting measures to establish the validity of the Certificate of Origin;
 - (b) issuing written questionnaires, to be completed within a period of 30 days, to relevant producers, exporters or importers of goods for which preferential tariff treatment was claimed in the territory of the importing Party, or of the materials used or consumed in the production of those goods;

(3) 欧州では、例えば、EEA 協定第三二条3では、「検証は、輸出国の税関当局により実施される」と規定されている。

TITLE VI ARRANGEMENTS FOR ADMINISTRATIVE COOPERATION

ARTICLE 32 Verification of proofs of origin

The verification shall be carried out by the customs authorities of the exporting country. For this purpose, they shall have the right to call for any evidence and to carry out any inspection of the exporter's accounts or any other check considered appropriate.

(4) 情報提供を求める相手先が、日本の協定では輸出締約国の政府当局や輸出者、生産者であったのに対し、豪・タイ FTAでは、輸出入者や生産者に対してで、欧州では輸出国の税関当局であることから分かるように、相手先は協定により異なっている。相手先としては、税関、発給機関その他の権限のある政府機関、輸出入者、生産者等が挙げられ、これらのうち複数の相手先を指定している場合もある。

4. 訪問（検証の手段②）

- (1) 先述したNAFTAの第五〇六条1 (b) のような訪問の形式は、他の締約国の輸出者又は生産者の施設を訪問して、記録の見直しと產品の生産に使用された設備の確認を行うものであることから、仮にこれを直接訪問と呼ぶ。直接訪問について、米国や豪州が締結する協定には規定がある一方、欧州では規定がない。日本のFTAにも規定がない。アセアン諸国においては、協定により、規定がある場合とない場合がある。
- (2) 日本のFTAにおいては、直接訪問ではなく、輸出締約国の当局が検証訪問を実施し、そこに日本の税関職員等が立ち会うという方式を採用している。日アセアン包括協定を見てみよう。

まず協定第三六条（運用上の証明手続）で「附属書4に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。」と規定し、それを受けた附属書4の第七規則1 (a) に、原産品であるか否かについての検証訪問として次のように規定されている。

第七規則 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局又は関係当局は、次の事項を行うことができる。

(a) **輸出締約国のある政府当局が該輸入締約国の税関当局又は関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第二規則4 (b) に規定するものの施設を訪問することを通じて、該輸出締約国が該輸出締約国であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。**

日本のような法規定を設けている国は、調査した他の国の中には見当たらない。日本は検証訪問については特徴的な方法を採用しているようである。

(3) 日本が締結した協定とNAFTAとの、訪問の違いをまとめてみよう。

(i) 確認のための訪問を実施する者

確認のための訪問を実施する者について、協定ごとに差異がみられる。NAFTAでは、

訪問は輸入締約国の税関当局が行う。日本は、輸出締約国の政府当局が実施する。

(ii) 通知先

通知についても、協定ごとに差異が見られる。NAFTAは輸出者や生産者等民間人が対象となり、相手国税関には通知を行うのみであるが、日本は、輸出締約国の政府当局に対して検証の依頼を行うので、まず輸出締約国の政府当局に要請し、その政府当局から輸出者又は生産者に対し訪問を受けるかどうか質問する。

(iii) 立会人

協定によっては、訪問のときに、立会人について規定されている場合がある。NAFTAでは、二人のオブザーバーの立会いを認めている（第五〇六条7）。日本のFTAにおいては、NAFTAとは意味合いが異なるが、輸入締約国の税関当局等の職員の立会いを規定している。

Article 506: Origin Verifications

7. Each Party shall permit an exporter or a producer whose good is the subject of a verification visit by another Party to designate two observers to be present during the visit, provided that:

(a) the observers do not participate in a manner other than as observers; and

(b) the failure of the exporter or producer to designate observers shall not result in the postponement of the visit.

第3節 各自由貿易協定における原産地証明制度との関係について

1. 第三者証明との関係

(1) 証明制度

AFTAのCEPTを筆頭に、EC・モロッコFTA、中国・アセアンFTA、豪州・シンガポールFTA、豪州・タイFTA、韓国・シンガポールFTA、韓国・アセアンFTAにおいて第三者証明を採用しており、アジアの国々を中心に第三者証明制度が採用されている。

(2)検証制度

検証制度は以下のようにバラエティに富んだものとなっている。

- (i) AFTA（一九九二年一月発効。以下、年月は発効年月を示す。）のCEPTは、輸出締約国の発給機関に対する照会、輸出者及び／又は製造者への訪問。
- (ii) EC・モロッコFTA（二〇〇〇年三月）は、輸出国の税関当局に対する照会、中国・アセアンFTA（二〇〇三年七月）は、発給機関政府当局に対する照会のみ。
- (iii) 豪州・シンガポールFTA（二〇〇三年七月）は、書面による照会、生産者、輸出者等への訪問、
- (iv) 豪州・タイFTA（二〇〇五年一月）は、輸入者、輸出者及び生産者への書面による照会及び訪問、
- (v) 韓国・シンガポールFTA（二〇〇六年三月）は、輸出入者及び生産者への書面による照会、輸出者及び生産者に対する訪問、両締約国が合意するその他の方法、
- (vi) 韓国・アセアンFTA（二〇〇七年六月）は、輸出締約国がアセアンの場合は発給機関に対する照会、輸出締約国が韓国の場合は韓国の税関当局に対する照会並びに輸出者及び生産者に対する訪問

2. 認定輸出者（Approved Exporter）による証明との関係

(1)証明制度

一九九四年一月発効のEEAを筆頭に、EC・メキシコFTA（二〇〇〇年七月）、EC・南アFTA（二〇〇〇年一月）、EFTA・メキシコFTA（二〇〇〇年七月）、EFTA・シンガポールFTA（二〇〇三年一月）EFTA・韓国FTA（二〇〇六年九月）で、認定輸出者による証明を採用している。

認定輸出者制度を採用している場合、当然に認定輸出者ではない者が存在する。その輸出者についてみると、第三者機関が発給する原産地証明書により原産地を示すのが、EEA、EC・メキシコFTA、EC・南アFTA、EFTA・メキシコFTAであり、輸出者による証明を採用しているのが、EFTA・シンガポールFTA及びEFTA・韓国FTAである。

(2)検証制度

認定輸出者による証明制度を採用している場合の検証制度の内容は、税関当局（又はその他の権限のある機関）に対して照会を実施する、しかし、上記（1）の六つの協定すべてについて、検証訪問に係る規定は無い。

(3)証明制度と検証制度との関係についての考察

発効が直近の協定二つ（EFTA・シンガポールFTA及びEFTA・韓国FTA）が、輸出者による証明を採用しているが、第三者発給機関による証明の場合も、輸出者による証明の場合も、上記（2）の方法で検証を行うことに変わりはない。

認定輸出者については、税関当局又はその他の権限のある機関に認定輸出者と判断したとき

の資料等情報があることから、輸入締約国は輸出締約国からその情報提供を受けられれば、照会内容の解決が図れそうに思われる。

非認定輸出者については、筆者には検証訪問の規定があつてもよいように思えるが、かかる規定は設けられていない。欧州では、認定輸出者制度を採用しているか否かにかかわらず、検証訪問を実施しない方針と推察される。

また、非認定輸出者については、通常の輸出手続きの下では、輸出者証明の方が第三者証明よりも輸出者にとっての利便性が高いが、検証が実施された場合には、逆に、第三者証明よりも輸出者証明の方が、輸出者に掛かる負担は重くなる。

3. 輸出者・輸入者証明との関係

(1) 輸出者証明における証明制度

NAFTAを筆頭に、米・チリFTA、米・イスラエルFTA、環太平洋戦略的経済連携協定(TRANS-PACIFIC SEP)、南米南部共同市場(メルコスール)、韓国・チリFTA、カナダ・イスラエルFTA、ニュージーランド・シンガポールFTAで、輸出者による証明を採用している。主に米国やアメリカ大陸の国で輸出者証明が採用されていることがわかる。

(2) 輸出者証明における検証制度

検証制度の内容は様々である。

- (i)米・イスラエルFTA(一九八五年八月)では、輸出者に対する書面による照会のみ、
- (ii)NAFTA(一九九四年四月)、韓国・チリFTA(二〇〇四年四月)及びカナダ・イスラエルFTA(一九九七年一月)では、輸出者及び製造者に対する書面による照会及び訪問又は両締約国が合意するその他の手続きによる検証、
- (iii)ニュージーランド・シンガポールFTA(二〇〇一年一月)では、輸出締約国に対する照会、輸出者、供給者及び製造者に対する訪問により検証。
- (iv)米・チリFTA(二〇〇四年一月発効)では、輸入締約国が国内法令・規制に従って検証すると規定され、
- (v)環太平洋戦略的経済連携協定(TRANS-PACIFIC SEP:二〇〇六年五月:締約国はブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール)では、輸入者に対する書面による照会、輸出締約国税関当局を通じた輸出者、生産者への照会、輸出締約国税関当局への確認の要請、両締約国が合意するその他の方法による検証が規定されている。

(3) 輸出者証明における証明制度と発給制度の関係についての考察

輸出者による証明は、長期間に亘って様々な協定で採用されている分、検証制度も多岐に亘っている。これは、各國が、書面は誰宛に送ったら効果的か、検証の実施は相手国と連携して行うのがよいのか否か等、より適切な制度を模索してきた過程を示しているように思われる。

(4)輸入者証明における証明制度

輸入者証明を証明制度として採用しているのは、米・モロッコFTA、米・チリFTAと米・韓FTAである。輸入者証明のみを採用しているFTAは米・モロッコFTAで、次のように規定している。他の二つの協定では、他の証明制度と併存して規定されている（米・モロッコ協定第五・一〇条及び第五・一一条参照）。

CHAPTER FIVE RULES OF ORIGIN

ARTICLE 5.10: IMPORTER REQUIREMENTS

Each Party shall provide that whenever an importer makes a claim for preferential tariff treatment for a good, the importer:

- (a) shall be deemed to have certified that the good qualifies for preferential tariff treatment; and
- (b) shall submit to the customs authority of the importing Party, on request, a signed declaration setting forth all pertinent information concerning the growth, production, or manufacture of the good. Each Party may require that the declaration contain at least the following details:
 - (i) a description of the good, quantity, numbers, and invoice numbers and bills of lading;
 - (ii)～(v) (略)

The importing Party should request a declaration only when that Party has reason to question the accuracy of a deemed certification referred to in subparagraph (a), when that Party's risk assessment procedures indicate that verification of an entry is appropriate, or when the Party conducts a random verification. The importer shall retain the information necessary to prepare the declaration for five years from the date of importation of the good.

ARTICLE 5.11: OBLIGATIONS RELATING TO IMPORTATION

1. 略
2. To determine whether a good imported into its territory qualifies for preferential tariff treatment, the importing Party may, through its customs authority, verify the origin.

(5)輸入者証明における検証制度

米・モロッコFTAでは輸入締約国による検証、米・チリFTAでは、輸入締約国による自國の法令に従った検証、米・韓FTAでは輸入者、輸出者及び生産者への書面による照会、輸出者及び生産者への訪問等による検証となっており、規定の方法は異なったものとなっている。

(6)輸入者証明における証明制度と発給制度の関係についての考察

輸入者証明制度の下では、輸入者も検証の対象と加えられるものと考えられそうだが、三つのうち二つの協定は他の証明との併用ということもあり、輸入者が必ず検証の対象になると断定するだけのデータが得られていない。この制度に合わせた検証制度については、合理的で最

適なもの確立を求めて模索中であることの現われであると推測することが可能かもしれない。

4. 輸入者の知識 (Importer's knowledge) による証明との関係

米・シンガポールFTA（二〇〇四年一月発効）と米・豪FTA（二〇〇五年一月発効）では、輸入者の知識 (Importer's knowledge) による証明を採用している。両協定の規定内容は同じであり、検証は、輸入者への照会、輸出者及び生産者への書面による照会及び訪問、その他両国が合意する方法等により行われる。

条文を見ると、輸入者には五年間の書類保管義務があるが、輸出者及び生産者にはそのような保管義務は課されていない。基本的に輸入者に証明責任が課されている。一方で、検証の対象は輸入者だけかというとそうではなく、輸出者及び生産者も検証の対象に含まれているところが特徴的である。実際に製造した輸出者及び生産者への検証を行いうることから、情報収集が可能な範囲を広げている。

5. 複数の証明制度が1つの協定で取られている場合

(1) 証明制度の内容

認定輸出者による証明と輸出者証明若しくは第三者証明による証明の併用については上述したことから、ここでは省略する。そのほかには、(i)輸出者証明と輸入者証明の併用、(ii)輸出者証明、輸入者証明及び輸入者の知識による証明の併用がある。

(2) 検証制度の内容

- (i) 輸出者証明と輸入者証明を併用している協定として、米・チリFTA、パナマ・シンガポールFTAが存在する。
- (ii) 輸出者証明、輸入者証明、輸入者の知識による証明の併用がある協定としては、米・韓FTAが挙げられる。

(3) 証明制度と検証制度との関係についての考察

- (i) 米・チリFTAでは、輸入締約国の国内法令・規則に従って検証を実施すると規定されている。パナマ・シンガポールFTAでは、輸入者への照会、輸出者又は生産者への書面での照会及び訪問、両締約国が合意するその他の方法等が規定されており、幅広く対応できるようになっている。これは、証明制度として複数の制度が採用されていることから、それに単一の検証制度を対応させることには、執行上の困難が生じ得ることの表れとも解されよう。
- (ii) 米・韓FTAの検証制度は、輸出者証明をとるNAFTAの検証制度に、輸入者への書面による照会や情報の要請等が加わったものとなっている。『輸入者の知識による証明』という、ある意味で最も先鋭的な証明制度について、実効的な運用を担保することを目的として、このような追加が行われたとも解される。

第4節 各地域自由貿易協定の比較分析

(1)米国

米国は従来、証明制度では輸出者証明を主とし、検証制度については、輸出者及び生産者を訪問する制度を採用しているが、近年締結された米・シンガポールFTA（二〇〇四年一月発効）と米・豪FTA（二〇〇五年一月発効）で、輸入者の知識（Importer's knowledge）による証明のみを証明制度として採用し、米・モロッコFTA（二〇〇六年）では、輸入者証明のみを採用している。米国は輸出者証明から訣別して輸入者証明に移行したのだろうか。

協定を締約した相手国の事情を考えてみると、そうとも言い切れないようである。二〇〇〇年三月発効のEC・モロッコFTAでは、第三者証明及びその発給機関へ対する検証依頼という制度を採用していた。ここから、米・モロッコFTAでモロッコ側の事情に由るというよりは、米国も含んだ両国の事情により輸入者証明を採用したのだろうと考えられる。

その後二〇〇七年に署名した米・韓FTAでは、輸出者証明、輸入者証明及び輸入者の知識による証明を併用し、また、検証については、輸入者、輸出者又は生産者への照会等を取り入れており、輸入者証明だけとはなっていない。

したがって、米国は証明制度については輸出者証明から輸入者証明へ舵を切りつつ、検証制度については柔軟に交渉を進めているように思われる。

(2)豪州

輸入者への訪問の規定があるのは、調査した国の中で、豪州・タイFTAだけである。第三者証明を採用していながら、なぜ輸入者を訪問するのか。特恵適用の可否を考える材料は、輸入者が保管している資料にもあり得るという考えなのか、輸入者証明を主体としたかったが、どちらかの国の事情で第三者証明を採用したのか協定制定時の事情が気にかかるところである。

(3)欧州

欧州の検証制度は、すべての協定共通で、輸出国の税関当局、発給機関その他の権限のある機関が検証を行うこととなっている。

EEA、EC・メキシコFTA、EC・チリFTA、EFTA・チリFTAについては、発給制度も検証制度も同じである。

認定輸出者証明と輸出者証明の併用を採用したのが、EFTA・シンガポールFTA及びEFTA・韓国FTAである。

第5節 検証制度の今後の展望

(1) 検証制度はFTAの的確な実施のために必要な規定である。締結されるFTAの数が増えるにつれて、検証制度も更に多様化するであろう。米国や欧州は各協定の検証を自国のスタイルに沿った形で締結していることから、今後もその流れを続けるものと思われる。また、 ASEANや日本等他国も独自の型をもっている。検証は国際的に合意された統一のスタイルがあるわけではなく、複数のFTAを締結している国はそれぞれ独自の型を持っていることから、今後の新規のFTAについては、協定の交渉次第で内容が変化する状態が続くと思わ

れる。

(2) 発給制度との関係においては、以下のような考察が可能であろう。まず、日本について考えると、日本が実施している第三者機関による証明制度は、発給機関への信頼により、発給された原産地証明書の信頼性が相対的に高いと考えられることから、アセアン諸国とのFTAにおいては、当面第三者証明制度が基軸として維持されると推測され、検証制度も発給機関への照会という形式を継続するのではないかと思われる。一方、欧州とは、日スイス協定において認定輸出者による証明制度とともに、輸出締約国当局への照会及び輸入締約国税関当局の立会の下での輸出締約国による検証訪問が規定されていることから、この形式が一つの基準となるのではないかと推測される。さらに、今後、米国とFTAを交渉する場合には、米国の証明制度である輸出者証明、輸入者の知識による証明制度への対応を検討する必要に迫られる可能性もある。しかしながら、日・米FTAは筆者にとってはまだ遠い先の話のように思える。先行してFTA交渉が行われそうな他の米州大陸の諸国との関係では、相手側は慣れ親しんだ輸出者証明等を希望する可能性があることから、米州大陸の他の国が実施している協定を参照したり、既存の日本のFTAの検証制度、例えば日チリ協定を参考したりすることになるのではないかと考えられる。

また、全くの想像の域を脱しないものではあるが、欧州と米国の協定というものを仮に想定してみると、ECとメキシコのFTA等が参考となるかもしれない。しかしながら、米国は従来FTAにおいて認定輸出者による証明制度を採用しておらず、欧州は検証訪問制度を採用していないという大きな違いが、米国と欧州との間には存在する。どちらも従来の双方の制度を堅持しようとする場合には合意は容易ではなかろうが、米国は、相手国に合わせ、より柔軟に対応（交渉）する傾向も見られることから、証明制度は複数の制度を併存させ、また、検証制度はそれに合わせたメニューを用意するのではないかとの推測も筆者には可能であるように思われる。

最後に

本稿においては、下記の協定を参考にしながら、各協定間の検討を試みた。

日シンガポール経済連携協定、日メキシコ経済連携協定、日マレーシア経済連携協定、日チリ経済連携協定、日タイ経済連携協定、日インドネシア経済連携協定、日ブルネイ経済連携協定、日アセアン包括的経済連携協定、日フィリピン経済連携協定。AFTAを実現するための共通実効特恵関税（CEPT）協定、EEA協定、EFTA、EFTAのストックホルム協定、EC・南アFTA、EC・モロッコFTA、EC・メキシコFTA、EFTA・メキシコFTA、EFTA・シンガポールFTA、EFTA・韓国FTA、EC・チリFTA、EFTA・チリFTA、NAFTA、米・チリFTA、米・韓FTA、米・シンガポールFTA、米・豪FTA、CAFTA - DR、米・イスラエルFTA、米・モロッコFTA、オーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定、米国・カナダFTA、カナダ・イスラエルFTA、カナダ・チリFTA、ニュージーランド・シンガポールFTA、メルコスール、豪・タイFTA、中国・アセアンFTA、豪州・シンガポールFTA、韓国・シンガポールFTA、韓国・アセアンFTA、環太平洋戦略的経済連携協定（TRANSPA-

[付 錄] 参 考 論 文

CIFIC SEP)、南米南部共同市場(メルコスール)、韓国・チリFTA、カナダ・イスラエルFTA、ニュージーランド・シンガポールFTA、パナマ・シンガポールFTA。

本文で触れたように、非常に最近のFTAでは証明・検証制度において極めて新しい制度を採用している。日本の今後のFTAにおいてもこの新しい制度を選択肢として採用する可能性があり、貿易関係者の関心も高い分野であることから、先行している事例を整理、研究することは有意義であろう。

本稿は、財務省関税局関税課原産地規則専門官の上川純史氏の御指導の下、第1章を山神が、第2章を牛島が、それぞれ執筆した。また、関係諸氏に多大のお心遣いをいただいた。ここに記して感謝したい。

また、文中意見にわたる部分は、すべて筆者の個人的な見解であることをお断りする。

(参考文献・ウェブサイト)

- ・上川純史「日本の原産地規則の概要」『貿易と関税』(日本関税協会、二〇〇六～〇八年連載)
- ・上川純史「日本の原産地規則の概要」『貿易実務ダイジェスト』(日本関税協会、二〇〇六～〇八年連載)
- ・上川純史「原産地規則を巡る最近の動きについて」『貿易実務ダイジェスト』(日本関税協会、二〇〇九年一月号)
- ・朝倉弘教「難航する原産地規則の国際的調和を考える」『貿易と関税』二〇〇四年九月号(日本関税協会)
- ・西澤公慶『特恵関税の全貌』(日本関税協会、一九七一年)
- ・日本機械輸出組合『アジアの原産地規則と通関手続』(日本機械輸出組合、二〇〇四年)
- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
- ・財務省 <http://www.mof.go.jp/>
- ・税関 <http://www.customs.go.jp/>
- ・ジェトロ海外調査部『ASEANのFTAと原産地規則』(二〇〇四年一一月)
<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/asean/reports/05001133>

本稿で引用した各FTAの条文はすべてウェブより入手できる。以下にはそのポータルサイトとして代表的なものを列記する。

- ・World Trade Organization
http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm
- ・ASEAN Secretariat
<http://www.aseansec.org/>
- ・Singapore's FTA Network

<http://www.fta.gov.sg/>

- Office of the United States Trade Representative

<http://www.ustr.gov/>

- EFTA Secretariat

<http://www.efta.int/content/legal-texts>

- EUR-Lex

<http://eur-lex.europa.eu/en/index.htm>

(注)

- 1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定。以下、問題がない限り、日本が締結している経済連携協定の名称は「日シンガポール協定」に類した表記を行い、また、他のFTAについても簡略に表記する。
- 2 FTAと地域貿易協定(RTA: Regional Trade Agreement)、経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)及び連合協定(Association Agreement)は、厳密には意味が異なるが、これらを含めて本稿ではFTA又は自由貿易協定と総称する。
- 3 この四つの類型に限って見てみると、証明の責任を主として負うこととなる主体は、類型の1から4に進むにつれて、概ね図1のうち「原産地証明書」という語が付された逆U字型の矢印の始点から終点(→で表示)に向けて移動していることが見て取れよう。
- 4 この項は、朝倉弘教「難航する原産地規則の国際的調和を考える」『貿易と関税』二〇〇四年九月号(日本関税協会)を参考とした。
- 5 ベルギー・ブリュッセルに本部を置く関税協力理事会(CCC。現在はWCO(世界税関機構)というワーキング・タイトルを用いている。)により策定されたもの。一九七三年に京都で開催されたWCO総会において採択されたことに因み、一般に「京都規約」と呼ばれている。京都規約はその後の税関手続の発展を踏まえた改訂作業が行われ、一九九九年のWCO総会において京都規約を改正する議定書(以下、本稿ではこれを「改正京都規約」と呼ぶ。)が採択され、二〇〇六年二月に発効した。旧京都規約の「原産地規則に関する附属書」は、改正京都規約の個別附属書Kにはほぼ同一の内容で受け継がれている。この個別附属書Kについては、現在WTOの場で行われている非特恵原産地規則の調和作業の終了を待つて見直されることとなっている。
- 6 以下、各協定の条文を引用するが、ごく一部のみの引用であり、また改正があることも考えられるところ、必ず原文を参照されたい。文末に掲げるウェブアドレスより入手できる。
- 7 例えば、EFTA・シンガポール協定附属書I第一六条では、“The exporter of the products covered by this document (customs authorization No ... declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ... preferential origin.”と記載されるよう規定している。
- 8 同第二一条に、“The customs authorities of the exporting country may authorise any exporter, hereinafter referred to as “approved exporter”, who makes frequent shipments of products under this Agreement to make out invoice declarations irrespective of the value of the products concerned. An exporter seeking such authorisation must offer to the satisfaction of the customs authorities all guarantees necessary to verify the originating status of the products as well as the fulfilment of the other requirements of this Protocol.”等と規定がある。
- 9 同第二〇条に、“1. An invoice declaration as referred to in Article 15 (1) (b) may be made out: (a) by an approved exporter within the meaning of Article 21.”等と規定がある。
- 10 日スイス協定においては、この取扱いは締約国の国内法令に委ねることとされている(附属書二第一条2)。
- 11 同第二六条に、“1. When a movement certificate EUR.1 is issued, or an invoice declaration is made out, in one of the Contracting Parties for originating products, in the manufacture of which goods coming from other Contracting Parties which have undergone working or processing in the EEA without having obtained preferential originating status have been used, account shall

[付 錄] 参 考 論 文

FTA比較表—原産地証

		日本の各 EPA(スイ スを除く)	日 スイス	AFTA- CEPT	ASEAN・ 中国
第三者発給	原産地証明書に印影が押される	○	○	○	○
	原産地証明書に第三者の署名がなさ れる	○	○	○	○
	上記印影が通知される	○	○	○	○
	上記署名が通知される	○ (墨、チリ を除く)	—	○	○
認定輸出者 証明	認定輸出者による証明	—	○	—	—
	認定輸出者の署名は不要	—	○	—	—
	認定番号が付与される	—	○	—	—
	ある金額以下なら非認定輸出者でも 証明が可	—	—	—	—
輸出者証明	輸出者による証明	—	—	—	—
	製造者による証明	—	—	—	—
	第三者により認証される	—	—	—	—
	電子的媒体の使用	—	—	—	—
	定型によらなくてもいい	—	—	—	—
輸入者証明	輸入者による証明	—	—	—	—
	電子的媒体の使用	—	—	—	—
	定型によらなくてもいい	—	—	—	—
輸入者の知 識による証 明	輸入者の知識による証明	—	—	—	—
	輸入者の所有物による情報に基づく 証明	—	—	—	—

検証の目的	書類の真正さ	—	○	○	○
	原産性があるか否か	○	○	○	○
	証明書の文言の正確さ	—	○	—	—
	原産地規則の一般的な規定を遵守し ているか否か	—	—	—	—
	特惠待遇適用の可否	—	—	—	—
	その他の必要事項を満たしているか	—	—	—	—

明、原産地検証制度

ASEAN・韓国	NAFTA	米・豪	米・チリ	米・韓	豪・タイ	メルコスール	EEA	EFTA/星
○	—	—	—	—	—	—	○	—
○	—	—	—	—	○	—	○	—
○	—	—	—	—	—	—	○	—
○	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	○	○
—	—	—	—	—	—	—	○	○
—	—	—	—	—	—	—	○	○
—	—	—	—	—	—	—	○	○
—	○	—	○	○	—	○	—	○
—	—	—	○	○	—	○	—	—
—	—	—	—	—	—	○	—	—
—	—	—	○	○	—	—	—	—
—	—	—	○	○	—	—	—	○
—	—	—	○	○	—	—	—	—
—	—	—	○	○	—	—	—	—
—	—	○	—	○	—	—	—	—
—	—	○	—	○	—	—	—	—

—	—	—	—	—	—	—	○	○
○	○	○	○	○	—	—	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	○	—	—
—	—	—	—	—	○	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	○	○

[付 錄] 参 考 論 文

			日本の各 EPA(スイ スを除く)	日 スイス	AFTA- CEPT	ASEAN・ 中国	
輸出国政府 機関に検証 を依頼	輸出締約国	書面	—	○	—	—	
		訪問	—	○	—	—	
	税関、発給機関その他の権限 のある機関	書面	—	—	○	○	
		訪問	—	—	—	—	
	輸出者	書面	○	—	—	—	
		訪問	○	—	—	—	
	製造者	書面	○	—	—	—	
		訪問	○	—	—	—	
直接訪問	輸入者	書面	—	—	—	—	
		訪問	—	—	—	—	
	輸出者	書面	○ (墨のみ)	—	—	—	
		訪問	—	—	○	—	
	製造者	書面	○ (墨のみ)	—	—	—	
		訪問	—	—	○	—	
両締約国が合意するその他の手続			—	—	—	—	
輸入国の法令・規則 に従う			—	—	—	—	

記録の保存	発給機関	○	○	○	○
	輸出者	○	○	○	—
	製造者	○	○	○	—
	輸入者	—	—	—	—
	輸入国税関	—	—	—	—
	電子的媒体による保存	—	—	—	—
	期間 (年)	5 (星、 ブルネイ、 アセアン は 3 年 間)	3	3	2

「○」印は、条文が存在することを示す。「米」、「星」、「墨」及び「豪」はそれぞれ、アメリカ、ください。

自由貿易協定における原産地規則の比較研究

ASEAN・韓国	NAFTA	米・豪	米・チリ	米・韓	豪・タイ	メルコスール	EEA	EFTA/星
—	—	—	—	—	—	○	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	—	—	—	—	—	—	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	○	—	○	○	—	—	—
—	—	—	—	—	○	—	—	—
—	○	○	—	○	○	—	—	—
○	○	○	—	○	○	—	—	—
—	○	○	—	○	○	—	—	—
○	○	○	—	○	○	—	—	—
—	○	○	—	○	—	—	—	—
—	—	—	○	—	—	—	—	—

○	—	—	—	—	—	—	○	—
○	○	—	○	○	○	—	○	○
○	○	—	○	○	○	—	—	—
—	○	○	○	○	○	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	○	—
—	—	—	—	○	○	—	—	—
3	5	5	5	5	5	2	3	3

シンガポール、メキシコ、オーストラリアの国のこと。転用する際は各政府の公刊物をご確認

[付 錄] 参 考 論 文

be taken of supplier's declaration given for these goods in accordance with this Article."等と規定がある。

- 12 同第二六条に、"4. Where a supplier regularly supplies a particular customer with goods for which the working or processing undergone in the EEA is expected to remain constant for considerable periods of time, he may provide a single supplier's declaration to cover subsequent consignments of those goods, hereinafter referred to as a "long term supplier's declaration"."等と規定がある。
- 13 チェーン上を右側に移動しても、後述する原産地検証制度と組み合わせることにより、原産地証明の信頼性は確保されるものと解される。
- 14 一方、米国・カナダFTAにおいては、検証に係る明示的な規定は存在しない

〈初出〉

『貿易と関税』2009年5月号及び6月号（日本関税協会）

特恵制度の迂回防止策

澤部晶重

(税関研修所論集第36号掲載分より一部抜粋)

〈目次〉

はじめに	第5節 GSP原産地規則の検討
第1章 特恵原産地規則の役割	第3章 FTA特恵制度と迂回防止策
第1節 原産地規則の概要	第1節 日本のFTAと原産地規則
第2節 特恵制度における迂回輸入	第2節 原産地証明・検認手続
第2章 GSP特恵制度と迂回防止策	第3節 罰則規定
第1節 GSP原産地規則	第4節 海外のFTA原産地規則
第2節 原産地証明・検認手続	第5節 FTA原産地規則の検討
第3節 罰則規定	終わりに
第4節 海外のGSP原産地規則	参考文献

〈略語〉

AFTA	ASEAN Free Trade Area
ASEAN	Association of South-East Asian Nations
CEPT	Common Effective Preferential Tariff
EC	European Community
EFTA	European Free Trade Association
EPA	Economic Partnership Agreement
EU	European Union
FTA	Free Trade Agreement
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade
GSP	Generalized System of Preferences
HS	Harmonized System
LDC	Least Developed Countries
MFN	Most Favored Nation
NAFTA	North American Free Trade Agreement
RTA	Regional Trade Agreement
SAARC	South Asian Association for Regional Cooperation
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development
WTO	World Trade Organization

はじめに

新世紀にはいって日本が締結する自由貿易協定（Free Trade Agreement、以下FTA）は、増加の一途をたどっている。シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイとの協定が既に発効しており、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとは署名がなされ、両国の議会承認を待っている状態にある¹。また、2007年11月には、日アセアン包括的経済連携協定（以下、日アセアン協定）が交渉妥結しており、日本のFTA戦略の優先事項である東南アジア諸国との自由貿易協定が急速に進展していることがわかる。

日本のFTAは、物品やサービス貿易の自由化のみならず、政府調達、知的財産、人の移動などといった分野も対象とした、経済連携協定（Economic Partnership Agreement、以下EPA）²を基本としている。その規定内容は協定ごとに異なっているため、FTAの拡大は、必然的に手続の増加を招く。税関業務上もっとも影響を受けると思われるのが、「スペゲティ・ボウル現象」と言われる原産地規則の複雑な絡み合いである。締約相手国ごとに原産地規則が異なるため、輸出入者は特恵適用対象である原産品かどうかを各協定にそって正確に判定し、原産品であることの真正性を持たせなければならない。税関は、特恵待遇のただ乗りを目的とする迂回輸入を防止するため、この判定に対する信頼性を確保しなければならない。

本稿では、上記の真正性、信頼性を確保するためにはどのような方策が良いのか、世界貿易機関（World Trade Organization、以下WTO）の規則との整合性も踏まえて、現規定の改善すべき点を検討する。そのために、まず原産地規則の概要について述べる。次に2つの特恵制度、すなわち一般特恵制度（Generalized System of Preferences、以下GSP）とFTA特恵制度を別々に捉え、その規定内容を海外の諸制度とともに概観する。その上で、制度ごとに改善すべき点を比較検討する。

なお、本稿は筆者の個人的見解に基づいて記述したものであり、所属する行政庁の見解ではないことをお断りする。また、本稿における一切の誤謬は、すべて筆者の責に帰するものである。

第1章 特恵原産地規則の役割

第1節 原産地規則の概要

世界で貿易取引される物品は、すべて原産地を有している。日本で生まれた牛は日本産であり、中国で収穫された野菜は中国産である。テレビのような工業產品はどうか。現代の物流・生産過程をみてもわかるように、材料や部品などは外国から数多く調達されており、いわば多国籍な部品の集合体であるといえる。このような產品の原産地をどのように確定するのか。この問題を解決するルールが原産地規則であり、これによって產品は一つの国籍を安定して決定することができる。では、なぜ物品の原産地を確定させなければならないのか。それは、原産地が国家の通商措置に深く関与しているためであり、関税率の決定はもちろん、ダンピング防止、セーフガード、検疫措置、貿易統計など、様々な目的に適用されているからである。よつ

1 2007年11月現在。

2 本稿では、EPAがFTAより幅広い分野を対象としていることに留意しつつも、包括する概念としてFTAをとらえた。そこで、日本の締結したEPAは、特に示す必要がある場合を除いてFTAと表記している。

て、原産地規則は通商政策手段として恣意的に運用されることのないよう、国際的な統一ルールによって規定されることが望ましい。しかし、現状は統一ルールが存在していないため、各國が独自の原産地規則を運用している。そこで、WTO協定附属書 I A に含まれている「原産地規則に関する協定」第9条では、規則の調和及び世界貿易の運営に確実性を与えることを目的として、世界税関機構（World Customs Organization）³との連携による調和作業計画の実施を規定している。調和作業は、開始後3年以内に完了するとしているものの（同条2a）、WTO原産地規則委員会が2001年に最終報告書を一般理事会に提出し、未決案件に関する決定を一般理事会に委ねてから現在に至るまで、WTOでの審議がいまだ1年ごとに延長されている。

原産地規則は、特恵目的であるか否かによって、特恵分野における原産地規則（以下、特恵原産地規則）と非特恵関係の原産地規則に大別できる。前者がGSP特恵やFTA特恵の適用を目的とし、後者はそれ以外の目的のために適用される。先の調和作業は、後者を対象としたものであり、前者は対象となっていない。特恵原産地規則は、原産地規則に関する協定附属書IIにおいて、原産地決定基準を明確に定めること、基準はポジティブ・スタンダードに基づくこと、基準は公表すること、輸出入者及び正当な理由を有する者の要請から150日以内に原産地の事前認定を行うことなどを確保する、と規定されるにとどまる。したがって、依然として各國が独自の原産地規則による迂回防止策を講じることができるために、不必要的水準を採用しかねないという問題を孕んでいる。

前記GSPは、途上国の経済発展のために最恵国待遇（Most Favored Nation、以下MFN）税率より低い関税を適用する制度であり、途上国の中でも開発が遅れている後発開発途上国（Least Developed Countries、以下LDC）には、他の開発途上国よりもさらに低い関税などの優遇措置が供与される⁴。発端は、南北問題の原因である経済格差を改善するために、開発途上国が経済開発及び輸出拡大の促進を主張したことから始まり、この要望から設立された国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development、以下UNCTAD）の下部機関である特恵関税制度を討議する特恵特別委員会では、4回にわたる協議のすえに結論の合意がなされ、1970年10月に、この報告書の採択をもってUNCTADにおける特恵関税制度の正式な最終合意を見るにいたった。これを受け日本は、早急に所要の立法措置をとり、1971年8月から特恵関税制度を実施した。

GSPは、関税および貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade、以下GATT）の最恵国待遇原則に照らすと、開発途上国にのみ差別的優遇措置を与えるという点で義務違反となる。そこでGATTは、制度の実施にあたり1971年6月25日、当制度に対する10年間の義務免除を認める決定を行った。そして、東京ラウンド交渉において、開発途上国問題が広範に交渉された結果、先の決定を発展的に吸収する形で、GATT第1条最恵国待遇原則の例外として「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加」に関する決定、いわゆる授権条項が1979年11月28日のGATT総会で採択された。この

3 正式名称は関税協力理事会（Customs Cooperation Council）

4 2007年4月よりLDC特恵の拡充が行われ、約98%（9035品目中8871品目）が無税・無枠の対象となっている。

[付録] 参考論文

決定は、WTO体制においても引き継がれており⁵、現在のGSPは、授權条項によって正当化されている。

MFN税率は、最惠国待遇原則によって、讓許品目について全ての加盟国に等しく讓許税率が適用されるのに対し、GSPは、先進国が途上国からの見返りを求めずに恩恵を一方的に与える制度のため、導入国はGSPの受益対象国、条件、品目を原則として一方的に定めることができる。日本では、関税暫定措置法施行令別表第一において特恵受益国等を、同法施行令第二十五条第3項で特別特恵受益国（LDC特恵適用国）を定めている。

FTA特恵は、締結した自由貿易協定における、締約国に対する関税の撤廃・引き下げであり、その対象品目や適用条件は協定によって異なる。関税上の特恵待遇を享受するためには、各協定の規定内容に従う必要がある。

FTAもGSPと同様、締約国を差別的に優遇するため、最恵国待遇原則に反する。しかし、GATT第24条において、域内における関税その他の制限的通商規則を実質上のすべての貿易について廃止すること、域外諸国に対する関税その他の制限的通商規則が設立以前より高度又は制限的でないこと、妥当な期間内に設立することを条件として、関税同盟及び自由貿易地域を例外として認めている。

このような関税上の特恵待遇を享受するためには、特恵制度の対象国原産品であるとの証明が必須であり、特恵原産地規則は、原産地の認定、積送基準、手続的規定の3つの主要規則を通じて、原産品であることの真正性を確保している。そのため、特恵原産地規則は通常、非特恵関係の原産地規則よりも厳格に規定されている。規則が厳格である程、特恵関税は限られた輸入取引に対してのみ与えられる恩恵とならざるを得ず、特恵制度が目的とする貿易取引の活性化にはつながりにくい。輸入者から見れば、原産地規則は制約要因であり、ハードルを最大限低くすることが望ましい⁶。しかし、ハードルの低下は、特恵のただ乗りを誘発してしまうおそれがある。ここに、特恵原産地規則の難しさがある。産業界からの原産地規則の簡素化に対する要望が拡大する今日、原産地証明手続の簡素化は避けられない。よって、それに見合った、あるいはそれ以上の真正性、信頼性の確保手段が、今後の鍵になると思われる。

第2節 特恵制度における迂回輸入

物品の貿易における迂回とは、通常、なんらかの障害を避けるためにあえて流通・取引経路を遠回りすることをいう。まずは、具体的な事例を挙げてみたい。

・北朝鮮産あさりの迂回輸入

2006年10月13日、経済産業省は「外国為替及び外国貿易法」に基づく北朝鮮からの輸入禁止措置を講じた。これにより、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について輸入承認が必要となり、実質輸入が禁止された。翌年6月、門司税關は同年2月から3月にかけて北朝鮮産の活あさりの積出地を中華人民共和国丹東であるとして虚偽の輸入申告をした法

5 一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定第1条b(iv)

6 ジェトロ『ASEANのFTAと原産地規則』25頁（2004年11月）

人2社と嫌疑者3名を関税法違反で告発した。

・欧州共同体の中国製自転車に対するダンピング防止措置

1980年代半ば、欧州共同体 (European Community、以下EC) 内において、プリンターや複写機などの日本製電子產品に対して数多くのアンチ・ダンピングの申立てが起こされた。そこでメーカーは、EC域内に工場を設立し、產品の組立工程をECで行う輸入国迂回によってダンピング防止税を回避した。これに対抗するため、欧州委員会は1987年に迂回防止規則を導入し、EC域内で組み立てられた対象產品についてもダンピング防止税を課すこととした。1995年には規制対象が拡大され、第三国迂回や微小変更品、ノック・ダウンキットの輸入などにも対応できることになった。新規則が適用された1996年の中国製自転車のケースでは、中国製自転車部品をECでの自転車組立用とすることでダンピング防止税を免れているとして調査が行われ、フレームやハンドルバー、車輪などの一定の中国製輸入部品についても、完成自転車と同様のダンピング防止税が課された。

・冷凍たこのLDC特恵不正適用

大手水産会社A社は、西アフリカからの冷凍たこの輸入に際し、原産地が5% の特恵関税が適用されるセネガル⁷又はカナリー諸島であるにもかかわらず、無税のLDC特恵が適用されるガンビア共和国又はモーリタニア・イスラム共和国の証明機関の原産地証明書用紙を大量に購入し、同国産とする虚偽の原産地証明書を作成し、輸入していた。3年6ヶ月にわたって行われた本件の脱額は、約四億円余りにのぼる。東京地裁の判決⁸により、A社には罰金一億円、主犯である同社幹部に執行猶予付きの懲役2年、実行に関与した同社参事2名に執行猶予付きの懲役1年6ヶ月の刑が言い渡された。

このように、迂回は輸入規制や租税回避の目的で行われている。輸入規制やダンピング防止税等の回避は、規制対象外の国からの輸出により、特恵関税のただ乗りは、通常は特恵対象国からの輸出によって行われる。いずれの場合においても、迂回輸入は原産地を偽るための行為と考えうる⁹。しかし、特恵制度は、特恵受益国において產品の付加価値が十分に創出されたものに対して関税上の特恵待遇を認めるものであり、付加価値が十分でない特恵受益國產品には特恵待遇が与えられない。つまり、特恵待遇の資格認定試験のようなものであって、原産地を厳密に特定する制度ではない。特恵制度における迂回輸入は、原産地を偽る行為ではなく、特恵原産地規則について不正に一致させて特恵待遇を受けようとする行為といえよう。

特恵原産地規則による特恵待遇の適用範囲をどのように設定するかによって、迂回輸入の防止水準は決定される。規則を厳格にすればするほど、迂回輸入という手段が困難となり、ただ

7 2002年以後は、LDCの対象となっている。

8 東京地方裁判所 平成13年特(わ)第2206号 平成14年1月16日判決

9 ダンピング防止税を回避するために迂回手段をとることは、租税回避行動であって、本来違法ではない。ECの迂回防止規則は、形式的には正しくとも、実態として原産地を偽っていると考えられるものを規制しようというものであり、ECにとって原産地を偽る行為であるといえる。しかし、このような規則を運用していない国にとって、原産地を偽る行為と言えない点に留意すべきである。

乗りの防止という点において効果があるようと思える。しかし、前節で述べたとおり、制度の目的からすれば特恵対象国との貿易が活性化するとは言い難い。今日の特恵制度における迂回防止のための規定は、実効性と利便性の両立なくしては成り立ないのである。

第2章 GSP特恵制度と迂回防止策

第1節 GSP原産地規則

開発途上国からの輸入を促進するため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業產品につき通常の関税率より低い特恵税率を適用する本制度は、1971年に導入されて以来、10年ずつ3回延長され、2001年度改正により適用期限は2011年3月末までとされている。GSPは、対象国・物品の指定、原産地の認定基準、積送基準、特恵待遇享受のための手続から構成されている。

対象国は、経済が開発の途上にある国・地域¹⁰であって、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定められた141カ国14地域を一方的に指定している¹¹。2000年度より特恵卒業制度が整備され、当該年度の前年までの三箇年の国際復興開発銀行の発表する世銀統計において、同期間中連続して高所得国に分類されている国・地域には、特恵関税を全面的に適用しないこととしている。また、当該年度の前年（世銀統計において高所得国と分類される国・地域）を原産地とする対象品目が、当該年度の前々年における日本の当該品目の総輸入額の25%を超える場合、あるいはLDCを除く一の特恵対象国からの輸入が、当該年度の前々年までの二箇年連続における日本の当該品目の総輸入額の50%を上回り、かつ十億円を上回る場合には、国別・品目別に特恵適用が除外される¹²。しかし、特恵卒業の適用を受けたとしても、一定の要件を満たした場合には、特恵関税の適用を復活させることができる。特恵卒業とはいうものの、再入の余地も残されている制度となっている。

対象物品は上記対象国を原産地とする、国際統一商品分類（Harmonized System、以下HS）第1類から24類までの農水産品のうち関税暫定措置法別表第二に掲げられた340品目（HS9桁）の特定産品、第25類から97類までの鉱工業產品のうち有税品で同法別表第三に掲げられた特定鉱工業產品等、及び有税品で同法別表第三、第四（特恵関税例外品目）、第五（特別特恵関税例外品目）に掲げられた物品以外のものを合わせた3,216品目が対象となっている¹³。

対象国のうち、国連総会の決議により後発開発途上国とされている国で、特恵関税について特別の便益を与えることが適當であるものとして政令¹⁴で定められた50カ国を原産地とする、別表第五に掲げられた物品以外の有税品について（特恵対象3,556品目及びLDC特恵対象2,211品目）は無税とし、シーリング枠の制限についても無枠となっている¹⁵。

10 固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む

11 関税暫定措置法第八条の二、関税暫定措置法施行令別表第一

12 平成19年3月財務省告示第134号

13 財務省関税局『関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会懇談会合同会議 資料』（2007年10月29日）
(<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryou/kanal91029.htm>)

14 関税暫定措置法施行令第二十五条第3項

15 コンゴ民主共和国及びザンビア共和国から輸入される精製銅について課されていたシーリング枠が、2006

特恵税率の適用によって対象物品の輸入が増加し、その輸入が同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又はそのおそれがあり、当該産業を保護するため緊急の必要があると認められるときは、物品及び期間並びに必要に応じて国・地域を指定し、特恵適用を停止することができる¹⁶。この特恵除外制度は、国際競争力をつけた途上国产品に対するより低い特恵受益国へのメリット拡充並びに水産資源・環境の保護の目的で導入されており、LDC特恵についても同規定が準用されているが、LDC諸国への支援の必要性から、LDC特恵の適用停止措置は必要な場合に限るよう配慮されている。特定鉱工業产品等についても特恵停止措置が規定されており、LDCを除く対象国を原産地とするものについて、シーリング枠を超える又は一国の特恵受益国产品の輸入限度額が五分の一を超えることとなつた場合には、特恵の適用が停止される¹⁷。

原産地の認定基準

関税暫定措置法第八条の二に規定された原産地とは、一の国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）、及び一の国又は地域において完全生産品以外の物品を原料・材料の全部又は一部として実質的な変更を加えた物品（実質的変更が行われた产品）における国又は地域をさす。どのような作業が対象になるかは、関税暫定措置法施行規則に定められている。完全生産品は、生産が一国で完結するものだけではなく、他国製品の製造の際に生じたくずや、収集された使用済みの他国製品で材料の回収用のみに適するものについても対象となっている。実質的変更が行われた产品は、一定の認定基準、すなわち実質的変更基準を満たしたものと実質的変更が行われた产品とし、GSP原産地規則では、原則、非原産の原料又は材料の該当する項（HS4桁）と異なることとなる加工・製造によって当該変更を満たしたとする関税分類変更基準を採用している。その例外として、加工工程基準及び付加価値基準が一部品目について採用されている。これら3つの基準は、それぞれ以下のようない特徴を有している。なお、梱包や仕分け、ラベリングなど軽微な加工については、実質的な変更が行われる作業とはみなされないため、同作業で分類変更がおこったとしても、実質的変更があったとは認定されない。

関税分類変更基準

関税分類変更基準とは、製品に使用された材料と、それから生産される製品との関税分類番号が異なるような生産が行われた場合に実質的変更があったとする。この材料は、製品の原産地と同様に原産資格を有するもの（原産材料）については比較対象から除外されているため、実質的変更基準の比較対象は、製品の原産地と同様の原産資格を有しない产品（非原産材料）となる。あくまで原産資格の有無が問われているので、自国産の非原産材料ということもある。また、原則すべての非原産材料について関税分類変更が行われていなければならない。関税分類番号の基準は項（HS4桁）となっており、その例外として関税暫定措置法施行規則別表には類（HS2桁）による関税分類変更、特定条件の付いた関税分類変更基準や付加価値基準

年度より廃止されたため、現在ではすべてのLDC諸国に対して無効となっている。

16 関税暫定措置法第八条の三

17 関税暫定措置法第八条の四

[付 錄] 参 考 論 文

との併用が規定されている。HS分類の桁によって基準の高さが決まり、少ない桁ほど大きな変更が要求される。原産品や特定の物品に関する制限など条件の付いた品目については、当然その適用範囲が狭まることになる。

この基準の特徴は、輸出製造企業にとって、その基準を満たしている事の判断と基準遵守の継続的監視が容易なところにある¹⁸。多くの企業は、自らの製造工程を検討し、関税分類番号が変更される工程・部品を特定し、当該生産工程・部品が輸出国で行われているかを確認すればよい。項の変更という原則上、使用される材料の原産国を検証し、継続監視をする必要はない。しかし、「原産品である」といった指定、付加価値基準を併用しているなど、純粋に関税分類変更基準のみを規定していない場合、原産地の検証・監視が必要となってくる。また、製品や材料の関税分類において、担当した者すべてが統一の見解を出すとは限らず¹⁹、加工工程基準や付加価値基準よりもその影響を受けやすい。ただし、これはHS分類上の問題でもあり、現在HS条約によって、品目分類の国際的な統一による解決²⁰がすすめられている。

加工工程基準

加工工程基準は、品目別規則第18類の資格条件である「カカオ豆からの製造」のように、ある特定の加工・作業が行われた国を原産地とするものである。生産工程の特定により原産地を特定するという点は、基準として明確であり、関税分類変更基準より優れている場合もある。しかし、明確であるがゆえ、生産技術の発展や国際分業の進展により加工工程に変化が生じた場合、加工工程基準を満たすことが難しくなるおそれがあるため、常に更新が必要となる²¹。また、規則の作成にあたっては、膨大なリストとなってしまうため非現実的なものになるという短所がある²²。

付加価値基準

付加価値基準は、生産過程において付加される価値が、要求される条件を満たした国を原産地とする。GSP原産地規則では、通常、材料として使用された非原産品価格の生産された物品（製品）の価格に占める割合（非原産品割合）が何 % 以下となる製造という条件を課している。非原産品割合の算定上、原産品の材料価格を考慮する必要はない。製品の価格は、輸出国における本船渡条件（free on board、以下FOB）価格又はこれに準ずる価格とし、非原産材料の価格は、関税評価協定²³に基づいて算定される特恵受益国に到着するまでの運賃保険料

18 梅島修『FTA原産地制度—企業の視点からの考察』JMC JOURNAL 2005年11月号 37頁

19 経済産業省『2007年版不公正貿易報告書』によると、中国では、税関本部の下部組織である42の税関管区において、同一商品につき各税関管区による異なる分類がなされる問題があり、また同一管区においても担当官から口頭で伝えられた分類が後日突如変更され、高関税を課される問題が指摘されている。また、ジエトロ『ASEAN各国における関税・通関制度の実態と問題点』（2005年3月）に記述された調査アンケートでは、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムといった国々において、関税分類が担当官によって異なるなど、関税分類の査定が不明瞭と指摘されている。

20 批准国は、6桁からなる定められたHS分類に完全一致することが義務付けられる。

21 財務省関税局『関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会 資料』（2001年9月19日）（<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryou/kanc130919.htm>）

22 上川純史『日本の原産地規則の概要』貿易実務ダイジェスト 2006年8月号

23 一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定

込み条件（cost, insurance and freight、以下CIF）価格又は当該受益国において対価として支払われた事を確認できる最初の支払いにかかる価格としている²⁴。

製品の価格は、材料、製造経費、労務費、一般管理費、利益、工場出荷から特恵受益国の輸出港における船積みまでの運送・保管・通関手続料から構成される。当該基準では、材料のうち非原産品の価格が重要であるが、この材料が原産地の产品を含む2カ国以上の产品から構成される中間財の場合、どこまで非原産品の価格に含ませるかという問題が出てくる。

最終製品に使用される材料を一次材料、一次材料に使用される材料を二次材料とした場合、この材料をどこまで追跡するかによって算定方式は異なる。大別すると、一次材料までとするロールアップ方式及びロールダウン方式と、その先まで厳密に追跡するトレーシング方式に分けられる。ロールアップ方式とは、製品の材料である中間財の製造に使用された非原産材料を無視し、中間財を100% 原産品とする方式で、ロールダウン方式は逆に中間財を100% 非原産品とする方式である。トレーシング方式は、一次材料より前の产品的な材料に含まれる非原産材料の価格を追跡する方式である。

GSP原産地規則では、付加価値基準の適用を受ける製品の材料として使用された中間生産品が付加価値基準の適用を受ける項に属する場合、当該中間生産品に使用された原産品及び非原産品を製品の生産に直接使用したものとみなす²⁵として、トレーシング方式を採用している。これにより、非原産品割合の算定上、付加価値基準の適用を受ける項に属する中間生産品については原産品の価格を控除でき、原産資格がより得易くなる。

付加価値基準は、前記二つの基準と異なり、特定の工程に拘束される必要がないので、製造工程を柔軟に設計できる。基準としても単純かつ正確である。しかし、材料や為替などの価格変動の影響によって算出値が変動するという不安定要素を抱えるため、基準値の境界線上にあるような場合には問題がおこりやすい。また、価格変動の監視に必要な、部品単位で原産地や価格を把握し常に再計算できる体制と、その立証において必要となる情報の収集整理という大きな負担が発生してしまう。この影響は生産者のみならず、材料の納入先に対してもコスト情報の開示が求められるなど、広範囲にわたる²⁶。経済産業省が発行している2007年版不公正貿易報告書では、価格変動によって原産地が変化する可能性について、原産地規則協定の前文に記述されている予見可能性、透明性及び一貫性が欠如すると指摘している。

GSP原産地規則における実質的変更基準を概観すると、項による関税分類変更基準を原則としつつ、それ以外を採用している物品が掲げられた関税暫定措置法施行規則別表では、加工工程基準や付加価値基準、より詳細な条件のついた関税分類変更基準等を規定している。関税分類変更基準はHS2桁又は4桁の変更を採用し、中でも類による関税分類変更基準は、主に農業产品において採用されている。また、一部には非原産品割合が40% 以下となる製造とする付加価値基準を併用した品目があるなど、他の产品に比べて条件が比較的厳しい。加工工程基準は、主に繊維製品において採用されているが、原産品や特定品からの製造又はそれ以外から

24 関税暫定措置法施行規則別表備考一

25 関税暫定措置法施行規則別表備考二

26 前掲注18 41頁

の製造など、加工工程の意味合いが強いものを含めれば、幅広く採用されているともいえる。付加価値基準は、調整食料品や電気機器、車両、武器類、光学機器などの品目において採用されており、非原産品割合が40% 又は50% 以下と指定されている。一部の機械產品では、付加価値基準を採用しつつ最終製品と同じ項に属する材料の使用割合を制限したものもある。

累積規定

これまで述べたように、完全生産品及び実質的変更基準に合致したものについてのみ原産資格が原則認められるが、その例外として累積という概念がある。累積とは、大まかに言えば、複数の場所で複数の者により行われる生産をひとまとめのものとみなした上で、原産地基準を満たしているか否かを確認するというものである²⁷。複数の国を一つの領域とみなして域内での生産を累積するため、一つの国で原産地基準を満たしていないとも、まとめて取り扱うことによって基準を満たす可能性がでてくる。累積は、原産地認定における緩和規定ともいえるであろう。GSP原産地規則では、累積に関して、自国関与基準とアセアン累積の二つを規定している。

自国関与基準は、日本から輸出された物品を材料として、革・毛皮製品、紡織用纖維製品、履物、帽子、車輪つき玩具などの製品以外の物品の生産に使用する場合、完全生産品と当該材料のみで生産された物品は完全生産品とみなし、第三国材料も含んでいる場合は日本から輸出された材料を輸入国の完全生産品とみなしている。日本から輸出された物品が対象となるため、日本原産品である必要はない。この規定は、日本から輸出した貨物を材料として、外国において加工・組立等を行った製品に対して関税を減税する加工再輸入減税制度²⁸と概ね同趣旨のものであり、自国関与を認めるかどうかはUNCTADでの特惠関税制度の合意において各先進国の裁量とされていた。当時の日本は、他の先進国のように広範囲な加工再輸入減税制度を有しておらず、また国際分業化が進むと考えられていたので、積極的に対処するため、纖維製品等一部の製品を除いて自国関与を認めることとなった。GSPと比較すると、加工再輸入減税制度は品目数が限られる反面、シーリング枠の制限がなく、対象国の指定もない。ただし、特恵関税の適用を受ける物品については、当該制度が適用できないことから、利用の判断は輸入者の選択に委ねられる。

アセアン累積は、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアの5カ国のうち、日本へ輸出する国を含む2カ国以上を通じて生産されたものについては、これらの国を一つの国とみなしている。本規定は、「東南アジア諸国」として特定の東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations、以下 ASEAN）加盟国においてのみ規定している一方、後述（第3章第1節）のマレーシアとのFTAにおける品目別規則では、「東南アジア諸国連合の加盟国」と ASEAN 加盟国全てを対象としている。この規定がアセアン累積と呼ばれる事は、現在においては多少誤解を招く表現ではないかと思われる。

27 上川純史『日本の原産地規則の概要』貿易と関税 2006年10月号 34頁

28 関税暫定措置法第八条

積送基準

原産地の資格を有したとしても、運送途中になんらかの加工をされるようでは、本来の原産資格認定の結果自体が正当なものとはいえない。積送基準もまた、特恵のただ乗りを防止する重要な規定であるといえよう。積送基準の条件は、特恵受益国から日本に直送するという極めて単純な原則であり、その例外として非原産地を経由する場合、非原産地の税関監督の下に行われた積替え、一時蔵置、博覧会・展覧会への出品についてのみ、必要な証明をした上で、特恵待遇の適用を受けることができる²⁹。なお、特恵の対象地域として指定されているものほとんどは、海外領土あるいは国家と承認していない地域であるが、香港及びマカオについては、中国と地理的に隣接しているにもかかわらず別地域とされているため、この2地域から輸出される中国原産品は直送にあたらぬという事を留意すべきであろう。

第2節 原産地証明・検認手続

原産地証明書

特恵待遇は、前述の原産地の認定及び積送基準を満たした上で、それを証明する書類の提出によって、はじめて享受することができる。この手続上の規定は、条件を満たしている事の正当性を確保するためのものであり、GSP原産地規則では原産地の認定が正しいとする原産地証明書と、運送経路が積送基準を満たしていると証明する書類の2種類が規定されている。

UNCTAD特恵特別委員会において合意された結論では、原産地証明書の統一様式、証明の確認、罰則、相互協力についての合意された規則及び約束事項について、第三回UNCTAD特恵原産地規則作業部会において統一した解決がされたとしている。ここで合意されたガイドラインでは、原産地証明書は、①原産地の証拠文書は途上国輸出者が作成し、当該国政府当局(できれば税関)が証明する、②途上国政府当局は輸出者に対し、証明書発給申告書を記載させ、申告書の正確性について確認を行い、必要であれば実際の生産者又は製造者その他関係者から事実の確認を求める、③申告書には、当該商品が途上国産であり、かつ先進国の特恵原産地規則上の適格性を有している旨を記載するとともに、完全生産基準又は実質的変更基準を満たしている旨を記載する、④申告書には、積出港と仕向国を記載する、⑤証拠文書は、申告書と証明書を結合させたものとし、インボイス又は同様の商業文書と対査できるようにする、⑥証明書裏面には、特恵原産地規則の主要な基準について適切な説明を記載する、⑦証明書は、英語又はフランス語で印刷する、⑧先進国税関は、必要に応じて提出された文書の翻訳を要求できる、としている。日本では、原産地証明書は、証明する物品の輸出手続に要すると認められる期間内に、輸出者の申告に基づいて原産地の税関が発給したもの、税関が発給する事とされていない場合は証明書の発給について権限を有するその他官公署又は商工会議所その他これに準ずる機関で税關長が適切と認めるものが発給したもの、としている³⁰。様式は、税關暫定措置法施行規則別紙様式第1に指定されている国際的に合意された統一の様式A (Form A)³¹が指定されている。原産地証明書は原則、発給日から1年以内のものを輸入申告時に提出し、

29 関税暫定措置法施行令第三十一条

30 関税暫定措置法施行令第二十七条、関税暫定措置法基本通達8の2-5 (2)

31 統一様式に加え、寸法、使用言語、紙質、化学的・機械的方法によって偽造が目にはつきり見えるような背景の指定がされている。

その例外として税関長が原産地が明らかと認めた物品³²、課税価格の総額20万円以下の少額貨物、特例申告³³にかかる指定貨物については、提出が不要とされる。自国関与基準の適用を受けるものについては、原産地証明書のほか、当該証明書を発給した者が証明した関税暫定措置法施行規則別紙様式第2の添付証明書の提出も必要となる。同様に、アセアン累積の適用を受けるものについても、原産地証明書を発給した者が証明した同法施行規則別紙様式第3の累積加工・製造証明書の提出があわせて必要となる。

積送基準に関する証明書類は、特恵受益国からの直送である場合、通常の輸入申告において提出される書類以外は必要ない。必要となるのは非原産国を経由した場合であり、課税価格の総額が20万円以下の少額貨物と特例申告にかかる指定貨物以外の物品については、通し船荷証券の写しや非原産国の税関その他権限を有する官公署が発給した証明書などの書類の提出が求められる。

検認手続

原産地証明書の検認手続は、証明書の真正性及び情報の正確性を確認するために行われる。前述のガイドラインでは、一般的な調査権限は認められなかったものの、通信手段により貿易業者又は開発途上国政府当局に対して追加の証拠・証明を請求することができる、とされている。証明書の確認規定は、GSP原産地規則ではなく、関税暫定措置法基本通達³⁴に具体的な取扱方法が規定されている。税関はその有効性について、①原産地証明書の各欄に必要事項が記載され、かつ発給機関の印及び証明権者の署名がなされたもの、②証明書に記載された物品と輸入物品が一致すること、③記載内容の修正があった場合は、当該修正が正当に行われた事が明らかにされていること、④再発給証明書の場合は、その旨表示されていること、⑤非原産国における一時蔵置、博覧会等への出品のために輸出された物品に関して暫定表示がされた証明書については、当該非原産国からの輸出時にその表示が発給機関より抹消されていること、をすべて満たすものについて、原則有効なものと取り扱うとしている。原産地証明書は、通常、インボイスをもとに作成されるため、押印・署名の偽造といった点に加え、商業文書との乖離についても検査することになる。

第3節 罰則規定

原産品でないにもかかわらず、特恵対象の原産品であるとして虚偽の輸入申告を行った場合、関税法の虚偽申告等の刑罰が科される。虚偽申告の場合、5年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金、又はこれの併科となる³⁵。特恵税を不正に適用し本来支払うべき税を免れた場合は、税関は脱として虚偽申告と同様の刑罰が科されるが、この場合には罰金の調整規定が用意されており、条件付きでは脱額等の10倍まで罰金上限を引き上げることができる³⁶。これ

32 別途事務連絡により218品目(HS4桁)を指定している。一部品目では、HS6桁以下の水準で指定しているものもある。(2007年11月現在)

33 あらかじめ税関長の承認を受けた輸入者が輸入申告と納税申告を分離し、納税申告前に貨物を引き取ることができる制度。

34 関税暫定措置法基本通達8の2-6

35 関税法第百十一条

36 関税法第百十条

ら罰条について、関税犯則の特殊性から、国及び犯則嫌疑者双方の負担軽減を目的として、その犯則行為の情状が罰金相当であるときは、直ちに告発を行うことなく通告処分（税関長の行政処分）を行うこととされている³⁷。しかし、関税は脱犯のうち申告納税方式が適用される貨物に係る関税犯則事件は、通告処分の対象外となっているため、企業が貨物の輸入に際して特恵関税をただ乗りしたような場合では、通常告発するかしないかという選択になる³⁸。この告発は、犯則事件の調査により犯則があると思料するときは告発することになっており、告発しない場合は、加算税の賦課による行政制裁等によって適正な申告納税を促している。

加算税は、申告納税方式による場合の申告義務違反にかかる制裁として課される附帯税で、過少申告加算税、無申告加算税に加え、2005年には事実を仮装・隠蔽するような悪質な事例に対してより重い負担を課す重加算税が導入されている。過少申告加算税は、増差税額に対して10%の税が課され、増差税額が大きい場合には、一定の条件で5%が加重される。重加算税では、増差税額のうち事実の仮装・隠蔽があった部分について35%が課される。

第4節 海外のGSP原産地規則

(1) 欧州連合におけるGSP

欧州連合（European Union、以下EU）におけるGSP³⁹は、全てのGSP対象国に適用される総則規定、LDCに対して武器以外の全てについて特恵を追加付与する制度（Everything But Arms、以下EBA）、GSP対象国に対して人権及び労働者の権利に関する一定の国際基準の実施を要求し、その見返りとして特恵を付与する制度（GSP+）から構成される。これはEUの通商政策において、貿易上の譲許を通じた市場開放から、貿易を政治的関係の補完要素としてみなすようになったことに起因する⁴⁰。

GSP対象国は、附属書1に掲げられた178の国・地域であり、これらのうちGSP+の適用を希望する場合は、経済的に危ういと認められる基準を満たし、附属書3に掲げられた国際労働基準や環境保護に関する条約の指定期限内での効果的な実施等を証明することを条件としてGSP+の適用が認められる（Article 9, 10, 11）。日本のGSPと同様、卒業制度が規定されており、世銀統計により3年連続高収入国に分類され、GSP適用を受けるEUへの輸入品に占める5大項目の割合が75%未満である場合には、対象国から除外される（Article 3）。また、產品を22の項目（Section）に分類した項目別による卒業規定も用意されており、とある国・地域から輸入されるGSP適用項目の平均価格が、3年連続で同項目における全GSP対象国・地域からの輸入額の15%を超える場合には、当該項目はGSPの適用が除外される。ただし、当該適用除外国からEUに輸入される全GSP適用產品の価格の50%を超える項目については、適用除外を受けない（Article 14）。

対象品目は、センシティブ品目と非センシティブ品目に分けられ、前者はMFN税率から3.5%の減税⁴¹、後者は免税扱いとなっている。GSP+ではどちらも免税され、EBAでは武器関

37 関税法第百三十八条

38 関税法第百三十六条の二

39 COUNCIL REGULATION (EC) No 980/2005 of 27 June 2005

40 日本機械輸出組合『EU通商関係マニュアル2002年UPDATE』1頁（2002年1月）

41 繊維製品については20%の減税を受ける。30%の減税を受けるものもある。

連以外のほとんどの品目が量的制限なく免税扱いとなる。

原産地規則

GSP原産地規則⁴²上、完全生産品及び十分な作業又は加工が行われた产品については、GSPの適用対象国たる資格を有することができる（Article 67）。十分変更基準は、附属書15に記載された品目別規則に従って判断される。当リストは類又は項の水準で定められており、HS4桁の関税分類変更基準、製品の工場渡し価格に占める指定原産材料価格の割合をもとにした付加価値基準、及び加工工程基準が採用されている。また、品目別規則を満たしているかどうかに関わらず、十分な作業又は加工を行ったとみなさない作業についても規定されている（Article 70）。積送基準は、他の制度と同様、直送を条件としている。

例外として、累積、僅少の非原産材料、付属品類、セット品、間接材料に関する取り扱いを定めており、中でも累積については、地域累積を採用している（累積以外の規定については第3章第1節を参照）。地域累積は、ミャンマーを除くASEAN9カ国のGroup I、中南米11カ国⁴³のGroup II、南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation、以下SAARC）7カ国⁴⁴のGroup IIIの3つの地域グループを指定し、地域グループ内の国々で生産される原産品及びそのグループ内の他国でそれ以上の製品生産に使用したものは、それ以上の生産に使用した国の原産とみなされる（Article 72）。最終製品の原産地は、ある国での付加価値が地域グループ内の他国原産で最も高い材料より高いこと及び十分な作業を行っていることを条件に、最終作業又は加工を行った国を原産地とする。条件が満たされない場合は、地域内産品のうち原産品価格が最も高額な国を原産とする。

地域内での產品の移動については、最初の国が発給したForm Aによって原産地証明がなされ、EU内に向けて輸出される場合は、輸出国が発給したForm A又は前記Form Aをもとにしたインボイスによる申告が要求される。このような原産地証明書の運用にあたって、地域累積の対象国は、コンプライアンスの遵守及び確保、原産地証明書の正しい発行、その証明の検証のためにEU及び対象国間の必要な行政協力を規定する事に対して同意が求められる。

原産地証明書

通常、特恵待遇を享受するためには、原産地証明書の提出が必要である。しかし、EUのGSPは原産地証明書のほか、インボイスやデリバリーノートといった一定の商業書類による申請も認めている（Article 80）。これらの書類による申請は、認証輸出者あるいは6,000ユーロを超えない少額輸出に関するすべての輸出者を対象としている。認証輸出者の地位を得るには、税関当局が一定の要件について適切であると判断し、許可を得ることが必要である。原産地証明書の有効期限は発行日から10ヶ月であり、輸出業者は同日より3年間、原産地証明書及びその関連書類の写しの保管義務が課せられる。

42 COMMISSION REGULATION (EEC) No 2454/93 of 2 July 1993

43 ポリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ペルー、ベネズエラ

44 インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ

検認手続

Form A 又はインボイス申告による原産地証明書の検認手続は、無作為あるいは原産品であることの要件について合理的な疑いを持つ場合に行われる。原産地証明書の適正な発行及び運営についての行政協力がEU及び対象国間で同意されているという前提のもと、EUの輸入国税関当局は、原産地証明書及び商業書類、あるいはその写しを輸出国の権限のある政府当局に返送し、原産地証明書の情報が不正確であるとして、検証についての支援のため、他の書類及び情報を求めるものとしている (Article 94)。この返答が十分に足りていない場合は、追加要求をすることもできる。この検証結果が出るまでの間、特恵税率の適用を延期することができ、当該結果の返答が指定期間に得られない、結果に満足しない場合には特恵待遇が拒否される。また、検認手続あるいは利用可能な情報により、規定違反を示す兆候が現れた場合、対象輸出国は独自に又はEUからの要求により、違反を確認し防止するため、適切な調査又は解決を緊急的に図ることとされている。

罰則規定

欧州共同体関税規則は、すべての加盟国に統一的に適用される。ただし、税関調査の形態や管理、侵害手続、行政罰則、さらには刑法上の制裁などについては、例外として各国の国内法によって実施される。したがって、関税法上の虚偽申告などの場合も、その刑罰は加盟国によって異なる。

英国では、虚偽申告に対して、陪審によらない有罪判決の場合は6ヶ月を超えない禁固刑若しくは規定額の罰金又はその併科を、起訴された場合には2年を超えない禁固刑若しくは任意の罰金又はその併科を規定している⁴⁵。また、法廷外の解決策として、脱税行為を行う、あるいは刑事責任の発生に関わらず不正行為に関与する場合、脱税額と同額の罰金を科している⁴⁶。関連規則違反の場合には、2,500ポンドを上限とした罰金が科されるが⁴⁷、規則上⁴⁸はより重大な不正行為に対して2,500ポンドの罰金を、その他の行為には1,000ポンドの罰金を予定しており、関税あるいは回復できない付加価値税の無申告額が50,000ポンドを超えるなど、特定の場合には前述の罰金額が段階的に引き上げられる。これらの罰金は、英国当局の調査を支援し、すべての情報を開示するなど、調査に協力的であった場合、その協力の程度によって異なる個別減額割合が設定されており、一部例外的な場合を除き最大75%の減額が可能となっている⁴⁹。

(2) 米国におけるGSP

米国のGSP⁵⁰は、他国の制度に比べて単純な構造となっている。多くの產品を対象とし⁵¹、

45 Customs and Excise Management Act 1979 section 167

46 Finance Act 2003 section 25

47 Finance Act 2003 section 26

48 The Customs (Contravention of a relevant rule) Regulations 2003

49 HMRC Reference: Notice 300, 301 (December 2003)

50 U.S Code Title 19 Chapter 12 Subchapter v

51 テキスタイル、時計、靴、ハンドバッグ、革製品、さらに鉄鋼、ガラス、電子產品といった輸入センシティブ品目が除外されている (19USC2463 (b))。

[付 錄] 参 考 論 文

GSP原産地規則に適合した產品については、一律に免税措置を受けることができる。対象国は、開発途上国であるものの、一定の要件を満たさない共産主義国や、国際経済の重大な混乱を招くような協定に参加している国、米国商業に深刻な損害を与える又はおそれのある特恵待遇を他の先進国に与える国、知的財産を含む米国財産を国有化もしくは収用した国、国際テロの実行者に対して刑事訴追から逃れることを認めるような国、国際的に認知された労働者の権利を与えない国、最悪の児童労働形態を排除する義務を実施しない国などに対しては、対象国として指定しないとしている。この指定は大統領権限により、撤回、延期、制限をすることができ、状況の変化に伴ってその指定が見直される（19 USC 2462）。

また、対象国からの產品が競争力を持っていると判断された場合、当該產品に対して特恵待遇の撤回、延期、制限措置を課すことがある。通常、対象国からの輸出が指定評価額を超過した場合、又は米国に輸入されたある產品の総額の50%以上を超える輸出があった場合に、その翌年から特恵待遇が終了する。後者については、僅少ルールが規定されており、輸入されたGSP適用產品の総額が別途指定された評価額を超えない場合、後者の規定は無視される。これらの規定は、LDCとして指定されている国、米国国際貿易委員会（International Trade Commission）が米国の国民経済利益にかなうと勧告している等、特定の場合には適用されない。

原産地規則

米国のGSP原産地規則においては、完全生産品、十分な変更が加えられた產品、原産材料の総額と生産に関する直接費の合計が米国輸入時の調整価格⁵²の35%を超えるものを原産品としている（19 CFR 10.176, 177）。簡単な組立や梱包、產品の特徴を変化させないような希薄といった僅かな作業は、収穫・生産したとはみなされない。例外として規定された累積については、地域累積を採用しており、同じ組織に加盟する国の原産材料及び直接費の加算を認めている。地域組織は、アンデス諸国（Andean）、ASEAN、カリブ共同体（Caribbean Common Market）、西アフリカ経済通貨連合（West African Economic and Monetary Union）、南部アフリカ開発共同体（Southern Africa Development Community）、SAARCが指定されているが、同組織のうち適用が除外されている構成国もある⁵³。積送基準は、他の制度と同様、直送を要件としている。

原産地証明書

GSPでは、Form Aによる申告が前提となるが、米国ではすでにForm Aの要求を除外している。現在は、申告書類のHTSUS関税番号の項の頭に「A」を付して申告するという単純な取り扱いとなっている（19 CFR 10.172）。產品の輸出者又は関連事実の知識を有する他の適切な関係者は、港湾管理責任者の要求に応じて原産品として妥当である事を十分に示す申告書を直接提出できるよう準備しなければならない。この申告書の準備において必要な情報には5年

52 米国に向けて輸出した時のFOB価格を基本としている。ただし、買い手が負担する一定の手数料も加算されるため、仲介貿易等では、加算費用により35%基準を満たすことが困難になるとされている。

53 例えばASEANにおける地域累積対象国には、カンボジア、インドネシア、フィリピン、タイが指定されている。（HTS2007 Revision 2 (07/02/2007)）

間の保存義務が課されており、当該期間中に港湾管理責任者から要求があった場合、60日又は追加期間以内に直接提出しなければならない。適切な様式を提出できなかった場合、特恵待遇が拒否される（19CFR10.173）。

検認手続

港湾管理責任者は、必要と考えるときは提出された原産地証明を検証することができ、必要な情報を得ることを妨げられた場合は、特恵待遇を与えないことができる（19CFR10.173）。利害関係者は、過去3年内に再調査を受けたことがない追加產品についてGSPの資格があること、免税扱いを受けるGSP適格產品が撤回・延期・制限されること、米国内で競争する又はそのおそれのある產品が生産されているかどうか、などの場合に再調査の要求を提出することができる。

罰則規定

虚偽の原産地証明によって不正に特恵待遇を得ようとした場合、米国では、1930年関税法によって金銭上の罰則が科される（19USC1592）。同規定では、行為類型を詐欺、重過失⁵⁴、過失⁵⁵の3類型に分類しており、冒頭の虚偽申告は詐欺に分類される。誤記入、事実の誤解によるものは、過失に分類されない限り、同規定違反とはならない。罰則金の最高限度額は、詐欺の場合は当該輸入品の国内価格を超えない額、重過失の場合は同品の国内価格又は歳入損失額の4倍のいずれか低い額、過失の場合は同品の国内価格又は歳入損失額の2倍のいずれか低い額と、分類ごとに異なる限度額が規定されている。

これら民事罰に加えて、刑事罰も規定されており、インボイス、申告書、供述書等虚偽の商業書類や詐欺による輸入など、税関に対し不正情報を提供した者に対しては、米国が関連歳入を奪われたかどうかにかかわらず、5,000米ドル以下の罰金又は2年以下の禁固刑、若しくはその併科がなされる（18USC542）。

第5節 GSP原産地規則の検討

日本、EU、米国の三者のGSPを比較すると、大きく異なる点として対象国の指定、累積制度、原産地証明書の取り扱い、検認手続の4つに絞ることができる。罰則規定は、関税における重加算税の導入以後、英国や米国と同等以上の厳しい水準を定めている。EUが定める原産品認定における累積以外の緩和規定は、日本のGSPにおいても考慮すべき課題であろう。しかし、本稿ではより重要な問題として上記の点を位置づけ、以下の項目について検討すべきとした。

（1）選定基準の再考

日本のGSPは、開発途上国の経済的自立を目的として、特恵待遇という便益を与えること

54 関連事実の実際の認識又は悪意の無視を伴い、かつ米国が歳入を奪われた、奪われるかもしれないという同規定（19USC1592）の義務の無視、またはそれ以外の方法で同規定違反になるという同規定義務の無視を伴う作為、不作為行為が含まれる。

55 重大な事実を確認する、又は同規定にもとづく義務を確認する、適正な注意の不行使が含まれる。

[付 錄] 参 考 論 文

が望ましい国に対して適用される。一方EUや米国では、GSPによる特恵対象国の条件をより厳格にしており、EUのGSP+であればGSP対象国に対する人権及び労働者の権利確保を要求し、米国のGSPであれば自国に不利益を与える行為、国際テロ、労働者の権利、児童労働などに対して適正な対応を求めるなど、経済的自立の支援にとどまらず、人権の確保といった面にも及んでいる。では、日本も同様に経済的な面以外についても要求すべきなのか。この根本的な方針を再考する機会として、現在のGSPは適当な時期を迎えている。

最近の日本の地域別特恵輸入実績の推移⁵⁶を確認してみると、2つの特徴が見受けられる。

第一に、中国が特恵輸入実績の5割強を占めており、2006年度には構成比64%と、他を大きく引き離している。以下、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムといったASEAN諸国が続き、これらの国々で28%程度を占める。中国と合わせると実に88%が東南アジア近辺において消化されていることになる。

第二に、メキシコとマレーシアのGSP適用実績がFTA締結以降激減しており、2007年11月にFTAが発効したタイ及び今後発効するであろうフィリピン、インドネシアにおいても同様の動きを見せるものと思われる。

日アセアン協定がGSPに代替してASEAN諸国に実施された場合、日本のGSPはより一層、中国に対する比重を高めるであろう。上位ASEAN諸国を除くと、次に多い南アフリカ共和国与中国との特恵適用額の格差は約30倍にもなる。日中韓によるFTAについて、2001年より各国の研究機関において共同研究が開始され⁵⁷、2007年度に最終の取りまとめを行うこととなっているが、以後の進展はまだはつきりしていない。

以上を踏まえると、近い将来、GSPのあり方について再考しなければならない時期が来ると思われる。この機会に乘じて、EUや米国のように経済面以外を考慮するかどうか検討すべきであろう。ただし、忘れてはならないのは、GSP本来の目的である。開発途上国の輸出促進以外の目的をGSPの枠組みで要求することは、GSPの趣旨から逸脱しかねない。たとえ労働者的人権や環境といった重要な問題であっても、それに対応する能力は、途上国間で大きく異なる。経済的、能力的格差がある国々に対して一様に同等の条件を課すことは、真に恩恵を供与すべき国に対して与えられないという従来のジレンマを依然として抱えることになろう。この点を考慮すると、GSP+のような特別要件を履行した国にのみインセンティブを与えるとするのではなく、比較的余力のある国に対して特別要件の履行を求めるといった考えをともできよう。GSPにおいて政治的側面を考慮するのであれば、その追加要件は、真に恩恵が必要な国に対してより多く与えられるという効果を持つ事が望ましい。当然その要件は、WTO無差別原則に反することなく定められなければならない。かつてECの麻薬生産取引防止特別制度による特恵関税が最惠国待遇原則違反であるとして争われた事例⁵⁸では、パネルにおいて、授権条項とGATT第1条は同時に適用され、衝突がある場合には授権条項が優先されると解した。また、授権条項パラグラフ3(c)の解釈として、一部の例外を除き途上国間

56 財務省財務総合政策研究所編『財政金融統計月報』663号 22, 23頁 (2007年7月)

57 日本では総合開発研究機構が担当。(http://www.nira.go.jp/menu2/index.html)

58 同制度に指定された12カ国の中には免税扱いとされた。この対象国に含まれていなかったインドは、同制度がインドを差別する点で最惠国待遇原則違反であるとして、WTOの紛争解決手続による申立てを行った。(WT/DS246/R, WT/DS246/AB/R)

の差別を認めるものではないとした。さらに、注釈3「無差別の」という文言の解釈について、すべての途上国に対して原則として同一の特恵を付与することを義務付けていると認めた。しかし、上級委員会では、授權条項がGATT第1条の例外であるという認定を支持しつつも、注釈3「無差別の」の解釈について、すべての途上国に同一の特恵を与えることを要求するものではないと述べ、パラグラフ3(c)についても、すべての受益国に同一の待遇で応える必要はないとした。ただし、開発上、資金上及び貿易上の必要について同様の状態にある開発途上国は無差別に扱わなければならないともした。ECの制度は、同様の状態にある開発途上国に対して同一の特恵待遇を与えておらず、対象国の基準が明確でないとして最惠国待遇原則違反とされた。追加要件は、客観的で透明な基準にもとづく必要があろう。

(2) 累積範囲の拡大

日本のGSPでは、累積対象が日本、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアとなっているが、現状は各FTAによって締約国のGSP対象品目が一部に限られており、今後、アセアン累積の適用を予定する多くのGSP対象商品は最終輸出国としてベトナムを利用するしかないという事態を想定しうる。この迂回行為、例えば、マレーシアとのFTAにおける原産品とみなされなかつた商品をベトナムで加工し、累積の結果としてGSP適格品になったとしても、これは原産地規則に沿つた結果であつて違法ではない。しかし、当該行為もFTA交渉中であるベトナムと締結がされれば、すべてのアセアン累積対象国において上記のような制限が課されることになる。あるいは、ベトナムとのFTA以前に日アセアン協定が発効し、アセアン累積の意義自体が疑われるかもしれない。アセアン累積は、いずれ機能不全に陥ることが想像に難くない。

日アセアン協定の譲許品目が、マレーシア及びタイとのFTAのようにGSP対象品目のすべてを代替しない場合、アセアン累積は限られた品目において累積の役割を果たすことはできる。しかし、GSPの大半が中国とASEAN諸国で占められている現状、アセアン累積対象国とのFTAによる当該国に対するGSP上の特恵効果の減退、そして度重なるラウンド交渉によるMFN税率の低下をも踏まえて考えると、累積制度のみならず、GSPの制度自体がすでに形骸化されつつあるといえよう。であれば、GSPの意義を再確認する上でも、前述(1)の指摘事項に加えてアセアン累積も見直す必要があるのではないだろうか。節目を迎える今、累積対象をASEANのみに限らず、GSPによる恩恵をより多く開発途上国に与えられるよう、対象を拡大するかどうかについても併せて検討すべきであろう。EUではASEAN、SAARC、中南米の3地域を指定し、米国はさらにアフリカ諸国を対象とした。どの国・地域を指定するかは今後の課題であるが、日アセアン協定が交渉妥結された今、累積規定の早期見直しが望まれる。

(3) 検認手続の強化

商品がGSP対象国の原産であることを確認するために、日本では輸入時において原産地証明書の記載について確認を行い、輸入後は場合によって事後調査部門による調査が行われる。この調査は、当然輸入者に対して行われるものであるため、その調査対象書類も輸入者が任意に提出できる範囲が限度となる。一方、原産地証明書は輸出国において発給されるものであり、

GSP適格產品であることを証明する資料は、通常、当該国の発給機関及び輸出者等が保持している。これらの資料を確実に入手できれば、特恵待遇の供与が適切かどうか、より正確に判断することができよう。しかし、日本のGSP原産地規則上、発給国に対してこれら情報を求める規定はない。

さらに留意すべき点として、自己証明制度が採用される可能性が挙げられる。関税・外国為替等審議会では、日本とスイスとのFTA交渉において、政府証明型以外の方法についてあり得るのか議論することになると述べられている⁵⁹。また、新聞報道ではあるが、経済産業省が2008年にもFTA締約国への輸出の際の原産地証明発給手続を、従来の政府証明型に加えて自己証明型を採用する方針を固め、これに伴う書類の一定期間の保存や輸出先からの照会に対する回答の義務付け及び罰金の引き上げ方向で検討しているといった記事⁶⁰が掲載された。本格的に採用されるかどうかは依然不透明であるが、導入の是非について議論が進められている。このような動きが、GSPにも波及する可能性があることには留意しておくべきであろう。EUでは、従来の原産地証明書による申告のほか、認証輸出者又は一定要件下での全ての輸出者による自己証明を認めており、米国に至っては原産地証明書の提出すら不要になっている。このような欧米の動きにあわせて、日本政府にも同様の措置を求めるることは、むしろ自然なことと思える。

仮に自己証明制度が採用された場合、產品の真正性を保証するものは、証明者以外誰も存在しない。このような中で、原産地の判定に対する信頼性を検証するには証明者への問い合わせが必須となる。したがって、証明者に対して何らかの検証を行うことができる規定は不可欠となろう。自己証明制度が採用されなかつたとしても、発給国側に問い合わせができるならば、検証の実効性を高めることができる。

この点については、EUの規定が参考になりうる。EUのGSPにおいて、特恵対象国は行政協力に同意することを定めており、この前提のもと、EUは輸出国の権限のある政府当局に対して十分に立証する情報を求めている。規定違反の兆候が見られる場合には、輸出国独自の、あるいはEUからの要求に応じて輸出国が適切な調査を図るとしている。

GSPが、先進国による一方的な制度である以上、FTAで採用されているような、相手国に對して負担の重い検証手続を求ることは望ましくない。どのような手段が適度なのかは更なる検討が必要であるが、EUにおいて実際に運用されている規定を参考にすることは有意義であろう。

また、別の手段として、税関相互支援協定⁶¹の枠組みの中で行うことも考えられる。同協定は、ASEAN諸国とのFTAにも盛り込まれており、その他、政府間協定として米国、韓国、中国、EC、税関当局間の取決めとしてオーストラリア、ニュージーランド、カナダと積極的

59 財務省関税局『関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会懇談会 合同会議議事録』(2007年3月2日)
(<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/giziroku/kana190302.htm>)

60 日本経済新聞2007年6月29日 5頁 経済欄

61 税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした情報交換を行うことや、通関手続きの簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。例えば、中国との協定では、関税法令違反を防止、調査、処置するため、両国政府は税関当局を通じて相互に支援するとしている。この支援は、税関当局が持つ共通の権限内で行われる。<http://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm>

に締結されている。

いずれの手段にせよ、信頼性確保のため、将来的には検認手続を強化することが望ましい。GATT/WTO下の度重なるラウンド交渉によって、MFN税率の低減と同時に、特恵マージンも減少した。一方、特恵受益国は、日本のGSP原産地規則に沿った原産地証明書の発給体制を維持するかなりの費用を依然として負わなければならない。一部の特恵受益国の地場産業では、GSP原産地規則に適合させるための財政的、人的資源が欠乏している。GSP利用率の低さは、このような状況を反映しているという指摘もあり⁶²、今後のGSPにおいて、前述の検討事項を含めた制度改善のための見直しは避けられない。したがって、事後における検認手続の強化が重要となるのは、必然とも言うべきであろう。

第3章 FTA特恵制度と迂回防止策

日本は、WTOにおける多国間主義を基本にすえており、従来FTAに対しては閉鎖的措置であり貿易自由化に逆行するものとして否定的であった。しかし、WTOラウンドでの度重なる失敗と世界各地域における地域貿易協定（Regional Trade Agreement、以下RTA）の急速な拡大にともない、RTAに対して貿易自由化を補完するものという見方が一般的となってきた。また、RTAをもたないことによるデメリットが表面化したことにより、2002年10月、外務省は日本のFTA戦略を発表し、その方針を転換した。日本は、物品・サービス貿易の障壁を削減撤廃して経済的利益を得るFTAではなく、水際や国内規制の撤廃、各種経済制度の調和による対外経済関係の発展を通して日本に有利な国際環境を形成する、包括的なEPAを基礎とした。2002年11月に発効したシンガポール協定⁶³をはじめ、2005年4月にメキシコ協定⁶⁴、2006年7月にマレーシア協定⁶⁵、2007年9月にチリ協定⁶⁶、同年11月にタイ協定⁶⁷が発効した。5つのEPAに加え、インドネシア、フィリピン、ブルネイの3カ国とも署名は既に済んでおり、両国での議会承認を待つのみとなっている。FTA発効までの過程は、企画立案、予備的な政府間協議、産学官共同研究を経た後、実体交渉、テキスト交渉によって条文を確定し、国会承認後、外交上の公文を交換して発効という流れになっており、通常2、3年の期間を要する。しかし、FTA交渉の加速化が必要となってきたため、2006年以降、交渉の加速化策として、雛形の提示、取り組みパターンの多様化、事前準備の簡略化に取り組むことになった。

このような経緯もあって、協定の条文構成には、一定の型らしきものが見受けられる。それは、最初の協定であるシンガポール協定、北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement、以下NAFTA）の影響を受けたメキシコ協定、最近の協定の基本となっていると思われるマレーシア協定の3つに分けて考えることができる。

原産地規則について注目すると、シンガポール協定における原産地規則は、既存のGSP原

62 小室程夫『Japan's Generalized System of Preferences: An Oriental Pandora's Box』8頁（2006年4月）

63 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

64 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

65 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

66 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

67 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

産地規則との共通部分が多い。これは、執行の容易性から共通部分を多くしようとの考え方が働いたと思われている⁶⁸。対して、メキシコ協定における原産地規則では、NAFTA原産地規則に規定されているような項目が数多く含まれている。マレーシア協定における原産地規則（以下、マレーシア協定原産地規則）では、前2協定での経験を踏まえたものとなっている。そこで、以後はマレーシア協定原産地規則を中心に検討する。

第1節 日本のFTAと原産地規則

FTA原産地規則における原産品は、GSP原産地規則と同様、完全生産品と実質的変更が行われた产品となっている。GSP原産地規則では原産地を規定する一方、FTA原産地規則では原産品として規定している。これはGSP原産地規則が特恵受益国の産地を特定した上で特恵待遇の受給資格を判断するのに対し、FTAにおいては締約相手国の原産であるか否かで受給資格を判断するため、原産品という概念を用いているものと解される。なお、メキシコ協定においては、「一方又は双方の締約国の区域において得られ又は生産される产品」と、他の協定とは異なる表現がされており、締約相手国の原産品かどうかではなく、締約国区域内产品かどうかを問題としている。完全生産品についての規定はどの協定もほぼ同様の内容となっているが、GSP原産地規則には明記されていない「原産材料のみから完全に生産される产品」についても原産品としている。

FTAにおける原産材料とは、締約国（の領域）において他の产品の生産に使用される当該締約国の原産品（マレーシア、チリ、タイ協定）、原産地規則の規定にしたがって原産材料とされる材料（メキシコ協定）をいう⁶⁹。したがって、一次材料は原産品であるが、二次材料以降に非原産材料が含まれているものも対象となる。極端に言えば、非原産材料からなる一次材料が、品目別規則に沿って原産品と認定されれば、その产品のみで生産した製品は原産品となる。

実質的変更が行われた产品は、GSP原産地規則とは異なり、関税分類変更基準を原則とせず、品目別規則に規定された基準にしたがって認定する。また、関税分類変更基準又は加工工程基準を求める品目においては、非原産材料のみを対象としている。各協定の規定内容を概観すると、多くの品目においてHS2桁から6桁の関税分類変更基準又は付加価値基準との選択制を採用している。わずかではあるが、関税分類変更基準と付加価値基準を併用したものや、シンガポール、マレーシア協定の繊維関係、チリ、タイ協定の化学品などにおいて加工工程基準を採用しているものも見受けられる。付加価値基準における原産資格割合の閾値の多くは、40%～50%に設定されている⁷⁰。

メキシコ、チリ協定では上記のほかに、未完成品であっても完成品として分類されたため又

68 上川純史『日本の原産地規則の概要』貿易と関税 2006年6月号 20頁

69 シンガポール協定では、原産材料についてではなく、非原産材料について「产品の生産に使用される材料であって、その原産国がこの章の規定により、当該材料を当該产品的生産に使用している国と異なる国とされるもの」と定義している。

70 シンガポール、マレーシア、タイ協定では40%、チリ協定では45%、メキシコ協定では50%の閾値が主に設定されている。

は產品とその部品の双方が同一の項に規定されているために関税分類変更基準を満たさないが、付加価値が基準値以上のものについては原產品と認める特例規定が用意されている。

付加価値基準の算定に当たっては、原産材料に着目して原産資格割合を算出する。ただし、計算方法が概ね⁷¹ $(\text{產品の価格} - \text{非原産材料価格}) \div \text{產品の価格}$ と、非原産材料を控除する方式であり、產品の価格はFOB価格、非原産材料の価格は関税評価協定に従って決定するCIF価格となっていることから、実質はGSPにおける算出方法と変りないとと思われる。一方、中間財に含まれる非原産材料の取り扱いは異なる。

原則はすべての非原産材料価格を計上するトレーシング方式であるが、原産材料と認められたものについては、ロールアップ方式により非原産材料価格が無視される。ロールアップ方式の採用によって計算をより容易にしており、この点においてはGSP原産地規則よりも緩やかな規定といえる。なお、チリ協定では上記計算方式のほか、 $\text{原産材料価格} \div \text{產品の価格}$ の積上げ方式も規定されており、その利用について選択制となっている。

原產品の認定にあたり、GSP原産地規則では梱包や仕分け、ラベリングなど、軽微な加工については実質的な変更にあたる加工に該当しなかったが、FTAにおいても同様の取り扱いとなっており、たとえ品目別規則を満たしていたとしても、一定の作業については原産資格を与えない作業として取り扱われる。内容について若干の差異はあるが、輸送又は保存のための作業、仕分け、組み立てられたものの分解、梱包、完成品として分類される部品類の収集等が共通して指定されている。

原產品認定における例外規定であるが、GSP原産地規則では自国関与基準とアセアン累積による特別の取り扱いがあった。FTAでは、累積のほかに僅少の非原産材料、組立品、代替性產品、間接材料、包装材の取り扱いについて規定されている。

累積規定

FTAにおける累積規定は、締約相手国の原產品を一方の締約国の原産材料とみなす「モノ」の累積（マレーシア、チリ、タイ協定）と、一方又は双方の締約国区域内において行われた生産を自らによる「生産」とする累積（シンガポール、メキシコ協定）の2種類が規定されているが、どちらも義務規定とはなっていない。これは、累積することを義務とすると、輸出者にとって過剰な事務負担となる可能性があることから、選択に委ねたものとされている⁷²。

マレーシア協定では、累積における特別な規定として救済条項が用意されている。これは、原産資格割合の算定にあたり、最終製品の生産に使用される一次材料が締約相手国で生産された非原產品の場合、非原産材料の価格を一次非原産材料の生産に使用された二次非原産材料に限定できるものであり、原産資格要件をより満たしやすくなる。ただし、累積の結果として產品が締約国原產品の要件を満たすことが条件とされており、これをもって累積効果が維持される。この条件は、立証の信頼性及び原產品認定における税関での確認可能性の観点から、通常合理的に立証しうる妥当な範囲を制限するために、累積の適用を一回に限定している。

71 シンガポール協定では、非原産資格価格の算定は（すべての材料—すべての原産資格価格）となっており、すべての材料の価格が必要となってくるため、他の協定に比べ負担が重い。

72 上川純史『日本の原産地規則の概要・実務篇』貿易実務ダイジェスト 2006年10月号

ASEAN第三国産材料の使用許諾ルール

シンガポール、マレーシア、タイ協定では、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において生産された材料の関与を定めたASEAN第三国産材料の使用許諾ルールが、一部の品目において規定されている。この規定は、GSP原産地規則のアセアン累積のようにもみえるが、產品の生産に使用される材料が、特定の類・項に属するものについてはASEAN諸国原産品であることを要求するものであって、両協定に規定される累積とは異なるものである⁷³。加工工程基準的な性格を強く有する関税分類変更基準であり、要件としてむしろ厳しいように見える。しかし、アセアン累積と比較した場合、一概に厳しいとは言えないことが分かる。

GSP適用対象国であった国とのFTA発効にあたり、FTAの譲許品目に指定されたもの多くは既存のGSP適用品目から除外されることになった⁷⁴。したがって、FTA締約国からの輸入は、通常、FTA原産地規則にしたがって関税上の特恵待遇を受けなければならない。これは、GSP原産地規則上の累積規定が適用できないことを意味し、アセアン累積の対象国であったマレーシア及びタイでは、原則として各国内のみにおいて原産品たる資格を満たす加工又は製造を行わなければならなくなる。よって、関税上の特恵待遇を望む場合は、生産工程の見直しが迫られることになる。では、ASEAN第三国産材料の使用許諾ルールが適用される品目についてはどうだろうか。マレーシア協定で比較すると、当該許諾ルールが規定された第16類の一部品目は、他の類からの変更を基本としつつ、第3類の非原産材料がASEAN諸国原産品であることを要求している。一方GSP原産地規則では、第16類は原産品である第1類又は第3類からの製造となっている。アセアン累積の適用を考慮すれば、原産品は5カ国のいずれかで収穫されていてもよいことになる。すると、マレーシア協定原産地規則上の許諾ルールは、第3類において対象国が拡大することになる。第1類にあっては、原産品という指定自体もない。第61類の編物衣類等であれば、マレーシア協定原産地規則上は他の類からの変更を基本としつつ、非原産材料の生地についてASEAN諸国において編まれたものを要求している。GSP原産地規則では、繊維・くず等からの製造となっている。したがって、この場合は糸の段階以前について、アセアン累積対象国で生産する必要はなく、要求される工程自体もやさしくなっていることが分かる。

しかし、第62類の織物衣類等では、GSP原産地規則上は織物類又は編物からの製造となっているのに対し、マレーシア協定原産地規則では他の類からの変更を基本としつつ、非原産材料の生地についてASEAN諸国において製織されたことを要求しており、生地の原産地について制限的である。また、第18類のココア及びその調製品では、GSP原産地規則上はカカオ豆からの製造となっているのに対し、マレーシア協定原産地規則において許諾ルールが規定された第18類の一部品目では、カカオ豆についてASEAN諸国原産品が重量比50%以上であることを要求している。

73 上川純史『日本の原産地規則の概要』貿易と関税 2006年11月号 6頁

74 GSP税率を超える品目を除いた譲許品目に掲げられた物品についてはGSPの対象外となる（関税暫定措置法施行令第二十五条第2項第3号）。したがって、GSP税率を超える品目については、GSPとEPAのどちらの手続を選択しても構わない。例えばタイ協定では、メントール、石化汎用品、履物、模造真珠等、腰掛の部分品の22品目について、GSP税率とEPA税率がしばらくの間併存している。

このように、品目によって条件が緩和されるものもあれば、厳格になるものもあり、一概に許諾ルールが厳しい規定であるとは言い切れないことが分かる。

当該ルールは、冷凍野菜、調整処理した魚等、ココア粉等、パン等のベーカリー製品、果実及び野菜等の調整食料品、糸、織物・編物、衣類、紡織用繊維製品と、限られた品目で採用されている。指定された品目は、シンガポール、マレーシア、タイ協定すべてで一致するわけではなく、食料品関係はタイ協定が比較的多く規定している一方、糸や織物・編物についてはシンガポール、マレーシア協定でのみ規定している。

僅少の非原産材料

関税分類変更基準及び加工工程基準の適用は、原則すべての非原産材料を対象としている。よって、ごく僅かに使用した材料についても当該基準の適用を受けることになるが、これでは認定が厳しすぎるといえる。このようなごく僅かなものについては無視する、という考え方方が僅少の非原産材料に関する規定であり、品目別規則上の特定產品について、価格、重量又は容積による特定割合を超えない非原産材料の場合、品目別規則を考慮する必要がなくなる。特定割合は、附属書の品目別規則に規定されており、產品の生産に使用される非原産材料の価格の総額が当該產品の価格の7~10%、又は非原産材料の総重量が当該產品重量の7~10%で概ね設定されている。

組立品

組み立ててないか又は分解してある產品について、統一システム⁷⁵の解釈に関する通則2(a)では、未完成の物品で完成した物品として重要な特性を提示の際に有するもの、完成した物品で提示の際に組み立てていないもの及び分解してあるものについては、完成品と同じ関税分類がされる。シンガポール、マレーシア、タイ協定では、この完成品が原産品と認められたものについては、分解している状態であっても原産品とみなす。

なお、5つのEPAは共通して、物品の分類は統一システムに適合したものとしている。当該規定は、確認的な意味合いで定められている。

代替性產品

代替性のある締約国の原産品、原産材料とは、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品、原産材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。例えば、小麦のような穀物がサイロにおいて保管されている場合、その一粒単位で原産品を判別することは現実的でない。このような原産地の異なるものが在庫に混在している状態で原産品の認定をするときは、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式、すなわち先入れ先出し方式、後入れ先出し方式、平均方式などに従って決定することができる。本規定は、すべてのFTAにおいて採用されているが、具体的な方式についてはメキシコ協定でのみ指定している。

75 HS条約の附属書に定める品目表で締約国の国内法で採用・実施されるものをいい、日本では関税率法別表の関税率表に当たる。

間接材料、梱包材、付属品等の取り扱い

間接材料とは、産品の生産に使用される材料のうち、産品に物理的に組み込まれないもの又は生産設備等の稼動に使用されるものをいい、これらは、その原産地を問わず締約国の原産材料とみなされ、実質的変更基準の認定において考慮する必要がなくなる。船積み用の梱包材料及び梱包容器も、同様の取り扱いとなっている。産品とともに納入される付属品、予備品及び工具は、その種類及び個数が通常の装備に該当する場合には、これら付属品等は当該産品とともに分類するという考え方が一般的に採られている。メキシコ、マレーシア、タイ協定では、関税分類変更基準及び加工工程基準の適用を受けるものについては、このような付属品を原産地認定で考慮しないとしており、付加価値基準の適用を受けるものについては、原産資格割合の算出において、原産材料あるいは非原産材料として考慮することになっている。同様に、小売用の包装材料及び包装容器であって、統一システムの解釈に関する通則5⁷⁶の規定に従って産品に含まれるものとして分類されるものも、付属品と同じ扱いを受ける。なお、チリ協定では、付属品、小売用包装材料等とともに実質的変更基準の違いに関わらず考慮しないとしている。

セット等の取り扱い

メキシコ、チリ協定では、上記のほかに統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット、又は複合的な産品について、当該セット等に含まれるすべての産品が、関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、原産品としている。通則3では、物品が二以上の項に属すると見られる場合、最も特殊な限定をしている項、当該物品に重要な特性を与えていたる要素の項、数字上の配列において最後となる項、の順に所属を決定する。本規定では、決定された関税分類に属する品目別規則を満たすのではなく、セットを構成するすべての産品に対して原産地規則を満たすことが要求されている。ただし、メキシコ協定では上記規定に関わらず、セット等に含まれる非原産品価格の総額がセット等の取引額の10%で、かつ、セット等自身が関連する原産地規則を満たす場合には原産品とする緩和規定が用意されている。

積送基準

FTAにおける積送基準は、GSP原産地規則とやや異なる。直接輸送を原則としつつ、第三国を経由する場合は、積替えや一時蔵置のほか、産品を良好な状態に保存する作業以外を行わないことが条件となる。博覧会、展示会等のために出品されたものについては、チリ協定第43条第3項においてのみ言及されているが、他の協定も含め、関税法施行令第六十一条第1項第2号において、非原産国における博覧会等への出品のために送り出された貨物で当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるものについて、これを証明する書類の提出を義務付ける、という構成になっている。

留意すべき点として、シンガポール、マレーシア、タイ協定の品目別規則に規定されているASEAN第三国産材料の使用許諾ルールにより使用した材料についても、同様の積送基準が規

76 楽器用ケース等、物品を収納するために製作され、通常の商取引において当該物品とともに提示され販売されるような容器等については、当該物品の一部とみなしている。

定されている。ただしこの場合、展示会について上記のように別途規定されているわけではなく、また、運送要件証明書の添付が義務付けられてもいいない。

第2節 原産地証明・検認手続

FTA特恵の適用を要求する場合、輸入者は輸出締約国の発給した、発給日から1年以内の締約国原産地証明書⁷⁷が原則要求される。マレーシア協定原産品であれば、マレーシア協定原産地証明書、及び積送基準を満たしていないものについて通し船荷証券等の運送要件証明書と、協定ごとに異なる原産地証明書の提出が要求される⁷⁸。例外として、原産地証明書の場合は、課税価格の総額が1,000米ドル⁷⁹若しくは20万円以下のもの及び税関長が貨物の種類・形状により原産地が明らかであると認めた貨物について、運送要件証明書の場合は、課税価格の総額が20万円以下の貨物について提出義務が免除されており⁸⁰、GSPとほぼ同様の条件が課されている。なお、メキシコ、チリ協定においては、原産地証明に関する義務を回避すること目的として行われ又は準備されたと合理的に認め得る輸入を構成しないという条件がさらに追加される。これは、例外規定の濫用を抑制するためのものではないかと思われる。

FTA原産地証明書は、輸出締約国の権限のある政府当局⁸¹あるいは政府以外の指定団体⁸²によって発給される。この証明書の様式は協定ごとに定められており、発給に際して使用される署名・印章を締約国間で相互に提供している。FTA原産地証明書の発給申請者は通常輸出者であるが、当該輸出者が生産者でない場合は、產品の生産者が輸出者に提供した情報に基づいて又は生産者自身の申告によって申請することができる。どの場合も、原産品であることを立証した場合にのみFTA原産地証明書が発給される。通常は船積みのときまでに発給されるが、例外的な場合として、船積みの時から1年以内に限り遡及発行することができ、証明書にはその旨表示される。盗難、紛失又は破損した場合は、新しい参照番号を付した同内容の原産地証明書が発給され、当初の証明書は無効となる。なお、メキシコ協定ではオリジナルと同一の内容及び参照番号を付して発給される⁸³。発給された原産地証明書は、原則一回限りの輸入について適用される⁸⁴。

また、発給した政府当局又は指定団体には、原産品の立証のために提示されたすべての文書等を含むFTA原産地証明書についての記録を、発給日から5年間保存することが義務付けられており⁸⁵、FTA原産地証明書の発給申請者にも国内法令によって同期間の保存を確保する

77 EPAの我が国外の締約国の原産品とされるものであることを証明した原産地証明書（関税法施行令第六十一条第1項第2号イ）

78 関税法施行令第六十一条

79 タイ協定では200米ドルとされているが、関税法施行令第六十一条において20万円以下と規定しているため、実質的には他の協定と同様の扱いとなっている。

80 運送要件証明書は協定上要求することができるとされており、関税法施行令にて規定されている。

81 日本経済産業省、シンガポール税関、メキシコ経済省、マレーシア国際貿易産業省、チリ外務省国際経済関係总局、タイ商務省又はこれを承継する当局

82 チリ協定において、製造業振興協会（SOFOFA）及び商工会議所が指定されている（関税法基本通達68-5-14）。

83 選及発給、再発給については、メキシコ協定第39条及び原産地規則に関する運用規則（マレーシア、チリ協定）で規定されている。

84 一通の原産地証明書に記載された貨物を分割輸入する取り扱いも認められている。（関税法基本通達68-5-17）

85 シンガポール協定では、原産地証明書の保存に関して規定されていない。しかし、產品の輸入から3年間

よう求めている。メキシコ協定では、輸入者に対して輸入の日から5年間は產品の輸入に関する締約国が要求する文書の保管を要求しているが、日本では関税法施行令第八十三条により、申告納税方式が適用される貨物については、輸入許可貨物の課税標準を明らかにする書類を輸入許可日の翌日から5年間は保存することとしているため、どの協定であっても輸入者に対する義務については差異がない。

FTA原産地証明書の発給は、日本では「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づいており、指定発給機関として日本商工会議所が指定されている。特定原産地証明書⁸⁶を入手するには、まず原産品判定依頼を行う生産者又は特定原産地証明書の発給申請を行う輸出者が、日本商工会議所に企業登録をしなければならない。企業登録は、申請者の存在を明確にするとともに、原産地証明書の発給に必要な連絡先や署名などを登録するために行われる。次に、発給申請予定の物品が原産品であることを明らかにする資料を提出し審査を依頼する、原産品判定依頼を行う。当該判定に必要な情報を受理してから、原則3日で原産品判定番号が通知される。この審査によって原産品と認められて、はじめて特定原産地証明書の発給申請を行うことができ、証明書の発給に関する必要な情報を受理してから原則2日で審査結果が通知される。

シンガポールでは、シンガポール税関が原産地証明書の発給事務を行っている。まず、工場登録の申請を行って產品の製造に関する税関の立入検査を受け、税関の承認を得なければならない。次に、当該產品に関する製造原価計算書を税関に提出し、その検証を受ける。検証に合格した產品は、TradeNet System⁸⁷を通して原産地証明書の発給申請を行うことができ、CrimsonLogic Service Bureau又はSAAA (The Singapore Aircargo Agents Association) の指定事務所で原産地証明書を取得することになっている。

マレーシアでは、マレーシア国際貿易産業省 (Ministry of International Trade and Industry、以下MITI) が原産地証明書の発給事務を行っている。製造原価分析の申請を行い、必要な書類を提出してから7日以内に当該申請の結果が下される。MITIの承認を得られた產品について原産地証明書の発給を申請することができ、当該申請に必要な書類を提出してから3日以内に承認されて発給となる。

このように、日本のFTAで要求される原産地証明書は、政府機関が輸出のたびに証明書を発給する政府証明型が採用されている。通常、事前審査が行われ、当該審査を合格した產品のみ、輸出のたびに原産地証明書が発給される。この制度は、公的な第三者機関が証明するため、より客観的に真正性を確保することが可能である。しかし、申請者及び発給機関双方が発給費用を負担しなければならず、発給に至る日数も相応に要する⁸⁸。

は原産地証明書の真正性確認のための援助を行う措置が必要なため、原産地証明書の発給に関する書類も3年間は保存が必要になると解される。

86 本邦から締約国に輸出される物品が原産品であることを証明する書類であって、経済産業大臣又は指定発給機関が発給するもの（特定原産地証明書の発給等に関する法律第二条第3項）

87 CrimsonLogic社が運営する電子通関システム。輸出入や貨物の積み替えに関する申告、許可通知、関税、手数料等の支払いに至るまでの手続きが自動的に一括処理されている。貿易業者、通関業者、港湾、銀行、税関その他政府機関が参加している。

88 経済産業省通商機構部『2007年版不公正貿易報告書』407頁

その他の原産地証明書の発給類型としては、自己証明型及び認証輸出者型がある。

自己証明型は、輸出者自らが原産地証明書を作成するものであり、費用的には企業努力による削減が可能のために最も費用負担が少ない。しかし、信頼性は申請者のコンプライアンス能力に依存するため、他の2類型に比べると信頼性は劣る。

認証輸出者型は、政府又は第三者機関が輸出者を包括的に認証し、認証を受けた輸出者に対して自己証明による原産地証明書の発給を認めるもので、政府証明型と自己証明型の中間にあら制度とされる。公的機関による事前審査により、コンプライアンス体制が十分整っている者にのみ手続簡素化という利益が与えられるため、一定の真正性を確保しつつ、費用削減を図ることができるとされている。

事前教示

シンガポール、マレーシア協定では、輸出される產品が原產品に当たるか否かについて、当該產品の輸入に先立ち書面により教示を行うよう努力する義務を定めた規定があり、輸入者、輸出者、輸出国に所在する生産者又はこれらの代理人からの書面による申請を受け付けている。日本では、別途国内法⁸⁹で納税申告にかかる事前教示制度を定めており、原産地にかかるものについても照会することができる。対象が、貨物の輸入者、輸出者、製法等を把握する利害関係者、これらの代理人とされていることから、規定の有無に関わらず、日本税關への事前教示申請は可能である。

発給を受けたFTA原産地証明書は、輸入国での輸入申告時に提出することになっており、日本の税關ではこの原産地証明書について、規定の様式のものが添付されているか、有効期限内のものであるか、原産地証明書の記載に誤りがないか等を確認している。この点は、GSP原産地証明書の確認と変わりない。原産地証明書に表記される内容は協定ごとに若干異なっており、詳細は関税法基本通達68-5-2から2の5、税關のWEBサイトにて解説されている。同通達68-5-12では、原産地証明書の有効性について、①各協定に定められた必要記載事項が全て記載され、かつ、発給機関の押印及び署名がなされたものであること、②原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること、③記載内容について修正が行われている場合は、当該箇所につき、その発給機関の修正印が押印されている等明らかにされていること、④再発給、遡及発給された原産地証明書は、協定ごとに指定された表示がされていること、を全て満たす場合には原則有効なものと取り扱うとしている。なお、②については、差異があつても一定の条件下で認められる場合がある。

FTA原産地規則では、GSP原産地規則にはない要件が多数規定されており、GSP原産地証明書の検証において注意した点に加え、これらの規定を満たすこと及びその旨証明書に表示されていることにも留意しておかなければならぬ。無論、通常の輸入貨物と同様に、必要な検査を経て許可を受けなければならないため⁹⁰、場合によっては貨物検査も併せて行われることになる。

89 関税法第七条第3項、関税法基本通達7-17、18

90 関税法第六十七条

検認手続

FTA原産地規則では、GSP原産地規則にない手続として、原産品であるか否かの確認規定が用意されている。マレーシア協定では2段階の手続となっており、第一段階として輸出締約国に対する情報の提供要請⁹¹があり、この結果に満足しない場合の第二段階として、輸出締約国内の輸出者又は生産者への直接訪問⁹²がある。

日本を輸入国としてみてみると、第一段階では、輸入締約国の関係当局（日本税関）は、原産地証明書の真正性又は情報の正確性について合理的な疑いがある場合、原産品であるか否かを決定するため輸出締約国の権限のある政府当局（MITI）に対し、当該产品が輸出締約国原産であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局（MITI）は、要請受領日から3ヶ月以内に要請された情報を提供することになっており（追加の情報要請の場合は当該要請から2ヶ月以内）、また、輸出締約国の権限のある政府当局（MITI）は、要請された情報提供のため、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国領域に所在する生産者で第四十条7（b）⁹³に規定するものに対し、輸入締約国の関係当局（日本税関）から要請された情報を提供するよう要請することができる⁹⁴。当該情報によって产品が輸出締約国原産であることを証明するのに十分でない場合や、指定期間内に情報要請に対する回答が得られない場合は、产品が原産品でないと決定される。

第二段階では、輸出締約国の権限のある政府当局（MITI）が輸入締約国の関係当局（日本税関）立会いの下、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国領域に所在する生産者で第四十条7（b）に規定するものの施設への訪問により、原産品であるか否かに関する情報の収集、提供、生産設備の確認をするよう輸出締約国に要請することができ、また、輸出締約国に対する訪問の間又はその後に、原産品であるか否かに関する情報で発給機関が所持するものの提供を要請することができる。これによって収集された情報は、輸出締約国の権限のある政府当局（MITI）から輸入締約国の関係当局（日本税関）に対して、自国法令に従って提供される。ただし、訪問要請の実施を受託するか否かは輸出締約国の判断によるものであり、必ずしも訪問できるわけではない。しかし、訪問を拒否された場合には原産品でないと決定される。また、輸入締約国からの訪問要請書面を受領した日から30日以内に実施の受託について回答が得られない、訪問した場合の収集情報を訪問最終日から45日以内又は相互同意した期間内に提供されない場合のいずれも、当該产品は原産品でないと決定される。原産品でないと決定されたものは、関税上の特恵待遇を拒否される。例外として直接第二段階に進むことも可能であるが、この場合、第一段階の情報提供要請は行えない。

以上の確認手段を実行する前には、輸入者に対して照会を行う等、疑義の解明に努めるものとされており⁹⁵、実際に確認を行う場合には財務省との協議が必要になる。また、前提とされている合理的な疑いも、締約国原産地証明書を否定するに足りる十分な根拠が必要であり、実

91 マレーシア協定第四十三条

92 マレーシア協定第四十四条

93 輸出者の要請により、产品の生産者が発給機関に直接かつ任意に提出する証明書の発給申請書

94 日本では、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第三十条により、証明書受給者、証明資料提出者、その他の関係者の同意がなければ当該要請に応じられないことになっている。

95 関税法基本通達68-5-21の3

際に当該規定が利用されるケースはほとんどないと思われる。

チリ協定では、マレーシア協定と違い、情報提供要請を輸出者等への直接訪問の前提とはしていない。2つの確認手段は別個に実行することが可能であり、直接訪問を先に実行した場合であっても、情報提供要請規定の適用は除外されない。ただし、日本は通達⁹⁶によって情報提供要請を最初に行うことを原則とし、直接訪問を先に実施する例外的な場合には情報提供要請ができない等、実質的な運用をマレーシア協定と同様にしている。

タイ協定は、条文上チリ協定とほぼ同様の構成になっており、上述の通り、直接訪問の前提等はない。通達⁹⁷においてもチリ協定のような制限を課していないため、条文どおりに実施することになる。

メキシコ協定では、情報提供要請及び直接訪問のほかに、輸出者又は生産者に対する質問状の直接送付という手段が規定されている。当該質問状を受領した輸出者又は生産者には30日の回答期間が与えられており、期間内に回答が送付されない又は原産品であることの十分な情報を含まない場合には原産品でないと決定される。メキシコ協定では、いずれかの確認手段を任意に選択することができ、また、複数実行することも妨げられてはいない。

シンガポール協定は、他の協定と異なり、情報提供要請のみが規定されている。しかし、輸入日から3年以内しか要請することができず⁹⁸、さらに輸出締約国には要請に対する援助の努力義務しか課されていない。よって、要請に対する回答が得られなかつた場合であっても、関税上の特恵待遇は否定されることになる。

第3節 罰則規定

原産品でないにもかかわらず、締約国原産品であるとして虚偽の輸入申告を行った場合、関税法の虚偽申告等の刑罰が科される。内容は、GSPと同様なので省略する。

では、使用された原産地証明書に関する罰則はどうなっているのか。マレーシア協定第四十七条规定では、原産地証明書の発給にあたり、虚偽の申告書その他の文書を政府当局又は指定団体に提出した場合には、申請者に対する適切な罰則その他制裁を定め、又は維持する措置を探るよう求めている。また、輸出者又は生産者が原産地証明書の発給後に輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、政府当局又は指定団体に対して通報することを怠つた場合は、自国法令に従つて、発給を受けた者に対して適切な措置を探るとしている。日本では、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律によって、標章又はこれと紛らわしい標章を不正に付した者は50万円以下の罰金、特定原産地証明書の発給申請において虚偽の申請書・資料を提出した発給申請者は30万円以下の罰金となる。発給を受けた物品が原産品でなかつたことを知つたにもかかわらず、その旨を通知しなかつたときも30万円以下の罰金となる。また、法人の代表者、代理人、従業者などが違反行為をした場合、行為者のみならず法人等に対しても同額の罰金が科される。

チリ、タイ協定はマレーシア協定と同様の構成になっているが、メキシコ協定では若干異なる

96 関税法基本通達68-5-21の4

97 関税法基本通達68-5-21の5

98 他の協定では、確認手段に期間制限が設けられていない。しかし、原産地証明書の保存義務が5年であることから、有効な確認を行うことが担保されているのは5年ということになる。

る。虚偽の申告書その他の文書であって原産地証明及びその運用と記録に関するものを自国の税関当局、権限のある政府当局又は指定団体に提出した輸入者、輸出者及び生産者について、刑事・民事・行政上の罰則その他の適切な制裁を定め、維持することを確保する、として輸入者に対しても言及している。また、輸入される产品が原産品である旨の虚偽陳述を輸出者又は生産者が繰り返し行っていたことが輸入国税関当局により明らかになった場合には、当該輸出者又は生産者により輸出・生産される同種产品について、規定に適合していることを立証するまでの間、特恵待遇を停止することができる、とされている。

以上のように、これらの協定では、原産地証明書の発給に関して罰則を定めるよう明記されているが、シンガポール協定では、このような罰則に関して特に明記されていない。

第4節 海外のFTA原産地規則

(1) アセアン自由貿易地域

ASEAN域内貿易の促進を目的として創設されたアセアン自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area、以下AFTA）の主要な実施メカニズムは、共通有効特惠関税（Common Effective Preferential Tariff、以下CEPT）である。CEPTスキームは、域内関税の撤廃を目的としたASEAN加盟国間の協力協定であり、2003年までに原加盟国⁹⁹のCEPT対象品目に掲げられた多くの製品について域内関税を0～5%に引き下げ、さらに2010年までに関税の撤廃、新規加盟国¹⁰⁰は2015年までに関税が撤廃される予定である。

原産品の認定基準

CEPT待遇の適用条件は、当該製品がASEAN輸入国のポジティブリストに含まれていること及び現地調達ルールの遵守である。CEPT原産地規則¹⁰¹上の原産品とは、完全生産品及びASEAN完全生産品でないものの2つが規定されている。ASEAN完全生産品でないものの認定基準は、產品の現地調達の少なくとも40%以上が加盟国原産であること、及び製品の最終製造工程が輸出国で行われることの2つを満たすことを要件としている。すなわち、付加価値基準と最終工程要件が指定されている。ただし、特定の品目については、HS2桁から6桁の関税分類変更基準、加工工程基準との選択制が採用されている¹⁰²。

算定方式は、(非ASEAN原産の材料、部品又は製品の輸入価格+原産不明の材料、部品又は製品の価格) ÷ 製品のFOB価格 が60%以下であること（材料の価格は、輸入時のCIF価格又は加盟国領域において原産不明の产品に支払われた最初の価格）と規定されているが、(国内の材料、部品価格+ASEAN原産の材料、部品価格+人件費+一般諸経費+利益+その他コスト) ÷ FOB価格 が40%以上という計算方式を選択することもでき¹⁰³、前者は、カンボジア、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシアで採用され、後者は残り4カ国で採用されている。どちらの計算方式にしろ、材料がASEAN原産品であるかどうかの認定

99 インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア

100 カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス

101 CEPT-AFTA Rules of Origin (<http://www.aseansec.org/17293.pdf>)

102 Product Specific Rules (<http://www.aseansec.org/20750.pdf>)

103 Product Specific Rules Attachment2

が重要となる。輸入材料の取り扱いは、ASEAN加盟国からのCEPT原産地証明書（以下、Form D）の付いた輸入材料のみがASEANコンテンツと認められる。また、国内調達材料については、原則として原産品認定のための40%基準を満たすかどうかが審査されるが、国内規則に従って設立された認可生産者の国内調達材料は同基準を満たすものとみなされる。

例外は、累積と梱包の扱いについて規定しており、特にCEPTにおいて累積規定は重要な役割を果たしている。CEPT原産地規則では、最終製品の国内付加価値が1加盟国において40%ルールを満たすことができなくとも、ASEANコンテンツを有する材料が最終製品に組み込まれて製造される場合、その材料を累積して40%ルールを満たすことができるならば、その最終製品にはASEAN原産資格が与えられる。当該材料の算入にあたっては、ロールアップ・ロールダウン方式が採用されており、ASEAN原産資格が与えられなかつたものは、100%非原産となる。しかし、2004年9月、AFTA協議会ではこの条件を緩和することに合意し、ASEANコンテンツが40%に満たなくとも、現地調達率が20%以上であれば、その現地調達部分についてのみ、ASEANコンテンツに算入できるとした。

CEPT特恵待遇を享受するには、上記規定のほか、積送基準を満たす必要があり、原則として直送が求められるが、通過輸送、展示会のための送付については許容するなど、日本の特恵原産地規則と同様の規定ぶりとなっている。

原産地証明書

CEPTスキームにおいても、特恵待遇を受けるためには原則として原産地証明書が必要である。当該証明書は、輸出加盟国の政府当局に対して產品の原産について輸出前検証の要請を申請し、検証結果が認められた產品について、輸出手続の実施にあたり、原産地証明書の発給申請を行うことになる¹⁰⁴。発給過程は日本の特定原産地証明書とほぼ同様であるが、大きく異なる部分として次のようなものがある。

Form Dの構成

Form Dは原本と3通の写しから構成されており、原産地証明書の承認申請に際して、政府当局は2枚目の写しを控えとして手元に置き、残りを輸出者に返却している。輸出者は4枚目の写しを保管し、輸入国税関に提出するため、ASEAN加盟国の買主に対し原本及び3枚目の写しを送付する。產品の輸入後、3枚目の写しはマークされた後、合理的な期間内に発給当局へ返送される。Form Dが輸入加盟国の税関当局によって拒否された場合、当該Form Dにその旨が記載され、原本及び3枚目の写しが2ヶ月を超えない期間内に発給当局に返送される（Rule 7）。

Back-to-Back Form D

Back-to-Back Form Dとは、ある1つのASEAN加盟国で生産されて、それがForm Dのもとに他のASEAN加盟国に輸出された後、再輸出される場合のForm Dである。例えば、マレ

¹⁰⁴ 原産地証明書に関する運用証明手続は、Operational Certification Procedure for the Rules of Origin for the CEPT Scheme for AFTAに規定されている。（<http://www.aseansec.org/17296.pdf>）

[付 錄] 参 考 論 文

ーサ、シンガポール、インドネシアと產品が輸出される場合、シンガポールでは、マレーシアで発行されたForm Dを元に新しいForm Dを発行し、インドネシアに向けて再輸出する。このシンガポールで発行された新しいForm DがBack-to-Back Form Dといわれるものである。規定上、物品が領内を通過している間に輸出者が申請した場合、有効なForm Dの提出を条件に発行することができるとしているが、例外としてマレーシア及びタイについては特別要件が付されている（Rule 10）。

Back-to-Back Form Dのメリットは、①輸出者の名義を変更できる、②再インボイスの発行により、元々のFOB価格を取引先に知られないで済む¹⁰⁵、③オリジナルのForm Dをベースに切り分けてForm Dが発給できる、などがある¹⁰⁶。しかし、マレーシア及びタイでは前述の通り Back-to-Back Form Dの提出に加え、オリジナルのForm Dを要求する追加要件が付されており、その運用方法が関係国間で協議されている。

検認手続

現在の検認手続は、輸出に先立って域内原産に関する審査を求めることができる輸出前申請・審査制度（Rule 4 (a), Rule 6）、輸入国が証明書の信憑性について疑義を持つ場合、任意に遡及的確認を行うことを輸出国当局に要請する制度（Rule 17.1）、その結果に満足しない場合の輸出加盟国への立入検査要請制度（Rule 17.2）、Form Dが輸入国税関当局に拒否された場合の規定（Rule 7）がある。

輸出前申請は、日本の特定原産地証明書発給過程における原産品判定依頼に相当するものであり、輸出加盟国において行われる。日本のFTAは、協定条文上、原産地証明書は原産品であることを証明した後にのみ発給されるとし、運用上の手続規則によって原産地規則に関する補足をしている。原産地証明書の発給方法については別途国内法令で定めているが、CEPT運用手続規則では発給方法についても定めている。

輸出加盟国への遡及的確認要請及び立入検査は、マレーシア協定における原産品であることの確認規定と同様の制度であり、前者の要請を原則とし、これに満足しない場合は、例外的なケースのもと、後者の検証を要請することができる。施設訪問を受ける輸出者及び製造者の同意がなければ立入検査を実施することはできないが、この場合には特恵待遇を拒否することができる。

以上の規定は、日本のFTAと同じ内容のものであるが、原産地証明書が輸入国税関当局で拒否された場合の対応は異なっている。CEPTスキーム下では、Form Dを受理しなかった場合、Form Dにその旨記載され、原本及び3枚目の写しが発給当局に返送される。輸入国には、発給当局によって行われるForm Dの受理及び特恵待遇の回復のための釈明を受け入れる義務が課される。一方、日本のFTAでは、関税上の特恵待遇を与えなかった場合の輸出国への通報義務として、原産品であることの確認規定における結果通知のみが規定されているだけで、CEPT運用手続規則のような、与えなかった全ての場合において通報する義務については定め

105 Form Dには製造国でのFOB価格が含まれている。企業によっては、当該情報の開示を回避するためCEPT申請を見送るところもでている。（日本機械輸出組合『アジアの原産地規則と通関手続』23頁）

106 ジェトロ『ASEANのFTAと原産地規則』17頁（2004年11月）

られていない。

罰則規定

CEPT運用手続規則では、各加盟国は原産地規則に関する詐欺的行為に対して法的制裁を与える責任を有するものとし、原産地証明書に関連した詐欺行為が疑われる場合、関係政府当局は関係した者に対してそれぞれの国においてとられる措置について協力すると規定されている（Rule 22）。

各加盟国は、間違った申告あるいは虚偽申告に対して罰則を設けており、シンガポールでは1万シンガポールドル以下あるいは関税額のいずれか高い方の罰金、又は1年を超えない禁固刑、あるいはその併科となる。マレーシアでは、50万リング以下の罰金又は5年以下の懲役、あるいは併科となる。タイでは、支払関税額の4倍以下の罰金又は10年以下の懲役、あるいは併科となる。フィリピンでは、当該商品は没収となり、商品を取り戻すためには国内市場価格の125%の罰金を支払わねばならない。インドネシアでは、支払関税額と本来支払うべき関税額の差額の500%が罰金となる¹⁰⁷。

（2）北米自由貿易協定

1994年1月に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）は、アメリカ、カナダ、メキシコの3ヶ国による多国間貿易協定である。当協定では、モノ・サービスの通商規則に加え、投資、知的財産、競争政策の各分野のルールを規律している。

原産地規則

NAFTA原産地規則¹⁰⁸では、完全生産品、実質的変更基準を満たした产品、1国又はそれ以上の締約国領域内で全て生産されたがHS分類の解釈により組立品として分類されたため、あるいは材料と製品が同じ関税分類番号に属するために関税分類変更基準を満たさないものについて、現地調達比率が取引価格方式で60%以上、純費用方式で50%以上を満たすものをNAFTA原産品としている（Article 401）。実質的変更基準は品目別規則（Annex 401）に規定されており、多くの品目でHS2桁から6桁の関税分類変更基準を、一部の品目において付加価値基準、加工工程基準を採用している。付加価値基準は、前述のように取引価格方式と純費用方式のいずれかを選択することになるが、自動車やエンジン、トランスミッション等自動車の主要部品や、中間財に指定され現地調達比率要件の適用を受けるもの、現地調達比率の累積を選択するなど、特定の場合には純費用方式を使用しなければならない（Article 402）。純費用方式は、日本のFTAでは採用されていない方式であり、（製品の純費用 - 非原産材料価格） ÷ 製品の純費用 によって算出される。NAFTAにおける付加価値基準は、产品によって異なるルールが適用され、通常は上記60%・50%基準であるが、中間財はロールアップ方式・救済テストによる。他方、自動車及びその主要部品についてはトレーシング方式を採用しており、非原産材料が徹底的に追跡される。NAFTAにおける自動車等の製品は、上記のほか、原産地

107 日本機械輸出組合『ASEANにおける関税評価と原産地規則運用』54頁（2002年6月）

108 NAFTA Chapter4 Rules of Origin, Chapter5 Customs Procedures

[付 錄] 参 考 論 文

規則上に直接条文を規定し (Article 403)、純費用方式で 62.5% という非常に高いハードルを課すなど、明らかに他の产品と異なる取り扱いであり、自動車業界の影響が強く現れているのが特徴的である。原產品認定についての例外規定は、累積、僅少の非原産材料、代替性产品、付属品類、間接材料、包装材料に関して設けており、メキシコ協定とほぼ同様の内容となっている。累積についていえば、基本は完全累積によるが、自動車等に対しては域内付加価値を純粹に算定する純粹累積¹⁰⁹となっている。

原產地證明書

NAFTA 下での原產地證明書は、輸出者がその商品について NAFTA 原產品であることを証明する自己證明型を採用している (Article 501)。有効期限は、輸出者又は生産者が原產地證明書に署名した日から 4 年間となっている。輸入者は、輸入申告の際に有効な原產地證明書を保有することが義務付けられており、輸入締約国税関当局の要求に応じて当該證明書の写しを提出しなければならない。1,000 米ドル若しくは締約国が設定するそれ以上の金額を超えない場合や義務条件を放棄している商品の輸入については、当該義務規定が免除されるが、原產地證明書や輸入に関する義務条件を回避する目的のために実施し若しくは準備したと合理的にみなしうる輸入の一部を構成しないことを条件としている。その他、輸出者及び輸入者に対しては、申告内容に誤りがあった場合の修正申告義務、関税に過不足がある場合の追加払い義務及び払い戻し請求権、原產品に関する最低 5 年間の記録保持義務が課されている。

検認手続

自己證明型の原產地證明書は、輸出締約国の政府当局が発行に関与していない。この場合、日本のFTA のように締約相手国の政府当局に情報提供を求めようにも、原產品に関する情報は全く担保されていない。NAFTA では、原產品であるか否かの確認手段として、他の締約国領土内の輸出者又は生産者に対する質問票の送付、輸出者又は生産者の施設への訪問、各締約国が合意するその他の手続き、を規定している (Article 506)。訪問による検証は、輸出者又は生産者の同意を得ること、同意がない場合の特恵待遇拒否、原產品として適格であるとの虚偽表示あるいは根拠のない表示を示唆した場合における対象者の生産する同一商品に対する特恵待遇の停止など、メキシコ協定での訪問規定と類似している。異なる点としては、当該検証が輸入締約国の調査員を主体として行われること、製品の生産に使用された材料が原產材料であるか否かに関して情報を要請する規定がないことが挙げられる。

罰則規定

NAFTA では税關手續に関連する自國の法律及び規則の違反に関して罰則を維持することと定められており、締約国によって異なる刑罰が科される。米国を例にすると、GSP と同様の規定に服することになる。したがって、詐欺、重過失、過失という類型によって異なる罰則が課されるのだが、1930 年關稅法では、NAFTA 原產地規則について誤った特恵待遇を要求し

109 この方法は、企業に過大なコスト負担を強い、特恵による產品価格の低下という目的にそむくとされる。
(小室程夫『國際經濟法 新版』451 頁)

た者について、間違った情報を含んでいる事をもとにした原産地証明書を信じたことに理由がある、又は事務局の公布した規則に従って自主的に速やかに適正な申告と未払い税を納めた場合には、民事罰を科さないとしている（19USC1592）。

また、同規定は、NAFTA締約国へ輸出される產品についてのNAFTA原産地証明書をどの様な者にも不法に偽って証明する者には民事罰を適用する、としている。ただし、NAFTA原産地証明書を提供したすべての者に対して、証明書の虚偽を自主的に速やかに文面通知する場合に限り、誤った特恵待遇を要求した場合の規定を適用するとしている。例外として、原産地証明書の発給時は正しかったが、その後の状況変化により誤りとなった場合、提供したすべての者に対して自主的に速やかにその旨文面通知するときは上記の違反とみなさないことができる、とされている。

その他の規定として、事前決定、通知義務などが定められている。日本のFTAに見られない点として、通知義務の対象が検証結果のみならず、原産地認定対象となる商品あるいは材料の関税分類、評価、純費用計算における合理的な原価配分に関する他の締約国税関が下した決定、与えている一貫した待遇が反していると認識する原産地認定、事前決定を修正・撤回する決定などについてもその対象としている。

また、マレーシア協定などが事前教示について努力義務を課しているのに対し、NAFTAでは商品の輸入に先立ち、輸入国税関は商品がNAFTA原産地規則を満たしているかどうかの判断を下すことが義務付けられている（Article 509）。

（3）米韓FTA

2007年6月30日、米国及び韓国の間でFTA協定の署名が行われた。モノ・サービス貿易、投資、競争法、政府調達、知的財産といった分野に加えて、労働、環境、電子商取引といったものを含めた幅広い自由貿易協定となっている。2007年11月現在、当協定は両国議会での批准がなされていないため、未だ発効していない。両国とも、国内での反対が依然として根強く、発効するかどうかは不透明な状況にある。発効はしていなくとも、両国が合意したテキストは一考に値する。

原産地規則

米韓FTA¹¹⁰では、完全生産品及び実質的変更基準を満たすものを原産品としている（Article 6.1）。附属書の品目別規則（Annex 4-A, 6-A）に従って原産品認定を行うが、品目によつては分野別（化学産品など）の規定が別途設けられている。全体的に見ると、主にHS2桁から6桁の関税分類変更基準を採用しているが、付加価値基準および加工工程基準を採用した品目も数多く存在する。付加価値基準は、基準価格である調整価格から非原産材料を控除する方式と、原産材料を積み上げる方式のどちらかを利用する。ただし、自動車及びその主要関連部材については、純費用方式も採用されている。NAFTAと違い、純費用方式が強制されている

110 アメリカ合衆国通商代表部（USTR）『Final – United States – Korea FTA Texts』

[付 錄] 参 考 論 文

わけではなく、利用者は3つの方式を選択することができる（Article 6.2）。

例外規定は、累積、僅少の非原産材料、代替性產品、付属品類、間接材料、包装材料について設けられている。積送基準は、締約国域外での積み替え、状態保存のための作業、締約国領域内での通過輸送以外の作業をした場合には、原産品としての資格を失う。原則として直送条件を満たす事、ということになる。

原産地証明書

米韓FTAでは、自己証明型が採用されており、輸入者による原産地証明書の作成も認められている（Article 6.15）。規定の様式はなく、輸入者は、必要事項を記載した書面又は電子証明によって特恵待遇を要求することができる。使用言語の指定もないため、輸出国言語による原産地証明書でも構わないが、この場合は輸入国言語に翻訳した証明書の提出が輸入国税関当局から要求される。

原産地証明書の有効期限は、発行日から4年間となっており、同日より最低5年間は、証明書を提供した輸出者又は生産者に対して原産品であることの証明に必要な全ての記録の保存が、輸入者自身が証明する場合には同様の必要関係書類の保存が義務付けられている。また、上記原産地証明書の写しについても最低5年間の保存が義務付けられている（Article 6.17）。

特恵待遇を要求する場合、輸入者は原産地証明書を所持しておかなければならず、輸入締約国の要求によって、その写しを提供しなければならない。また、原産地証明書が輸出者又は生産者によって発行された場合、輸入締約国の要求に基づき、これらの者によって保証された全ての情報を同者から提供するよう手配しなければならない（Article 6.19）。

原産地証明書あるいは原産地を立証する情報は、1,000米ドル又はその相当額を超えない輸入について、分割輸入の一部を構成する輸入あるいは特恵待遇享受のために、国内法の遵守を回避する目的で実行した又は手配した輸入であると輸入締約国がみなさない限り、要求しないこととされている（Article 6.19）。

検認手続

輸入国が行う原産品であるか否かの検認手続として、①輸入者、輸出者、生産者からの要求、②これらの者への質問票、③締約国の輸出者又は生産者施設への訪問などがある（Article 6.18）。NAFTAと同様、輸入締約国が主体となって実施するものであり、日本のFTAのように輸出締約国の政府当局が各手続きの手配をするわけではない。

繊維関係の取り扱い

以上のように、多くはNAFTAと類似した運用規定となっているが、繊維・アパレル関係の产品については、異なる取り扱いが規定されている。当FTAでは、繊維・アパレル関係の章（Chapter 4）を単独で設けており、セーフガード、原産地規則、税関協力といった項目を規定している。したがって、これらの产品については、前述の原産地規則・税関手続（Chapter 6）に加え、繊維・アパレル製品に対する原産地規則・税関手続も適用される。

繊維・アパレル製品の品目別規則は、附属書4-A (Annex 4-A) に規定されている。衣類については、生地からの製造となっているが、当該生地について、通常は原産品である事が要求される。衣類以外の繊維製品については、繊維又は原糸からの製造により原産品たる資格が与えられる。したがって、繊維・アパレル製品が原産品たる資格を有するには、原則として原糸基準 (Yarn-forward) を満たさなければならない¹¹¹。

当章に規定された税関協力 (Article 4.3) については、繊維・アパレル製品の貿易に影響する、各自の措置についての実効性の支援及び実行している国際協定に関する措置の実効性の支援、原産品であることの正確性の検証・確保、国際協定の迂回防止を目的としている。韓国は、各自の措置についての実効性の支援及び迂回防止のために、権限のある政府当局を通じて、国内の繊維・アパレル生産に従事する者に関する情報¹¹²を入手・毎年更新し、この情報を米国に毎年提供することになっている。ただし、米国に輸出しない繊維・アパレル生産者、及び米国に輸出する衣類で関税分類を決定する構成要素を使用していない製品の生産者については対象外となっている。

また、輸入締約国の要求により、輸出締約国は原産地の検証を実施することになっており、当該検証は輸入者が特恵待遇を要求するかどうかにかかわらず、輸出締約国の主導により行われる。輸入締約国が、繊維・アパレル製品の貿易に影響する、他の国際協定に関する措置違反を進行させるかもしれない又はこれら協定において締約国の権利・利益を悪化させるかもしれない事の存在、あるいは当FTAの採用する措置を含む税関手続の迂回を示すような事実の情報に基づく合理的な疑いを持つ場合においても、同様の検証が行われる。また、締約相手国からの要求により、積み替えられた繊維・アパレル製品について調査することを努力する旨、規定されている。この検証は、輸出締約国の権限のある政府当局とともに輸入締約国が輸出者・生産者あるいは他の者へ訪問検証する事を含めて、輸入締約国の参加を認めている。訪問検証は、輸出者等への通知なしに行われ、輸出者等が輸入締約国の訪問を拒否した場合には、検証対象の製品及び同者の輸出する類似製品に対する特恵待遇の拒否がなされる。

このように、米韓FTAでは繊維・アパレル製品の貿易のみに関する検証手続を規定している。この検証は、輸出国政府当局の主体のもと輸入締約国の参加を認めた、日本のFTAの訪問確認と類似した内容となっている。ただし、前述の通り、対象が特恵待遇を希望する製品に限らないこと及び抜き打ちで行われるといった点は異なる。さらに、韓国に対して一方的に課される情報提供義務など、従来の原産地規則にはない特徴が見受けられる。

(4) 汎欧州・地中海累積制度

汎欧州・地中海累積制度 (System of Pan-Euro-Mediterranean cumulation) は、1997年の欧州協定¹¹³ (Europe Agreement) の原産地規則の改定によりEC、欧州自由貿易連合 (Euro-

¹¹¹ 原産材料が供給不足に陥った場合、生地あるいはアパレル製品の潜在的・実際の購買者から提供された情報に基づき、輸入締約国は付録 (Appendix 4-B-1) に材料を追加するものとしている。当該付録に記載されたものは、材料として使用しても原産品たる資格が与えられる。

¹¹² この情報は、氏名や住所といった一般的なものに加え、生産に使用している機械の種類、1週間あたりの機械稼働率、材料の供給者の身元といった情報まで対象となっている。

¹¹³ EUと中東欧諸国間で締結された、EU加盟への準備を目的とする協定。発効当時（1994年）未加盟であった中東欧締約諸国は、2007年のルーマニア及びブルガリアのEU加盟をもって全ての締約国がEU加盟を

pean Free Trade Association、以下EFTA)、中・東欧諸国及びバルト諸国間で成立した汎歐州累積制度 (Pan-European Cumulation System) をもとにした制度であり、現在はECと15の国・地域¹¹⁴間で適用されている。この制度の特徴は、当該42の国・地域のうち、ある国・地域で生産した原産品に他の対象国原産品を使用しても原産品たる資格を得ることができる多国籍累積を認めている点と、汎歐州・地中海原産地規則と同じ規則を含むFTAが締結された場合にのみ関係国が累積を適用できる、可変累積制度を採用している点にある。汎歐州・地中海累積制度における原産地規則という法的規定は存在せず、各FTAが同じ原産地規則を運用して成立している制度であるため、ある国の产品が当該制度を利用して特恵待遇を得られるかどうかは、該当するFTAの規定によらなければならない¹¹⁵。無論、原産地規則については共通の取り扱いがなされているため、ここでは共通の規則について検討する。

原産地規則

原産品たる資格を得るには、完全生産あるいは十分な作業又は加工を行うことが必要である。十分な作業又は加工とされるには、附属書に規定された品目別規則に適合しなければならない。この品目別規則では、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準の3基準が採用されている。原則として当該規則を満たすことが必要であるが、僅少ルールによる例外も規定されている。また、満たすかどうかに関わらず、十分な作業又は加工とはみなされない作業(最低作業)も規定されている。累積については前述の通り多国籍累積が適用されるため、本来は非原産材料について品目別規則を満たすことが要求されるが、対象国原産品については最低作業さえ超えていれば品目別規則を満たす必要がなくなる。最低作業を超えない作業をEU内で行った場合、产品の原産地は材料価格より多い付加価値を与えた国を原産地とする。組立品、付属品類、セット品、間接材料、積送基準については、日本のFTAとほぼ同様の規定振りとなっている。

原産地証明書

原産品たる地位を証明するには、輸出国の税関当局が発行した原産地証明書 (EUR.1又はEUR-MED)、若しくはインボイス等による申告又は同申告に使用されるEUR-MEDのどちらかが必要となる。前者において、どちらの証明書を使用するかは場合によって異なっており、例えばEuro-Mediterranean Partnershipによる場合はEUR-MEDを使用しなければならないため、その選択には注意が必要である。後者は、認証輸出者又は6,000ユーロを超えない少額貨物の輸出に限り認められる全ての輸出者を対象としており、EUR-MEDが必要かどうかは、前者の場合と同様である。有効期限は発行日より4ヶ月となっており、同日より最低3年間は関連書類の保存が義務付けられる。

果たした。

114 アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、シリア、チュニジア、ヨルダ
ン川西岸及びガザ地区、EFTA諸国、フェロー諸島、トルコ

115 当累積制度の発足にあわせ、EUは当スキームに参加するFTA原産地規則の改正を行うため、各締約国
に対し新原産地規則に適合するよう正式に提案した。(IP/05/1256)

検認手続

検認手続は、行政協力の同意に基づいて実施される。原産品である事を証明する書類に対する検証は、無作為あるいは合理的な疑いがある場合に実施され、輸出国税関当局への関連書類の返送、回答を得るまでの特恵適用の延期、指定期限内に回答を得られない又は原産品であることを決定付ける十分な情報がない場合の特恵待遇拒否など、EUのGSP原産地規則と同様の規定となっている。

留意しておかなければならぬ点として、汎欧州累積制度がGATT第24条の要件に欠けると一部の通商相手国から指摘されている事が挙げられる¹¹⁶。これは、当該制度があるFTA域内原産品を他のFTA域内原産品の累積対象として認めるものであり、累積地域外からの材料が同地域の原産材料に比べて差別されることである。GATT第24条は、FTAが非締約国に対して締約国を優遇差別することは認めている。しかし、非締約国間で差別することを許容したわけではない¹¹⁷。この問題は、将来に紛争を巻き起こす可能性がある。

第5節 FTA原産地規則の検討

(1) ASEAN累積原産品の真正性

GSPにおけるアセアン累積では、ASEAN加盟国のうち5カ国を対象とした累積を規定している。2007年8月に公表された日アセアン協定の合意概要¹¹⁸では、ASEAN全加盟国を対象とした累積が予定されている。締結済みであるシンガポール協定、マレーシア協定及びタイ協定では、累積とは異なるがASEAN第三国産材料の使用許諾ルールによって、限られた品目においてASEAN原産材料の使用を認めている。これらに共通する事は、材料において指定された他国原産品の累積を認めているところにある。したがって、累積適用国の原産品であるかどうかという問題は、原産地規則の適正な運用をする上で、ますます重要なものとなる。しかし、シンガポール協定、マレーシア協定及びタイ協定では、產品の生産に使用した累積対象国原産材料の立証方法について、協定上何ら示されていない¹¹⁹。品目別規則にて、原産品であること、積送基準を満たすことの記載があるだけである。よって、原産地証明書の発給国において累積対象国原産品であることを確認するには、インボイス等の商業書類や生産に関する資料をもとに判断せざるを得ない。

多国間累積を採用するAFTAのCEPTスキームでは、生産に使用した原産材料の提出書類として上記書類のほかForm Dを要求している。CEPT原産地規則では、原産地証明書という公的権限によって認められた情報に基づいて原産材料の適格性、真正性を確保している。

では、この累積対象国原産材料についての真正性を原産地証明書で確保するという検認手法は、日本の累積制度に採用することができるだろうか。日アセアン協定とASEAN諸国との二国間EPAは並存する形で運用されるが、両者の原産地規則は内容の異なるものである。よって、マレーシア協定で規定されたASEAN諸国原産品であることを、日アセアン協定原産地証

116 Pierre Didier『最新EU関税法マニュアル』126頁（2003年03月）

117 小室程夫『FTAと原産地規則』国際問題 566号 21頁（2007年11月）

118 外務省 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/index.html)

119 2007年11月現在。なお、日アセアン協定原産地規則は同時点で公表されていない。

明書によって証明することはできない。この問題について、EUは、可変累積制度という手法によってEUを中心とする多国籍累積を拡大させた。同制度の注目すべき点は、EUを主体として原産地規則の調和を図ったものであり、EUR.1（又はEUR-MED）という統一された原産地証明書で申請できるところにある。

当該制度を参考にすれば、日本においては、二国間EPAの原産地規則を日アセアン協定に調和し、原産地証明書の相互利用を認めるという選択肢もありえるであろう。この場合、二国間EPAのメリットでもある締約国間の実情を反映した品目別規則が持つ柔軟性・迂回防止の実効性を阻害する可能性はある。しかし一方で、スパゲティ・ボウル現象の回避や前述のような適格性・真正性を確保する利便性を高めることもできる。どちらを選択するかは悩ましいところであるが、東アジア地域における生産活動の経路が流動的であること、累積に求められる役割も大きいことを考えれば、材料の原産資格認定に対してより留意すべきではないだろうか。原産地証明書の相互利用によって累積対象国原産材料の真正性がより効果的に確保できるよう、日アセアン協定と二国間EPAの原産地規則の調和を検討すべきであろう。ただし、本事項は、次に述べるASEAN第三国産材料の使用許諾ルールの存続意義について、日アセアン協定に役割を譲ることができるならば、CEPTスキームと同様の確認手段で事が足りると思われる。

(2) ASEAN第三国産材料の使用許諾ルールとWTO規則の整合性

FTAは、特定締約国との関税削減・撤廃を目的とした協定であり、他のWTO加盟国より締約国を優遇する差別的な協定もある。したがって、本来はWTO規則の最惠国待遇原則に違反するのだが、GATT第24条第4項において、「締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を発展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める」と規定し、その例外として認められている¹²⁰。

同条に規定されたFTAの主な要件としては、域内関税その他制限的通商規則を実質上すべての貿易について廃止すること、及び制度設立後の関税その他の通商規則が高度又は制限的であってはならないことが挙げられる。

前者については、「実質上」の解釈について、量的側面のみならず質的側面も考慮すべきという意見もあって未だ決着されていないが、日本は自由化率90%以上という基準をもって各FTAを締結している。

後者についてはどうか。これは、第三諸国に適用される通商規則が設立前より高度又は制限的であってはならないことを意味する。では、ASEAN第三国産材料の使用許諾ルールは、高度又は制限的なのか。本章第1節で述べたように、当該ルールによって厳しくなるかどうかは、品目によって異なる。ASEAN諸国以外の非原産材料もまた、影響を受けないものもあれば、使用できなくなるものもある。「一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定第二四条の解釈に関する了解」前文では、「関税地域と他の加盟国との間の貿易に対する障害を引き上げることにあるべきでないこと」「協定の作成又は拡大に際し他の加盟国の貿易に悪影響を及ぼすことを最大限可能な限り避けるべきであることを再確認し」と記されており、FTAによる些細

120 開発途上国間の協定は、授權条項を根拠とすることが可能であるが、日本が締結するFTAはすべて先進国との協定になるため、締約国が開発途上国であってもGATT第24条にもとづく必要がある。

な影響まで排除するものではないと考えられる。しかし、どの程度まで許容されるのかが明確に示されていない以上、GATT第24条の規定に抵触するおそれはあると考えるべきであろう。

そして、もう一つ考えられる問題点として、最恵国待遇原則に反する懸念が挙げられる。当該ルールでは、特定の非原産材料についてASEAN諸国産品であることを要求している。ASEAN諸国産品を優遇しているか否かは前述の通りだが、他のWTO加盟国産品よりも差別的に取り扱われていることには相違ない。したがって、非原産材料の取り扱いについて第三諸国間で差別を設けていることになり、最恵国待遇原則に反する懸念が生じる。GATT第24条では、締約国を他の加盟国より差別的に扱うことを例外として認めているが、第三諸国に対しては、当該諸国との間の貿易に対する障害を引き上げないことを認めるのみであって、差別的取り扱いを許容しているわけではない¹²¹。そこで、GATT第1条の原則に振り返ってみると、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、他国産品に与える利益等は、他の全ての加盟国の同種産品に対して即時かつ無条件に与えなければならない、としている。したがつて、ASEAN諸国産品を差別的に取り扱った当該ルールは、最恵国待遇原則に抵触するおそれがあると思わざるを得ない。

以上を踏まえると、当該ルールはWTO規則との整合性に欠ける可能性があると考えなければならない。そこで、あらためてこのルールの役割を考えてみたい。シンガポール協定、マレーシア協定及びタイ協定では、それぞれ一部品目に関してのみ当該ルールを採用し、その品目は繊維製品や調整食料品など特徴的な違いが見られる。これらを鑑みると、当該品目の生産及び加工に関連するASEAN地域間取引は深く進行しているものと思われる。こうした中でASEAN諸国原産材料の使用を認めたことから、このルールはASEAN地域統合を支援するものであると考えることができる。であれば、日アセアン協定による累積規定によってその役割を代替することが可能であろう。特恵税率の違いは見られるかもしれないが、対象産品が大幅に拡大すること及びWTO規則との整合性が保たれることを考えれば、日アセアン協定にその役割を譲るべきではないだろうか。当該ルールの存続意義は、日アセアン協定の発効後に再検討すべきであろう。

(3) 確認訪問手続の見直し

第2章第5節でも述べたように、FTAにおける自己証明制度採用の是非について議論が進められている。FTAの条文上、特恵待遇を要求する場合には、輸入締約国が提出義務を免除しない限り原産地証明書の提出が必要であり、当該証明書は権限のある政府当局又は発給の責任を負う指定団体から発給されなければならない。NAFTAや米韓FTAのように自己証明の使用を明記してはいないため、実施の際には規定の再検討が必要になると思われるが、今後採用される事を想定した場合、現状の検認手続で問題はないのであろうか。

マレーシア協定以後の日本のFTAでは、輸出締約国への情報提供要請、確認訪問要請の2つが基本となっている。どちらも、輸出締約国が主体となって行われる検証であり、輸入締約国はあくまで輸出締約国から各要請に対する回答を受ける立場におかれる。このような構成は、

121 前掲注117

[付 錄] 参 考 論 文

AFTAにおいても採用されている。対して、自己証明型を採用したNAFTAや米韓FTAでは、輸入締約国を主体とした質問票の送付、立入調査が行われる。いずれの検証も、実施主体は異なるものの手段は情報提供要請と直接訪問による確認の2つを採用している。ここで注意すべきは、実施する相手の素性、すなわち証明者のコンプライアンスの信頼性が大きく異なっている点である。自己証明制度がコンプライアンスについて無審査である以上、検証を実施するうえでもこの点を考慮しなければならない。現在日本が採用する検認手続では、原則、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報提供要請を第一にしている。それでも満足しない場合に証明者に対する確認訪問が行われるが、その訪問は証明者の事前の同意があつて初めて実施される。これでは、訪問する旨の通知を受けてから実際に確認訪問がされるまでに期間があるため、調査対象者に証拠の隠蔽・破棄のための不必要な猶予を与えることになりかねない。自己証明制度を採用した場合、情報提供要請の対象は、その情報を唯一保管する証明者に他ならず、現状のように確認訪問の前提を情報提供要請の実施とするわけにはいかないであろう。

米韓FTAでは、繊維・アパレル関係の產品についてのみ、輸出締約国を主体とした検証手続を用意している。当該検証手続では、輸出締約国の同意のもと、対象者が特恵待遇を要求するかどうかにかかわらず、事前の通知なく訪問する、という規定が存在する。この抜き打ちともいいうべき規定は、韓国側が証拠隠蔽等のリスクを考えたため、とされている。特恵待遇の要求を考慮しない点は、FTAにおける特恵貿易の範囲を超えた規定とも考えられ、容易に同意できるものではないが、輸出国の同意のもとで抜き打ち訪問できることは、指摘されたリスクの回避には有効であろう。また、この規定は訪問時に対象者の同意を得ることを条件にしており、対象者の意向を無視する一方的な規定ではないことも評価できる。当該規定のように、訪問確認をする調査対象者の同意を得る順序を再考することは、自己証明制度の導入にあわせて検討すべき事項ではないだろうか。

終わりに

特恵制度において迂回輸入に該当するかどうかは、ひとえに原産地規則に適合するか否かにある。迂回防止の実効性を高めるためには、原産地規則の核である特恵待遇の対象原産品であるかどうかをいかに把握するかが重要である。GSP原産地規則では、選定基準の再考及び累積範囲の拡大と共に、証明書発給国へ問い合わせる機会を拡大する検認手続の強化が必要であると述べた。FTA原産地規則では、ASEAN累積原産品の真正性を効果的に確保するための日アセアン協定とASEAN諸国との二国間EPAにおける原産地規則の調和、ASEAN第三国産材料の使用許諾ルールの存続、確認訪問手続における対象者への同意を得る時機について、再検討の必要性を述べた。

現在、日本がFTA交渉に入っているもののうち、大筋合意に至っていない国として、ベトナム、湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council）諸国、韓国、インド、オーストラリア、イスイスがある。近い将来、日本は10を越えるFTAを締結することになる。そして、それらすべての原産地規則は異なっている可能性が高い。スペゲティ・ボウル現象に対する懸念は、より大きなものとならざるを得ないであろう。確かに、利用者は特恵制度の利用について選択する自由がある以上、その懸念はたいした障害にならないという認識が少なくない。しかし、運

営する行政側にとっては状況が異なる。行政に選択の余地はなく、全ての制度において適切な運営が当然求められる。税関の実務現場においても、特恵原産品であるか否かを判断するため、より広い理解が求められている。このような中で、迅速な通関を行うためには、運用の合理化と有効な事後検証を行う体制が必要不可欠である。その改善策の一つとして上記事項を指摘したたが、特恵制度が多様化する今日、WTO規則との整合性は常に留意しておかなければならぬ。FTAはあくまでWTOの補完協定であり、いかに利便性の高い規定であったとしても、その恩恵は通常、当事者間にしか与えられない。したがって、それが世界で受け入れられるとは限らないであろう。特恵原産地規則の調和が困難な今、日本はWTO規則と整合した原産地規則によって、規範となる迂回防止策を世界に対して示すことが望まれよう。

最後に、この場を借りて、この1年間の研究にご協力下さった皆様に御礼を申し上げたい。最初に、ご多忙の中、多くを御指導いただいた小室程夫教授には、心から感謝を申し上げたい。そして、本稿の作成に当たってご助言をいただいた東京税関・谷口晴行氏、神戸税関・鈴木敦子氏、杉内知己氏をはじめ、税関研修所神戸支部の皆様、職場の皆様にも感謝の意を表すとともに、このような機会を与えていただいたことに御礼申し上げる。

参考文献

書誌関連

梅島修『FTA原産地制度—企業の視点からの考察』JMC JOURNAL

2005年11月号（日本機械輸出組合、2005年）

浦田秀次郎ほか『FTAガイドブック』（ジェトロ、2002年）

外務省経済局EPA交渉チーム『解説FTA・EPA交渉』（日本経済評論社、2007年）

上川純史『日本の原産地規則の概要』貿易と関税

2006年6, 7, 9, 10, 11月、2007年1月号

（日本関税協会、2006–2007年）

上川純史『日本の原産地規則の概要』貿易実務ダイジェスト

2006年7, 8, 9, 10, 12月

2007年1, 2, 3, 4, 5, 7月号

（日本関税協会、2006–2007年）

環日本海学会編『北東アジア事典』（国際書院、2006年10月）

国際法事例研究会『日本の国際法事例研究（5）条約法』

（慶應義塾大学出版会、2001年4月）

小室程夫『迂回防止措置とGATT/WTO』貿易と関税

1997年1, 2, 3月号（日本関税協会、1997年）

小室程夫『国際経済法 新版』（東信堂、2007年）

小原喜雄、小室程夫、山手治之『国際経済条約・法令集 第2版』

（東信堂、2002年）

財務省財務総合政策研究所編『財政金融統計月報』663号

[付 錄] 参 考 論 文

- (国立印刷局、2007年7月)
- 津久井茂充『ガットの全貌 コンメンタール・ガット』
(日本関税協会、1993年9月)
- 西澤公慶『特恵関税の全貌』(日本関税協会、1971年)
- 日本機械輸出組合『ASEANにおける関税評価と原産地規則運用』
(日本機械輸出組合、2002年6月)
- 日本機械輸出組合『アジア原産地規則と通関手続』
(日本機械輸出組合、2004年6月)
- ジェトロ『NAFTAを読む』(ジェトロ、1994年4月)
- 秀島慎也『関税と附帯税』貿易実務ダイジェスト
2005年12月号 (日本関税協会、2005年12月)
- 米国下院歳入委員会編(福島栄一監訳)『米国通商関連法概説』
(ジェトロ、2005年3月)
- Pierre Didier(矢野勝之訳)『最新EU関税法マニュアル』
(日本機械輸出組合、2003年3月)
- Simon Holmes『EUアンチ・ダンピング規則の下での迂回防止』
国際商事法務No. 4, 5, 6 (国際商事法務研究所、1997年)

参照WEB

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>

経済産業省通商機構部『2007年版不公正貿易報告書』(2007年4月)

<http://www.meti.go.jp/report/data/g70416a01j.html>

小室程夫『FTAと原産地規則』国際問題 電子版 NO. 566 13-26頁

(日本国際問題研究所、2007年11月)

<http://www2.jiia.or.jp/ebook/>

小室程夫『Japan's Generalized System of Preferences: An Oriental Pandora's Box』

(2006年4月)

<http://www.worldtradelaw.net/articles/komuropreferences.pdf>

財務省 <http://www.mof.go.jp/>

税関 <http://www.customs.go.jp/>

ジェトロ『ASEANのFTAと原産地規則』(2004年11月)

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/asean/reports/05001133>

ジェトロ『ASEAN各国における関税・通関制度の実態と問題点』(2005年3月)

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/asean/reports/05001133>

ジェトロ『韓・米FTA分野別最終合意結果』(2007年4月)

http://www.jetro.go.jp/biz/world/n_america/us/reports/05001395

ジェトロ『特恵関税に関する原産地規則（EU）』ユーロトレンド

2006年2月号（2006年2月）

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/europe/eu/reports/05001339>

日本商工会議所『特定原産地証明書発給申請マニュアル』（2007年7月）

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/manual.htm>

ASEAN Secretariat『Rules of Origin for the CEPT Scheme for AFTA』

<http://www.aseansec.org/17281.htm>

CrimsonLogic <http://www.crimsonlogic.com/Ptradenet.html>

EFTA Secretariat『Free Trade Agreement EFTA - Republic of Korea』

<http://secretariat.efta.int/Web/ExternalRelations/PartnerCountries/Korea>

European Commission

『A User's Handbook to the Rules of Preferential Origin used in trade

between the European Community, other European Countries and the
countries participating to the Euro-Mediterranean Partnership』

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/handbook_en.pdf

HM Revenue & Customs <http://www.hmrc.gov.uk/>

NAFTA Secretariat『North American Free Trade Agreement』

http://www.nafta-sec-alena.org/DefaultSite/index_e.aspx?DetailID=78

Malaysia Trade and Industry <http://www.miti.gov.my/ekpweb/application>

Office of Public Sector Information <http://www.opsi.gov.uk/acts.htm>

Singapore Customs <http://www.customs.gov.sg/topNav/home>

Singapore's FTA Network <http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal/FTA>

The UK Statute Law Database <http://www.statutelaw.gov.uk/>

UNCTAD『GSP - HANDBOOK ON THE SCHEME OF JAPAN 2006』（2006年1月）

http://www.unctad.org/en/docs/itcdtsbmisc42rev3_en.pdf

UNCTAD『GSP - HANDBOOK ON THE SCHEME OF THE UNITED STATES OF AMERICA 2003』（2003年10月）

http://www.unctad.org/en/docs/itcdtsbmisc58rev1_en.pdf

U.S. Trade Representative『Final - United States - Korea FTA Texts』

http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Republic_of_Korea_FTA/Final_Text/Section_Index.html

U.S. Customs and Border Protection <http://www.cbp.gov/xp/cgov/home.xml>

U.S. Government Printing Office <http://www.access.gpo.gov/uscode/index.html>

U.S. International Trade Commission <http://www.usitc.gov/>

